特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

評価書番号	評価書名
62	地方税法等による地方税若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律等による森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務　全項目評価書（令和8年9月以降）

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は、地方税法等による地方税若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律等による森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	地方税法等による地方税若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律等による森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

神奈川県川崎市長

個人情報保護委員会　承認日　【行政機関等のみ】

公表日

令和8年10月30日

［令和7年5月　様式4］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
（別添1）事務の内容
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添2）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
Ⅳ　その他のリスク対策
Ⅴ　開示請求、問合せ
Ⅵ　評価実施手続
（別添3） 変更箇所

Ⅰ　基本情報

1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税法等による地方税若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律等による森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務
②事務の内容　※	地方税の業務は、個人住民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税、事業所税及び都市計画税（以下「市税」という。）の公平かつ適正な賦課並びに徴収にあたって、次の事務に分けられる。 なお、森林環境税の賦課徴収の事務は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第７条第１項において、個人住民税の均等割と併せて行うものとされており、本評価書において森林環境税に係る事務は個人住民税に含まれるものとする。 １　個人住民税関係事務 賦課期日（１月１日）現在で、本市に居住する者及び本市内に事業所や家屋敷を有する者に対して個人住民税申告書等の課税資料から賦課決定を行い、通知するもの ２　固定資産税関係（都市計画税を含む）事務 賦課期日（１月１日）現在で、本市に土地、家屋及び償却資産（これらを総称して「固定資産」という。）を所有している者に対して、その固定資産の価格に応じて賦課決定を行い、通知するもの ３　軽自動車税関係事務 賦課期日（４月１日）現在で、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）の主たる定置場を、本市内に有する所有者に対して賦課決定を行い、通知するもの ４　諸税（事業所税、市たばこ税及び入湯税）関係事務 ・事業所税：市内の事業所等で事業を行う者の申告により徴収するもの ・市たばこ税：製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者（以下「卸売販売業者等」という。）の申告により徴収する（手持品課税実施には、小売販売業者も申告納付義務者となる。）もの ・入湯税：鉱泉浴場の経営者の申告により、鉱泉浴場に入湯する入湯客からの入湯税を徴収するもの ５　収納管理事務 納税の管理、納税者への還付金の支払い、納期限内に納付がない者への滞納整理等を行うもの ６　他団体との情報連携事務（中間サーバー・システム連携基盤における事務） ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。（システム連携基盤要件） ・番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。（システム連携基盤、中間サーバー要件） ・番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。（システム連携基盤、中間サーバー要件）
③対象人数	［　30万人以上　］ ＜選択肢＞ 1）1,000人未満　2）1,000人以上1万人未満 3）1万人以上10万人未満　4）10万人以上30万人未満 5）30万人以上

2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	市税システム
②システムの機能	1　宛名システム ・住民基本台帳に登録している者、住民基本台帳に登録していない者その他市税の賦課徴収に係る関連者の情報を管理する。 ・納税者の申請により口座振替納付の対象となる口座情報を管理する。 ・各種証明書の作成を行う。 2　個人住民税システム ・宛名管理システムの情報をもとに、賦課決定の年度・対象者を特定する。 ・本市に居住する者、本市内に事業所や家屋敷を有する者などから提出される個人住民税申告書や給与支払報告書等の課税資料を登録する。 ・課税資料の名寄せを行い、課税標準額や徴収方法を決定し、賦課決定を行う。 ・自主決定等により税額の変更を行う。 ・納税通知書や納付書の作成を行う。 3　固定資産税システム ・法務局（登記所）の登記異動通知等や宛名システムの情報をもとに、賦課決定の年度・対象者（共有者を含む。）を特定する。 ・調査した項目を評価情報に登録する。 ・評価情報をもとに、土地、家屋、償却資産の評価計算を行い、各資産・課税客体の課税標準額や軽減税額を決定し、賦課決定を行う。 ・減免等により税額の変更を行う。 ・納税通知書（データ）や納付書の作成を行う。 4　軽自動車税システム ・宛名システムの情報をもとに、賦課決定の年度・対象者を特定する。 ・本市に主たる定置場を有する軽自動車等の所有者などから提出される軽自動車税申告書により、新規登録、修正、廃車の登録を行う。 ・課税資料の名寄せを行い、税額を決定し、賦課決定を行う。 ・減免等により税額の変更を行う。 ・納税通知書（データ）や納付書の作成を行う。 5　事業所税システム ・本市内の事業所等で事業を行う者及び市内の事業所用家屋を貸し付けている者などから提出される事業所税申告書等をもとに、宛名管理システムの登録・修正・確認や課税資料内容（納付額等）を登録する。 ・更正等により税額の変更を行う。 6　市たばこ税システム ・製造たばこの卸売販売業者等から提出されるたばこ税申告書及び小売販売業者等から提出されるたばこ税の手持品課税申告書等をもとに、宛名管理システムの登録・修正・確認や課税資料内容（納付額等）を登録する。 ・更正等により税額の変更を行う。 7　入湯税システム ・本市内の鉱泉浴場の特別徴収義務者から提出される入湯税納入申告書等をもとに、宛名管理システムの登録・修正・確認や課税資料内容（納付額等）を登録する。 ・更正等により税額の変更を行う。 8　収納システム ・市民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、事業所税システム、市たばこ税システム及び入湯税システムの賦課情報を受け取り、収納管理情報（納税情報）に登録する。 ・金融機関等により受け取った納税情報の登録・更新を行う。 ・過誤納等の処理のため還付及び充当や不納欠損処理を行う。 ・納付書の作成を行う。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[○] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [○] その他　（ システム連携基盤、申告書情報等管理システム　　）

システム2	
①システムの名称	eLTAX審査システム
②システムの機能	1　地方税ポータルシステム（eLTAX）は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、一般社団法人地方税電子化協議会（当時）が構築したシステムであり、平成17年１月から運用が開始されたシステムである。 2 このシステムでは、固定資産税（償却資産）、事業所税、市たばこ税及び入湯税の申告、給与支払報告書等の提出、事業所税、市たばこ税及び入湯税の更正請求、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続が行えるものである。 3　地方税ポータルセンタ（eLTAX）で受付した電子データは、総合行政ネットワーク（LGWAN）を通じ、審査システム（eLTAX）で受領する。 4　審査システム（eLTAX）は、税務事務の効率化を図るため、市税システムと連携している。 ・審査システム（eLTAX）から市税システムへの連携：申告データ、利用届出データ、申請・届出データ等 ・市税システムから審査システム（eLTAX）への連携：特別徴収税額通知データ等 5　審査システム（eLTAX）には、 ・個人住民税：給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する。 ・固定資産税（償却資産）：償却資産の所有者から、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、償却資産申告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、あらかじめ所有者名等を入力したプレ申告書を、償却資産の所有者に送付する。 ・事業所税：事業所税の納税義務者から、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、事業所税の申告書等を受領する。 ・市たばこ税：市たばこ税の納税義務者から、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、市たばこ税の申告書、更正請求書等を受領する。 ・入湯税：入湯税の納税義務者から、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、入湯税の申告書、更正請求書等を受領する。 等の機能がある。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[○] 税務システム [　　] その他　（　　）
システム3	
①システムの名称	国税連携システム（eLTAX）
②システムの機能	1　国税連携システム（eLTAX）は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会（当時）が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。 2　国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが総合行政ネットワーク（LGWAN）を通じ送付される。 3　国税連携システム（eLTAX）には、 ・国税庁から、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、所得税申告書等データ、法定調書（配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん）データを受領する。また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、扶養是正情報等データを国税庁に送付する。 ・他の市区町村に対して、所得税申告書等データを送付する。 等の機能がある。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[○] 税務システム [○] その他　（ 地方税ポータルセンタ（eLTAX）　　）

システム4	
①システムの名称	システム連携基盤
②システムの機能	1　団体内統合宛名管理機能 　既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、システム連携基盤内の統合宛名DBに団体内統合宛名番号と紐付けて管理を行う。また、個人番号が新規入力されたタイミングで、団体内統合宛名番号の付番を行う。 2　符号要求機能 　個人番号を特定済みの団体内統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。また、中間サーバーから返却された処理通番は住民記録システムへ送信する。 3　情報提供機能 　各業務で管理している番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。 4　情報照会機能 　中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。 5　既存システム連携機能 　各業務システム及び中間サーバーと接続し、システム間での情報連携を行う。 6　職員認証・権限管理機能 　システム間連携以外で団体内統合宛名管理機能等を利用する職員の認証と職員に付与された権限管理を行い、特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
③他のシステムとの接続	[　]情報提供ネットワークシステム　　[○]庁内連携システム [　]住民基本台帳ネットワークシステム　　[　]既存住民基本台帳システム [　]宛名システム等　　[○]税務システム [○]その他　（中間サーバー、各業務システム　）
システム5	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）、システム連携基盤等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得（※1）や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 （※1）セキュリティの観点より、特定個人情報の照会と提供の際は個人番号を直接利用せず、「符号」を取得して利用する。 1　符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2　情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。 3　情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4　既存システム接続機能 中間サーバーと各システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5　情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6　情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能。 7　データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8　セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する機能。 9　職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10　システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	[○]情報提供ネットワークシステム　　[○]庁内連携システム [　]住民基本台帳ネットワークシステム　　[　]既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等　　[　]税務システム [　]その他　（　）

システム6	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	1　本人確認情報の照会・検索 5情報（氏名、氏名振り仮名、性別、生年月日、住所）の組合せをキーとして、本市統合端末により本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 2　機構への本人確認情報照会 全国のサーバーに対して、住民票コード、個人番号又は5情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　　[　] 税務システム [　] その他　（　）
システム7	
①システムの名称	個人住民税申告ポータル
②システムの機能	個人住民税について、オンラインで申告ができる機能
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　　[　] 税務システム [○] その他　（ サービス検索・電子申請機能　）
システム8	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　　[　] 税務システム [○] その他　（ 申請管理システム　）

システム9	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	1　番号紐付情報の最新化 　住基システムから番号紐付情報の差分データを受領し、申請管理システムが持つ番号紐付情報を更新する機能 2　申請データの取り込み 　申請データをサービス検索・電子申請機能からダウンロードする機能 3　申請データのデータベース格納 　サービス検索・電子申請機能から連携される申請ZIPを展開し、データや添付ファイルをデータベース等に格納する機能 4　シリアル番号による申請者特定 　申請管理システムで保持している番号紐付情報をもとに、電子署名検証結果データにあるシリアル番号を宛名番号へ変換する機能 5　申請内容照会と審査状況管理 　申請内容の確認や審査を行うため、申請データの参照や添付書類等の確認、申請データごとに審査状況のステータス管理を行う機能 6　申請処理状況データ連携 　申請ステータスを変更した際に、ダウンロード機能へ変更した申請ステータスおよび自治体コメントを、申請処理状況データとして連携を行う機能 7　業務システムとの申請データ連携 　各業務システムが申請データを取得できるよう、システム間で申請データの連携を行う機能
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [○] その他　（ システム連携基盤　　）

システム10	
①システムの名称	地方税外部連携システム（eLTAX）
②システムの機能	地方公共団体及び国税庁との間で、電子的に照会・回答及び回送を行う機能。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [○] その他　（ 地方税ポータルセンタ（eLTAX）　　）

3．特定個人情報ファイル名

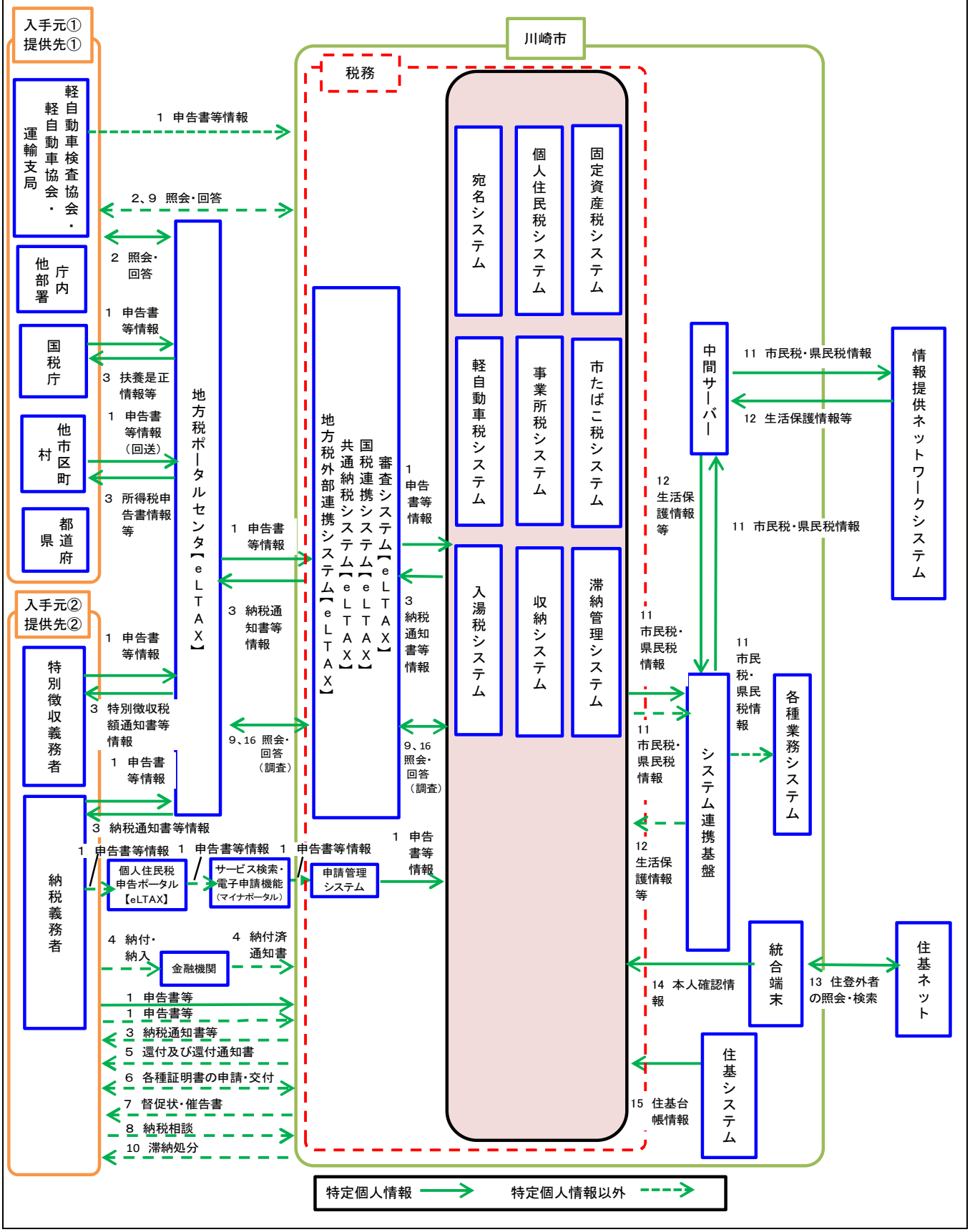
税情報ファイル

4．特定個人情報ファイルを取り扱う理由

①事務実施上の必要性	1　課税資料と課税対象者との確実な名寄せができる。 2　適正かつ公平な賦課事務や調査ができる。 3　効率的かつ正確な収納管理ができる。
②実現が期待されるメリット	1　確定申告書や個人住民税申告書の情報、給与支払報告書等の課税資料情報や、本市が有する住民情報等について、個人番号をキーとして名寄せでき、納税者の地方税関係情報をより的確かつ効率的に把握することができる。 2　現在は添付書類などの紙媒体での照会により確認している地方税関係情報等について、番号制度の導入により、情報提供ネットワークシステム等を通じて照会することが可能となるため、事務負担の削減やより適正かつ公平な賦課徴収事務や調査ができる。 3　番号制度の導入により、情報提供ネットワークシステムを通じて地方税当局から社会保障担当部局等へ地方税関係情報が提供されることになり、社会保障分野の手続きで求めている所得証明書等の添付書類の提出を省略することができる。

5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の24の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・情報照会 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項 ・情報提供 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、7の項、11の項、13の項、15の項、20の項、28の項、37の項、39の項、42の項、48の項、49の項、53の項、57の項、58の項、59の項、63の項、65の項、66の項、69の項、73の項、75の項、76の項、81の項、83の項、84の項、86の項、87の項、88の項、89の項、90の項、91の項、92の項、96の項、98の項、106の項、108の項、115の項、124の項、125の項、129の項、130の項、132の項、137の項、138の項、140の項、141の項、142の項、144の項、147の項、151の項、152の項、155の項、156の項、158の項、160の項、161の項、163の項、164の項、165の項、166の項、167の項、168の項、169の項、170の項、171の項、172の項、173の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政局税務部税制課
②所属長の役職名	税制課長
8. 他の評価実施機関	
―	

（別添1）事務の内容


入手元①
提供先①
軽自動車検査協会・軽自動車協会・運輸支局
庁内他部署
国税庁
他市区町村
都道府県
入手元②
提供先②
特別徴収義務者
納税義務者
川崎市
税務
地方税ポータルセンタ【eLTAX】
地方税外部連携システム【eLTAX】
国税連携システム【eLTAX】
共通納税システム【eLTAX】
審査システム【eLTAX】
宛名システム
個人住民税システム
固定資産税システム
軽自動車税システム
事業所税システム
市たばこ税システム
入湯税システム
収納システム
滞納管理システム
中間サーバー
情報提供ネットワークシステム
システム連携基盤
各種業務システム
統合端末
住基ネット
住基システム
個人住民税申告ポータル【eLTAX】
サービス検索・電子申請機能（マイナポータル）
申請管理システム
金融機関
1 申告書等情報
2、9 照会・回答
2 照会・回答
1 申告書等情報
3 扶養是正情報等
1 申告書等情報（回送）
3 所得税申告書情報等
1 申告書等情報
3 納税通知書等情報
1 申告書等情報
3 特別徴収税額通知書等情報
9、16 照会・回答（調査）
1 申告書等情報
3 納税通知書等情報
1 申告書等情報
1 申告書等情報
1 申告書等情報
1 申告書等情報
3 納税通知書等情報
4 納付・納入
4 納付済通知書
1 申告書等
1 申告書等
3 納税通知書等
5 還付及び還付通知書
6 各種証明書の申請・交付
7 督促状・催告書
8 納税相談
10 滞納処分
1 申告書等情報
9、16 照会・回答（調査）
11 市民税・県民税情報
12 生活保護情報等
11 市民税・県民税情報
12 生活保護情報等
11 市民税・県民税情報
11 市民税・県民税情報
11 市民税・県民税情報
12 生活保護情報等
14 本人確認情報
13 住登外者の照会・検索
15 住基台帳情報
特定個人情報
特定個人情報以外

（備考）

1　納税義務者等や他機関等から提出・回送される申告書等を受け付け、確認を行う。
2　必要に応じて、賦課・徴収事務に係る調査を行う。
3　納税義務者には納税通知書等（データ）、特別徴収義務者には特別徴収税額通知書等（データ）、国税庁には扶養是正情報等（データ）、 他市区町村には所得税申告書等（データ）を送信する。
　また、減免決定について、納税義務者等に市税減免許可通知書等を送付する。
4　納税義務者等が納付したことについて、金融機関からの納付済通知書等により確認する。
5　納付額が課税額より多い場合は超過額を還付又は充当のうえ、納税義務者等に還付通知書等を送付する。
6　納税義務者等からの各種証明書交付申請書を受け付け、確認を行い、各種証明書を申請者に交付する。
7　納税義務者等からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税義務者等に督促状・催告書を送付する。
8　本人確認措置を行ったうえで、納税者からの納税相談を受け、納税課窓口で市税を領収する。
　また、相談内容に応じて特定個人情報を含まない納税誓約書及び徴収猶予申請書等を受領する。
9　滞納者の財産に対して各種調査を行い、回答を得る。
10　督促状発付から10日を経過してもなお滞納があるものに、各種滞納処分を行う。
11　市民税・県民税情報について情報提供ネットワークシステム又は庁内の各種業務システムに提供する。
12　情報提供ネットワークシステムにより市民税・県民税情報の提供や生活保護情報等を取得する。
13　本市に住民登録のない者の本人確認情報の検索・照会を行う。
14　番号法や地方税法に基づく本人確認や賦課徴収等の事務を行う。
15　既存の住基システムから、住民登録のある者の宛名情報を管理する。

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
税情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　100万人以上1,000万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		納税義務者・被扶養者調査対象者及び課税調査対象者等
	その必要性	適正かつ公平な賦課徴収事務を正確に行うため
④記録される項目		[　　100項目以上　　] ＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号　[○] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所）　[○] 連絡先（電話番号等） [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [○] 国税関係情報　[○] 地方税関係情報　[　　] 健康・医療関係情報 [　　] 医療保険関係情報　[　　] 児童福祉・子育て関係情報　[○] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報　[　　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　　] 雇用・労働関係情報　[○] 年金関係情報　[　　] 学校・教育関係情報 [　　] 災害関係情報 [○] その他　（　口座登録・連携ファイル関係情報、電子証明書利用者証明用のシリアル番号　）
	その妥当性	○識別情報 ・個人番号：対象者を特定するため、本人確認措置を適正に行うために必要 ・個人番号対応符号：情報提供ネットワークシステムを利用するために必要 ・その他識別情報：本市における宛名管理番号である住民コード、納税者コードが本人確認措置を行うために必要 ○連絡先等情報 ・5情報、連絡先：本人確認措置を適正に行うため、賦課期日住所や送付先住所、氏名の管理のために必要 ・その他住民票関係情報：納税者の配偶者・扶養親族を特定するために必要 ○業務関係情報 ・国税関係情報：賦課処分の課税資料の名寄せや調査を適正に行うため必要 ・地方税関係情報：賦課処分の課税資料の名寄せや調査を適正に行うため必要 ・障害者福祉関係情報：賦課処分を適正に行うため必要 ・生活保護・社会福祉関係情報：賦課処分を適正に行うため必要 ・年金関係情報：賦課処分を適正に行うため必要 ・口座登録・連携ファイル関係情報：公金受取口座登録制度に基づく還付を行うため必要 ・電子証明書利用者証明用のシリアル番号：申請者の本人確認のために必要
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日		平成27年10月5日
⑥事務担当部署		財政局税務部税制課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 （ 市民文化局、健康福祉局 ） [○] 行政機関・独立行政法人等 （ 国税庁、神奈川県軽自動車協会、運輸支局、神奈川県検査協会、地方公共団体情報システム機構、デジタル庁 ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 都道府県、他市区町村 ） [○] 民間事業者 （ 給与支払者 ） [○] その他 （ 給与支払報告書提出義務者、公的年金等支払報告書提出義務者 ）
②入手方法	[○] 紙 [○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 電子メール [] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 （ 総合行政ネットワーク（LGWAN）、サービス検索・電子申請機能 ）
③入手の時期・頻度	1 個人住民税 ○当初賦課事務における入手 ・給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、個人住民税申告書などの課税資料は随時 ○当初賦課事務以外における入手 ・国税情報は毎月1回 ・地方税情報、生活保護情報及び障害者情報は、賦課事務の各種調査時 ※審査システム（eLTAX）では、個人番号が記載された申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、各種申請・届出のデータを地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて受領することとなる。 2 固定資産税 ○当初賦課事務における入手 ・償却資産申告書受付 （毎年1月） ○当初賦課事務以外における入手 ・国税情報、地方税情報及び生活保護情報は、賦課事務の各種調査時 3 軽自動車税 ・車両の新規登録、廃車及び名義変更等の異動が発生した際に、その都度、申告書等を受付。 ・申告書等を入手する都度、個人番号を取得する。 ※総務省の技術的助言等に基づき、当分の間は個人番号の記載を求めない。 4 事業所税 ・事業者が税額を算出し、提出する事業所税申告書の受付。 ・申告書等を入手する都度、個人番号を取得する。 5 諸税 ・卸売販売業者等が本市内の小売販売業者に売り渡す製造たばこの本数をもとに、税額を算出し、本市で申告書等を受付。税率改正に伴う手持品課税の実施により、小売販売業者又は卸売販売業者等が所持する製造たばこの本数をもとに、税額を算出し、本市で申告書を受付。申告書等を入手する都度、個人番号を取得する。 ・鉱泉浴場の経営者は、鉱泉浴場に入湯する入湯客から入湯税を徴収するに当たり、経営開始の日の前日までに、その氏名又は名称及び住所等の事項を記載した申告書を本市へ提出。申告書等を入手する都度、個人番号を取得する。 6 収納管理 ・各税目の課税情報により個人番号を取得する。

④入手に係る妥当性		1　個人住民税 ・1月1日現在に市内に住所のある者は、前年中の所得を市町村に申告しなければならない。（地方税法第317条の2、地方税法第317条の6） 2　固定資産税 ・固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、地方税法上価格の決定に必要な事項を市町村に申告しなければならない。（地方税法第383条） 3　軽自動車税 ・軽自動車税の納税義務者は、軽自動車税の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書又は報告書を提出しなければならない。（地方税法第452条） 4　事業所税 ・事業所税の納税義務者は、事業所税の課税標準額及び税額その他必要な事項を申告し、納付しなければならない。（地方税法第701条の46、地方税法第701条の47） 5　諸税 ・市たばこ税の納税義務者は、市たばこ税の課税標準数量及び税額その他必要な事項を申告し、納付しなければならない。（地方税法第473条） ・鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を記載した規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申告書に記載した事項に異動を生じたときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。 (1) 鉱泉浴場を経営しようとする者の住所及び氏名又は名称 (2) 鉱泉浴場の所在地 (3) その他市長が必要と認める事項 （川崎市市税条例第93条の7の9） 6　収納管理 ・地方税法に基づく各税目の納税義務
⑤本人への明示		1　個人住民税 ・地方税法第317条の2、地方税法第317条の6、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条、番号法第9条第1項及び番号法第19条第8号、第10号 2　固定資産税 ・地方税法第382条、地方税法第383条、地方税法第387条、番号法第9条第1項及び番号法第19条第8号、第10号 3　軽自動車税 ・地方税法452条、番号法第9条第1項及び番号法第19条第8号、第10号 4　事業所税 ・地方税法第701条の46、地方税法第701条の47、番号法第9条第1項及び番号法第19条第8号、第10号 5　諸税 ・地方税法第473条、川崎市市税条例第93条の7の9、番号法第9条第1項及び番号法第19条第8号、第10号 6　収納管理 ・地方税法第319条の2、地方税法第321条の5、地方税法第321条の7の6、地方税法第364条、地方税法第451条、地方税法第473条、地方税法第701条の4、地方税法第701条の47、番号法第9条第1項及び番号法第19条第8号、第10号
⑥使用目的　※		・課税調査、減免事務その他賦課徴収業務を適正かつ公平に行うため ・課税資料の名寄せ・突合を正確かつ効率的に行うため ・各種申請・申告等に必要な添付書類が省略できるなどの納税者の利便性向上のため
	変更の妥当性	－
⑦使用の主体	使用部署 ※	財政局税務部税制課、市民税管理課 財政局かわさき市税事務所市民税課、法人課税課、資産税課、納税課 財政局みぞのくち市税事務所市民税課、資産税課、納税課 財政局こすぎ市税分室市民税担当、管理担当、資産税担当、納税担当 財政局しんゆり市税事務所市民税課、資産税課、納税課 財政局収納対策部収納対策課、債権管理課
	使用者数	[　500人以上1,000人未満　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上

⑧使用方法 ※		・申告書等の情報を市税システムに登録する。 ・市税システムに登録された情報等を基に課税管理業務及び収納、還付、充当などの収納管理業務を行う。 ・情報提供ネットワークシステムにより生活保護受給情報、障がい者情報、所得情報、扶養関係情報、公金受取口座情報等について照会を行い、非課税判定、扶養是正等を行う。
	情報の突合 ※	住民票情報と申告情報を突合し、賦課決定対象者や未申告者を正確に把握する。 生活保護情報と申告情報を突合し、課税内容や減免対象者を把握する。 障害者関係情報と申告情報を突合し、課税内容や減免対象者を把握する。 年金給付情報と申告情報を突合し、課税内容を把握する。 国税情報と申告情報を突合し、課税内容を把握する。 地方税情報と申告情報を突合し、課税内容を把握する。
	情報の統計分析 ※	特定の個人を判別しうるような情報の統計は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	地方税及び森林環境税の賦課決定及び滞納整理
⑨使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※		[委託する] (12) 件 <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1		市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)納税通知書印字・製本・封入及び封緘業務
①委託内容		市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)納税通知書印字・製本・封入及び封緘作業の他、チラシを区分ごとに同封し内容の検品、郵送区分等による仕分けを行い、郵送する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	個人住民税を特別徴収の方法によって徴収する者
	その妥当性	短期間で大量の納税通知書の印字やチラシ等を封入封緘する業務であり、庁内だけでの対応は困難であるため、委託が必要となる。 ※総務省の技術的助言等に基づき、当分の間は個人番号を提供しない。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[]専用線 []電子メール [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ [○]紙 []その他 ()
⑤委託先名の確認方法		川崎市ホームページより「市税のお知らせ」にて確認可能
⑥委託先名		競争入札により決定する。
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑨再委託事項	委託業者からの申請に基づき定める。
委託事項2		市民税・県民税(特別徴収)税額決定通知書及び納入書印字・製本・封入及び封緘業務
①委託内容		市民税・県民税(特別徴収)税額決定通知書及び納入書印字・製本・封入及び封緘作業の他、チラシを区分ごとに同封し内容の検品を行い、郵送する。

②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] ＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	個人住民税を特別徴収の方法によって徴収する者
	その妥当性	短期間で大量の税額決定通知書の印字やチラシ等の封入封緘する業務であり、庁内だけでの対応は困難であるため、委託が必要となる。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[]専用線　[]電子メール　[○]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） []フラッシュメモリ　[]紙 []その他　（　　）
⑤委託先名の確認方法		川崎市ホームページより「市税のお知らせ」にて確認可能
⑥委託先名		競争入札により決定する。
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑨再委託事項	委託業者からの申請に基づき定める。
委託事項3		固定資産税納税通知書印字・製本・封入封緘業務
①委託内容		固定資産税納税通知書の印字・製本・封入及び封緘作業の他、チラシを区分ごとに同封し内容の検品、郵送区分等による仕分けを行い、各市税事務所及び市税分室に納品する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] ＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	固定資産税の課税対象者
	その妥当性	短期間で大量の納税通知書やチラシ等を印字・封入封緘する業務であり、庁内だけでの対応は困難であるため、委託が必要となる。 ※総務省の技術的助言等に基づき、当分の間は個人番号を提供しない。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[]専用線　[]電子メール　[○]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） []フラッシュメモリ　[]紙 []その他　（　　）
⑤委託先名の確認方法		川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能
⑥委託先名		競争入札により決定する。

再委託	⑦再委託の有無 ※	[　　再委託する　　] ＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑨再委託事項	委託業者からの申請に基づき定める。
委託事項4		軽自動車税納税通知書印字・製本・封入封緘業務
①委託内容		軽自動車税納税通知書印字・製本・封入及び封緘作業の他、チラシを区分ごとに同封し内容の検品を行い、市税事務所に納品する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] ＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	軽自動車税の課税対象者
	その妥当性	短期間で大量の納税通知書の印字やチラシ等を封入封緘する業務であり、庁内だけでの対応は困難であるため、委託が必要となる。 ※総務省の技術的助言等に基づき、当分の間は個人番号を提供しない。
③委託先における取扱者数		[　　10人以上50人未満　　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[　]専用線　[　]電子メール　[○]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[○]紙 [　]その他　（　　）
⑤委託先名の確認方法		川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能
⑥委託先名		競争入札により決定する。
再委託	⑦再委託の有無 ※	[　　再委託する　　] ＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑨再委託事項	委託業者からの申請に基づき定める。
委託事項5		市民税・県民税申告書封入封緘業務
①委託内容		市民税・県民税申告書（電算印字用の連続用紙・本市で宛名等を印字済み）、チラシを区分ごとに同封し内容の検品、郵送区分等による仕分けを行い、各市税事務所及び市税分室に納品する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] ＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[　　1万人以上10万人未満　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	前年度に個人住民税申告書を提出した者及び当該申告書発送を依頼した者
	その妥当性	短期間で大量の申告書やチラシ等を封入封緘する業務であり、庁内だけでの対応は困難であるため、委託が必要となる。 ※総務省の技術的助言等に基づき、当分の間は個人番号を提供しない。
③委託先における取扱者数		[　　10人以上50人未満　　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[　]専用線　[　]電子メール　[　]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [　]フラッシュメモリ　[○]紙 [　]その他　(　)
⑤委託先名の確認方法		事務担当課への問い合わせによる
⑥委託先名		競争入札により決定する。
再委託	⑦再委託の有無 ※	[　再委託する　] ＜選択肢＞ 1) 再委託する　2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑨再委託事項	委託業者からの申請に基づき定める。
委託事項6		給与支払報告書等受付、処理及び市民税・県民税(給報・年報)データ入力業務
①委託内容		郵便物(給与支払報告書・年金支払報告書、総括表等)の受け渡し、仕分け及びデータパンチ入力を行うためのスキャン等の準備を行った後、給与支払報告書・年金支払報告書、その他課税資料を市税システムに登録するための入力データを作成する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] ＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	提出された課税資料の該当者
	その妥当性	短期間で大量の課税資料をデータ入力する業務であり、庁内だけでの対応は困難であるため、委託が必要となる。
③委託先における取扱者数		[　10人以上50人未満　] ＜選択肢＞ 1) 10人未満　2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満　4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満　6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[　]専用線　[　]電子メール　[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○]フラッシュメモリ　[○]紙 [○]その他　(　)
⑤委託先名の確認方法		川崎市ホームページより「市税のお知らせ」にて確認可能
⑥委託先名		競争入札により決定する。
再委託	⑦再委託の有無 ※	[　再委託する　] ＜選択肢＞ 1) 再委託する　2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑨再委託事項	委託業者からの申請に基づき定める。
委託事項7		市民税・県民税(国税連携)データ入力業務
①委託内容		確定申告書(国税連携データ送信されない箇所)その他課税資料を市税システムに登録するための入力データを作成する。

②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] ＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	提出された確定申告書の該当者
	その妥当性	確定申告書（国税連携データ）に係る資料を効率的かつ正確にシステム登録するため
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[]専用線　[]電子メール　[]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [○]フラッシュメモリ　[]紙 []その他　（　）
⑤委託先名の確認方法		川崎市ホームページより「市税のお知らせ」にて確認可能
⑥委託先名		競争入札により決定する。
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑨再委託事項	委託業者からの申請に基づき定める。
委託事項8		市税システムにおけるシステム統一・標準化対応業務・運用保守業務
①委託内容		市税システム（税務システム）の標準化を行うために必要となる、ガバメントクラウドの設定作業、データ移行作業、テスト作業等に係る業務及び標準準拠システムへの移行後のシステム運用保守業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] ＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	本市の税の賦課徴収に関連する者
	その妥当性	市税システムの円滑な標準準拠システムへの移行作業及び安定的な稼働のため専門的な知識を有し、かつパッケージシステムの開発元でもある民間業者であるため
③委託先における取扱者数		[100人以上500人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[]専用線　[]電子メール　[]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） []フラッシュメモリ　[]紙 [○]その他　（ 移行作業用のシステム環境、運用・保守専用のシステム環境　）
⑤委託先名の確認方法		川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能

⑥委託先名		富士通Japan　株式会社
再委託	⑦再委託の有無　※	[　　再委託する　　] ＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑨再委託事項	委託業者からの申請に基づき、システム移行作業及び運用保守業務の一部を再委託
委託事項9		審査システム（eLTAX）及び国税連携システム（eLTAX）運用支援業務
①委託内容		審査システム（eLTAX）及び国税連携システムに関するサービスの提供及び運用支援
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] ＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[　100万人以上1,000万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲　※	地方税ポータルシステム（eLTAX）を通じて提出された課税資料の該当者及び公的年金等受給者、国税連携システム（eLTAX）を通じて送受信した課税資料の該当者
	その妥当性	地方税共同機構において、登録委託先事業者として認められた民間業者であり、本市の求めるサービス仕様及びセキュリティ要件を満たすことのできる民間業者であるから
③委託先における取扱者数		[　　50人以上100人未満　　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[　]専用線　[　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [○]その他　（ 総合行政ネットワーク（LGWAN）　）
⑤委託先名の確認方法		川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能
⑥委託先名		株式会社　TKC
再委託	⑦再委託の有無　※	[　　再委託する　　] ＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑨再委託事項	現在の委託先においては、再委託を行っていない。
委託事項10		申請管理システム運用保守業務委託
①委託内容		ハードウェア、アプリケーション、データベースの保守・管理、ファイアーウォール等のログ監視・解析、トラブル対応等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] ＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[　　1万人以上10万人未満　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲　※	市民税申告書を電子申告する者
	その妥当性	申請管理システムの安定的な稼動のための専門的な知識及び技術を有し、かつ、開発元でもあるため。

③委託先における取扱者数		[　　10人以上50人未満　　]　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[　]専用線　[　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [○]その他　（ 運用・保守専用のシステム環境　）
⑤委託先名の確認方法		川崎市ホームページより「入札情報かわさき」にて確認可能
⑥委託先名		競争入札により決定する。
再委託	⑦再委託の有無 ※	[　　再委託する　　]　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑨再委託事項	委託業者からの申請に基づき定める。

委託事項11～15

委託事項11		軽自動車税申告書の受付事務
①委託内容		軽自動車税申告書の受理及び内容の点検、保管、引渡し並びに届出事項の照会回答に関する事務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]　＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	軽自動車及び二輪の小型自動車に係る軽自動車税の申告書を届出する者
	その妥当性	納税義務者の便宜を考慮して、道路運送車両法に基づく申請又は届出と合わせて、当該申告書を提出できるよう窓口を一元化するため（地方税法第452条） ※総務省の技術的助言等に基づき、当分の間は申告書に個人番号は記載されない。
③委託先における取扱者数		[　　50人以上100人未満　　]　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[　]専用線　[　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [○]その他　（ 本人又は代理人から直接申告書を受け付けるため、本市から特定個人情報ファイルの提供は行わない　）
⑤委託先名の確認方法		神奈川県都市税務協議会及び神奈川県町村税務協議会の事務委託契約書にて確認可能
⑥委託先名		一般社団法人　全国軽自動車協会連合会神奈川事務所
再委託	⑦再委託の有無 ※	[　　再委託する　　]　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑨再委託事項	委託業者からの申請に基づき定める。

提供先1	給与支払者（行政機関・独立行政法人等、地方公共団体・地方独立行政法人、民間事業者）
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	給与所得に係る特別徴収税額を給与の支払をする際に、特別徴収して市区町村に納付する。
③提供する情報	地方税法第321条の4第1項に基づき、給与所得に係る特別徴収税額、住所、氏名等
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	給与の支払を受けている納税義務者のうち特別徴収の方法によって徴収する者
⑥提供方法	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[○] 紙 [○] その他　（ LGWAN、インターネット回線　）
⑦時期・頻度	当初賦課決定（年1回：5月）、更正・修正時（月1回）
提供先2	・厚生労働大臣（日本年金機構） ・厚生労働大臣（日本年金機構）を経由して国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団 ・地方公務員共済組合連合会を経由して地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、東京都職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、全国市町村職員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	年金所得に係る特別徴収税額を年金給付の支払をする際に、特別徴収して市区町村に納付する。
③提供する情報	地方税法第321条の7の5第1項及び第321条の7の8第3項に基づき、当該年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収する旨、当該特別徴収対象年金所得者に係る支払回数割特別徴収税額、当該特別徴収対象年金所得者の氏名及び住所、当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の種類並びに当該年金保険者の名称、当該特別徴収対象年金所得者の性別及び生年月日並びに当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の額
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の納税義務者
⑥提供方法	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [○] その他　（ LGWAN　）
⑦時期・頻度	・年金特徴停止通知　年11回 ・年金特徴変更通知　年9回 ・特別徴収税額通知　年1回（7月）

提供先3	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1の項
②提供先における用途	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって第3条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第3条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先4	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第4条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第4条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先5	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表3の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第5条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第5条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先6	総務大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表4の項
②提供先における用途	恩給法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって第6条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第6条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先7	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表5の項
②提供先における用途	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第7条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第7条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先8	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表7の項
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第9条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第9条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先9	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11の項
②提供先における用途	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第13条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第13条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先10	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第15条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第15条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先11	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表15の項
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第17条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第17条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先12	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20の項
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第22条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第22条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先13	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表28の項
②提供先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第30条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第30条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先14	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表37の項
②提供先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第39条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第39条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先15	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表39の項
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第41条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第41条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先16	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第44条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第44条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先17	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第50条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先18	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表49の項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第51条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第51条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先19	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第８号に基づく主務省令第2条の表53の項
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって第55条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第55条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先20	法務大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第８号に基づく主務省令第2条の表55の2の項
②提供先における用途	出入国管理及び難民認定法による外国人の在留資格に係る許可に関する事務であって第57条の2で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第57条の2で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先21	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表57の項
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第59条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第59条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先22	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表58の項
②提供先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第60条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第60条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先23	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表59の項
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第61条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第61条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先24	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表63の項
②提供先における用途	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第65条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第65条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先25	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表65の項
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第67条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第67条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先26	国家公務員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表66の項
②提供先における用途	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって第68条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第68条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先27	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表69の項
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第71条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第71条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先28	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表73の項
②提供先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第75条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第75条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先29	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表75の項
②提供先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第77条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第77条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先30	住宅地区改良法第２条第２項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表76の項
②提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって第78条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第78条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先31	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表81の項
②提供先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第83条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第83条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先32	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表83の項
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第85条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第85条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先33	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表84の項
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって第86条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第86条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先34	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表86の項
②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって第88条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第88条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先35	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表87の項
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第89条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第89条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先36	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表88の項
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって第90条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第90条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先37	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表89の項
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第91条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第91条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先38	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表90の項
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第92条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第92条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先39	厚生労働大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表91の項
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第93条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第93条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先40	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表92の項
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第１項の福祉手当の支給に関する事務であって第94条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第94条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先41	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表96の項
②提供先における用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第98条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第98条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先42	厚生労働大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表98の項
②提供先における用途	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって第100条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第100条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先43	市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。）
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106の項
②提供先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第108条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第108条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先44	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表108の項
②提供先における用途	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第110条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第110条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先45	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表112の項
②提供先における用途	雇用保険法による育児休業等給付の支給に関する事務であって第114条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第114条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先46	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表115の項
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第117条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第117条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先47	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表124の項
②提供先における用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第126条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第126条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先48	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125の項
②提供先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第127条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第127条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先49	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表129の項
②提供先における用途	平成８年法律第82号附則第16条第３項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第131条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第131条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先50	平成８年法律第82号附則第32条第２項に規定する存続組合又は平成８年法律第82号附則第48条第１項に規定する指定基金
①法令上の根拠	番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表130の項
②提供先における用途	平成８年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第132条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第132条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先51	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表132の項
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第134条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第134条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先52	都道府県知事又は保健所を設置する市（特別区を含む。）の長
①法令上の根拠	番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表137の項
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第139条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第139条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先53	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表138の項
②提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第３項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第140条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第140条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先54	独立行政法人農業者年金基金
①法令上の根拠	番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表140の項
②提供先における用途	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第６条第１項第１号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成２年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって第142条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第142条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先55	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表141の項
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって第143条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第143条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先56	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表142の項
②提供先における用途	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第144条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第144条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先57	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表144の項
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第146条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第146条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先58	総務大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表147の項
②提供先における用途	国会議員互助年金法を廃止する法律又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法による年金である給付の支給に関する事務であって第149条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第149条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先59	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表151の項
②提供先における用途	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって第153条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第153条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先60	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表152の項
②提供先における用途	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第154条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第154条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先61	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表155の項
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第157条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第157条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先62	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表156の項
②提供先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第158条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第158条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先63	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表158の項
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第160条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第160条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先64	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項
②提供先における用途	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第162条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第162条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先65	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表161の項
②提供先における用途	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年５月８日付け社発第382号厚生省社会局長通知）に基づき外国人（日本の国籍を有しない者をいう）であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第163条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第163条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先66	地域優良賃貸住宅制度要綱（平成19年３月28日付け国住備第160号国土交通省住宅局長通知）第２条第９号に規定する地域優良賃貸住宅（公共供給型）又は同条第16号に規定する公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）の供給を行う都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表163の項
②提供先における用途	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第165条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第165条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先67	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表164の項
②提供先における用途	「特定感染症検査等事業について」（平成14年３月27日付け健発第0327012号厚生労働省健康局長通知）の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第166条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第166条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先68	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表165の項
②提供先における用途	「感染症対策特別促進事業について」（平成20年３月31日付け健発第0331001号厚生労働省健康局長通知）の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第167条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第167条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先69	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表166の項
②提供先における用途	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」（平成30年６月27日付け健発0627第１号厚生労働省健康局長通知）の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第168条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第168条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先70	文部科学大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表167の項
②提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成26年４月１日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第169条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第169条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先71	都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表168の項
②提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和２年４月１日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第170条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第170条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先72	都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表169の項
②提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成26年４月１日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第171条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第171条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先73	都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表170の項
②提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和２年４月１日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第172条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第172条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先74	文部科学大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表171の項
②提供先における用途	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和２年４月１日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第173条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第173条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先75	都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表172の項
②提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和２年４月１日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第174条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第174条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先76	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表173の項
②提供先における用途	「特定疾患治療研究事業について」（昭和48年４月17日付け衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知）の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第175条で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第175条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先77	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	所得税額の修正・更正
③提供する情報	地方税法第315条第1号ただし書又は同法第316条の規定によって、本市が所得を計算して個人住民税を課した場合において、該当者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額
④提供する情報の対象となる本人の数	[　　1万人以上10万人未満　　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市で自主決定した者
⑥提供方法	[　　]情報提供ネットワークシステム　　[　　]専用線 [　　]電子メール　　[　　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　]フラッシュメモリ　　[○]紙 [○]その他　（ LGWAN、専用回線　　）
⑦時期・頻度	該当者が判明した場合、随時
提供先78	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	市民税・県民税の賦課決定
③提供する情報	本市で賦課しない者に係る給与支払報告書、公的年金等支払報告書、所得税申告書等データ、所得金額、地方税法第294条第3項の規定に基づく通知
④提供する情報の対象となる本人の数	[　　1万人以上10万人未満　　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市で賦課しない、給与の支払いを受けた者、公的年金等の支払いを受けた者及び所得税申告者等
⑥提供方法	[　　]情報提供ネットワークシステム　　[　　]専用線 [　　]電子メール　　[　　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　]フラッシュメモリ　　[○]紙 [○]その他　（ LGWAN　　）
⑦時期・頻度	他市区町村が賦課する者であったことが判明した場合、随時

移転先1	こども未来局保育・幼児教育部保育対策課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項 番号条例第3条第2項別表第2の3の項
②移転先における用途	児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	地方税その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[○]庁内連携システム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[○]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他　（　　）
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
移転先2	健康福祉局保健医療政策部健康増進担当
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項 番号条例別表第2の26の項
②移転先における用途	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	地方税その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[○]庁内連携システム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[○]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他　（　　）
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

移転先3	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項 番号条例別表第2の31の項
②移転先における用途	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	地方税その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[○]庁内連携システム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[○]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他　（　　）
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
移転先4	まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項 番号条例別表第2の32の項
②移転先における用途	川崎市営住宅条例による市営準公営住宅及び市営従前居住者用住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	地方税その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[○]庁内連携システム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[○]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他　（　　）
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

移転先5	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項 番号条例別表第2の33の項
②移転先における用途	川崎市重度障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	地方税その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[○]庁内連携システム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[○]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他　（　　）
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
移転先6	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項 番号条例別表第2の34の項
②移転先における用途	川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	地方税その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[○]庁内連携システム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[○]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他　（　　）
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

移転先7	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項 番号条例別表第2の35の項
②移転先における用途	川崎市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	地方税その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[○]庁内連携システム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他　(　　)
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
移転先8	健康福祉局医療保険部医療保険課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 番号条例別表第2の3の項　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69の項
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第71条で定めるもの又は国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保険事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令第71条又は規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　(　　)
⑦時期・頻度	おおむね毎月(1年間に12回程度)

移転先9	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11の項
②移転先における用途	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第13条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第13条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[○]庁内連携システム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[○]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他　（　　）
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
移転先10	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項
②移転先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第15条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第15条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[○]庁内連携システム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[○]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他　（　　）
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

移転先11	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表15の項
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第17条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第17条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
移転先12	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20の項
②移転先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第22条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第22条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

移転先13	健康福祉局保険医療政策部
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表28の項
②移転先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第30条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第30条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	おおむね毎月（1年間に12回程度）
移転先14	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表37の項
②移転先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第39条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第39条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

移転先15	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表39の項
②移転先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第41条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第41条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
移転先16	健康福祉局生活保護・自立支援室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第44条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第44条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[　100万人以上1,000万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、本市に土地、家屋又は償却資産を有する者、本市に定置場がある軽自動車等を所有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[○] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

移転先17	まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項
②移転先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって第55条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第55条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	おおむね毎月（1年間に12回程度）
移転先18	総務企画局人事部共済課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表58の項
②移転先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第60条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第60条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

移転先19	健康福祉局医療保険部医療保険課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表73の項
②移転先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第75条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第75条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[　100万人以上1,000万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、本市に土地、家屋又は償却資産を有する者、本市に定置場がある軽自動車等を所有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[○] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
移転先20	まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表76の項
②移転先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって第78条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第78条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

移転先21	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項
②移転先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第83条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第83条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[○]庁内連携システム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[○]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他　（　　）
⑦時期・頻度	おおむね毎月（1年間に12回程度）
移転先22	総務企画局人事部共済課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表83の項
②移転先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第85条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第85条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[○]庁内連携システム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[○]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他　（　　）
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

移転先23	総務企画局人事部共済課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表84の項
②移転先における用途	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって第86条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第86条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[○]庁内連携システム　[　]専用線 [　]電子メール　[○]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
移転先24	健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表86の項
②移転先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって第88条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第88条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[○]庁内連携システム　[　]専用線 [　]電子メール　[○]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	おおむね毎月（1年間に12回程度）

移転先25	健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表87の項
②移転先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第89条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第89条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
移転先26	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表88の項
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって第90条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第90条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

移転先27	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表89の項
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第91条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第91条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
移転先28	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表90の項
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第92条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第92条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[○]庁内連携システム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[○]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

移転先29	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表91の項
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第93条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第93条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[○]庁内連携システム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[○]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他　（　　）
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
移転先30	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表92の項
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって第94条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第94条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[○]庁内連携システム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[○]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他　（　　）
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

移転先31	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表96の項
②移転先における用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第98条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第98条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[○]庁内連携システム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[○]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
移転先32	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106の項
②移転先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第108条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第108条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[○]庁内連携システム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[○]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	おおむね毎月（1年間に12回程度）

移転先33	まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表124の項
②移転先における用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第126条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第126条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[○]庁内連携システム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[○]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他　（　　）
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
移転先34	健康福祉局地域包括ケア推進室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125の項
②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第127条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第127条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[○]庁内連携システム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[○]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他　（　　）
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

移転先35	健康福祉局長寿社会部介護保険課、健康福祉局地域包括ケア推進室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表132の項
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第134条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第134条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[○]庁内連携システム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[○]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他　（　　）
⑦時期・頻度	おおむね毎月（1年間に12回程度）
移転先36	健康福祉局保険医療政策部
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表137の項
②移転先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第139条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第139条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[○]庁内連携システム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[○]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他　（　　）
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

移転先37	健康福祉局医療保険部医療保険課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表142の項
②移転先における用途	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第144条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第144条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[○]庁内連携システム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[○]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他　（　　）
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
移転先38	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課、健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課、健康福祉局障害保健福祉部精神保健課、健康福祉局総合リハビリテーション推進センター、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144の項
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第146条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第146条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[○]庁内連携システム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[○]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他　（　　）
⑦時期・頻度	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課　おおむね毎月（1年間に12回程度） その他　必要に応じて都度

移転先39	こども未来局保育・幼児教育部保育対策課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項
②移転先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第157条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第157条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[○]庁内連携システム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[○]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他　（　　）
⑦時期・頻度	必要に応じて都度
移転先40	健康福祉局医療保険部医療保険課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表156の項
②移転先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第158条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第158条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[○]庁内連携システム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[○]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他　（　　）
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

移転先41	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表158の項
②移転先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第160条で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって第160条で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市に居住する者、本市に存在する資産・事業所・家屋敷を有する者、その他相続人や扶養親族等本市の賦課徴収に関連する者
⑥移転方法	[○]庁内連携システム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[○]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [　]その他　（　　）
⑦時期・頻度	必要に応じて都度

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		1　市税システム（税務システム）における措置 ・市税システムに関するデータについては、ガバメントクラウド上に保管する。 ・紙媒体や電子媒体による申告書情報は、関係者以外立ち入りのできない執務室での取扱いに限られており、利用時以外は施錠された書庫・キャビネットで保管する。 2　審査システム（eLTAX）のサーバー及び国税連携システム（eLTAX）のサーバにおける措置 ・有人による監視や入退館装置による管理をしている建物の中で、さらに生体認証による入退室管理を行っている部屋（サーバー室）に設置した施錠したラック内に保管する。 ・また、サーバー室の入退室については、システム管理者が許可した者に限定しており、サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 3　システム連携基盤における措置 ・システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋（サーバー室）に設置したサーバー内に保管する。 4　中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 5　サービス検索・電子申請機能における措置 ・システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 ・外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。 6　ガバメントクラウドにおける措置 ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
②保管期間	期間	[　　20年以上　　] ＜選択肢＞ 1）1年未満　2）1年　3）2年 4）3年　5）4年　6）5年 7）6年以上10年未満　8）10年以上20年未満　9）20年以上 10）定められていない
	その妥当性	地方税法の更正、決定の期間制限及び市税に係る返還金の支払要綱に基づく期間

③消去方法	1　市税システム（税務システム）における措置 ・市税システムのデータは各サブシステム（税目等）毎に定められた所定の保管期間を超過したデータを、システムの機能にて消去する。機器を廃棄する際は、完全消去もしくは物理破壊によりデータ復旧ができないことを確認する。 ・申請書等の紙媒体については、裁断処理や溶解処理を行う。 2　審査システム（eLTAX）及び国税連携システム（eLTAX） ・審査システム（eLTAX）及び国税連携システム（eLTAX）のデータは、税務システムへの連携（又は印刷）が終了し、賦課決定を行うなどした結果、保管の必要がなくなったときに手作業でデータを消去する。 情報ごとに定められた保存期間を経過したデータについては、システムにより自動的に消去する。 3　システム連携基盤における措置 ・システム連携基盤の特定個人情報（副本）は、原本である業務システムの特定個人情報の消去と同期を取って、データベースから消去する。そのため、通常、システム連携基盤の事業者等が特定個人情報を消去することは無い。 4　中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 5　サービス検索・電子申請機能における措置 ・LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完全消去する。 ・外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。 6　申請管理システムにおける措置 ・申請管理システムのデータは事務手続きごとに定められた所定の保管期間を超過したデータを、バッチ処理によりデータベースから消去する。 7　ガバメントクラウドにおける措置 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7．備考	

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

【市・県民税】データ項目数：1042

1 更新年月日、2 更新時刻、3 更新職員番号、4 更新端末ID、5 更新アクセスコード、6 更新プログラムID、7 前回更新年月日、8 前回更新時刻、9 前回更新職員番号、10 前回更新端末ID、11 前回更新アクセスコード、12 前回更新プログラムID、13 削除フラグ、14 排他フラグ、15 自治体識別コード、16 課税年度、17 宛名番号、18 自治体コード、19 履歴番号、20 世帯番号、21 続柄コード、22 生年月日、23 前年１２月３１日年齢、24 本年１月１日年齢、25 性別コード、26 個人法人詳細区分、27 個人基本種別コード、28 個人基本廃止理由コード、29 翌年廃止理由コード、30 前年死亡フラグ、31 外字フラグ、32 通称名優先区分、33 在留の資格コード、34 在留期間開始日、35 在留期間終了日、36 カナ氏名、37 検索カナ氏名、38 漢字氏名、39 カナ通称名、40 漢字通称名、41 市内市外区分、42 市外住所コード、43 住所自治体コード、44 住所町名コード、45 住所番地コード、46 住所枝番コード、47 住所小枝番コード、48 住所枝番３コード、49 住所番地編集区分、50 住所、51 方書、52 電話番号、53 宛名履歴番号、54 宛名異動日、55 宛名異動理由コード、56 住民日、57 住定日、58 消除日、59 納税者番号、60 本籍地、61 筆頭者名、62 本人障害区分、63 生活扶助区分、64 個人基本寡フ区分、65 個人基本勤学区分、66 無申告調査結果コード、67 無申告調査結果内容、68 特記コード１、69 特記コード２、70 特記コード３、71 特記コード４、72 特記コード５、73 特記コード６、74 特記コード７、75 特記コード８、76 特記コード９、77 特記情報、78 翌年申告書発送区分、79 住登地登録フラグ、80 生活扶助開始日、81 生活扶助廃止日、82 無申告調査コード、83 住民税申告書通知日、84 催告通知書通知日、85 最終催告通知書通知日、86 住登地市外住所コード、87 住登地住所、88 住登地方書、89 基礎年金番号、90 基礎年金番号付設レベル、91 年金保険者番号、92 年金コード、93 合併前自治体コード、94 配偶者宛名番号、95 市税事務所コード、96 ユーザ領域、97 介護納付額－普徴、98 介護納付額－特徴、99 介護納付額－合計、100 国保納付額－普徴、101 国保納付額－特徴、102 国保納付額－合計、103 後期高齢納付額－普徴、104 後期高齢納付額－特徴、105 後期高齢納付額－合計、106 納付額総合計、107 照会－返却区分、108 照会－項目未設定区分、109 照会－不開示コード、110 照会－合計所得金額、111 照会－合計所得金額RON属性、112 照会－完了日時、113 被扶養専従者区分、114 同配区分、115 扶養区分、116 障害区分、117 専従区分、118 特別控除対象配偶者フラグ、119 所得金額調整控除対象フラグ、120 扶養専従主宛名番号、121 被扶養専従者特定区分、122 否認理由コード、123 専従者給与額、124 専従者－続柄、125 配偶者－被扶養者の国外居住、126 申告支援システム連携フラグ、127 指定番号、128 収納指定番号、129 関連指定番号、130 総括表区分、131 納入書区分、132 媒体区分、133 事業所廃止理由、134 廃止年月日、135 次年度事業所廃止理由、136 指定番号変更年月、137 収納指定番号変更年月、138 普徴事業所区分、139 特徴税額通知書出力区分、140 受取方法、141 通知先アドレス、142 通知先アドレス更新日、143 個人法人区分、144 送付希望区分、145 納税者ID、146 納期特例区分、147 納期特例開始年月、148 納期特例終了年月、149 月別人数６月、150 月別人数７月、151 月別人数８月、152 月別人数９月、153 月別人数１０月、154 月別人数１１月、155 月別人数１２月、156 月別人数１月、157 月別人数２月、158 月別人数３月、159 月別人数４月、160 月別人数５月、161 月割額６月、162 月割額７月、163 月割額８月、164 月割額９月、165 月割額１０月、166 月割額１１月、167 月割額１２月、168 月割額１月、169 月割額２月、170 月割額３月、171 月割額４月、172 月割額５月、173 納期特例前月割額６月、174 納期特例前月割額７月、175 納期特例前月割額８月、176 納期特例前月割額９月、177 納期特例前月割額１０月、178 納期特例前月割額１１月、179 納期特例前月割額１２月、180 納期特例前月割額１月、181 納期特例前月割額２月、182 納期特例前月割額３月、183 納期特例前月割額４月、184 納期特例前月割額５月、185 月割充当額６月、186 月割充当額７月、187 月割充当額８月、188 月割充当額９月、189 月割充当額１０月、190 月割充当額１１月、191 月割充当額１２月、192 月割充当額１月、193 月割充当額２月、194 月割充当額３月、195 月割充当額４月、196 月割充当額５月、197 非課税人数、198 バッチ締めフラグ、199 最終個人番号、200 個人番号、201 従業員状態区分、202 異動日、203 登録区コード、204 資料種別コード、205 資料番号、206 資料廃止理由コード、207 給報種別コード、208 入力カナ氏名、209 入力生年月日、210 入力西暦生年月日、211 入力性別コード、212 宛名付設コード、213 資料収入種別コード、214 事業所家屋敷区分、215 受給者番号、216 控配区分、217 配特区分、218 扶養親族－特定、219 扶養親族－同居老親、220 扶養親族－老人、221 扶養親族－年少、222 扶養親族－他、223 扶養障害－同居特障、224 扶養障害－特別、225 扶養障害－他、226 夫あり区分、227 未成年者区分、228 老年者区分、229 寡フ区分、230 勤労学生区分、231 均等割区分、232 乙欄区分、233 死亡退職区分、234 災害者区分、235 外国人区分、236 就職退職区分、237 就職退職年月日、238 年調未済区分、239 摘要欄１、240 摘要欄２、241 摘要欄３、242 配偶者氏名、243 配偶者生年月日、244 扶養親族１、245 扶養親族２、246 扶養親族３、247 扶養親族４、248 扶養親族５、249 扶養親族６、250 扶養親族７、251 扶養親族８、252 扶養親族９、253 扶養親族１０、254 扶養親族生年月日１、255 扶養親族生年月日２、256 扶養親族生年月日３、257 扶養親族生年月日４、258 扶養親族生年月日５、259 扶養親族生年月日６、260 扶養親族生年月日７、261 扶養親族生年月日８、262 扶養親族生年月日９、263 扶養親族生年月日１０、264 扶養親族控除額１、265 扶養親族控除額２、266 扶養親族控除額３、267 扶養親族控除額４、268 扶養親族控除額５、269 扶養親族控除額６、270 扶養親族控除額７、271 扶養親族控除額８、272 扶養親族控除額９、273 扶養親族控除額１０、274 専従者氏名１、275 専従者氏名２、276 専従者氏名３、277 専従者氏名４、278 専従者氏名５、279 専従者生年月日１、280 専従者生年月日２、281 専従者生年月日３、282 専従者生年月日４、283 専従者生年月日５、284 専従者給与額１、285 専従者給与額２、286 専従者給与額３、287 専従者給与額４、288 専従者給与額５、289 確申青白区分、290 専従配偶有無フラグ、291 専従その他、292 本人専従区分、293 特例適用条文コード、294 徴収希望コード、295 別居の控配扶養親族フラグ、296 事業税開廃業区分、297 事業税開廃業年月日、298 個人基本履歴番号、299 併合結果徴収区分、300 優先資料番号、301 特徴優先資料番号、302 資料併合済フラグ、303 特定居住損区分、304 資料連絡箋出力対象フラグ、305 資料連絡箋出力理由コード１、306 資料連絡箋出力理由コード２、307 資料連絡箋出力理由コード３、308 資料連絡箋出力理由コード４、309 資料連絡箋出力理由コード５、310 資料連絡箋出力理由コード６、311 エラーメッセージID１、312 エラーメッセージID２、313 エラーメッセージID３、314 エラーメッセージID４、315 エラーメッセージID５、316 エラーメッセージID６、317 エラーメッセージID７、318 エラーメッセージID８、

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

319 エラーメッセージID9、320 エラーメッセージID10、321 警告メッセージID1、322 警告メッセージID2、323 警告メッセージID3、324 警告メッセージID4、325 警告メッセージID5、326 警告メッセージID6、327 警告メッセージID7、328 警告メッセージID8、329 警告メッセージID9、330 警告メッセージID10、331 租税条約区分、332 住宅借入金等特定取得区分、333 申告特例状態区分、334 医療費特例控除区分、335 所得金額調整控除適用フラグ、336 申告不要区分、337 住宅借入金等取得住宅区分、338 退職手当有扶養親族等区分、339 自動生成フラグ、340 オンバッチ区分、341 所得控除件数、342 住宅借入金等特別控除区分、343 住宅借入金等特別控除区分2、344 居住開始年月日1、345 居住開始年月日2、346 住控適用数、347 次年度市申発送、348 特別徴収義務者コード、349 寄附先自治体コード、350 回送先自治体コード、351 確定申告日、352 訂正区分、353 確定申告分離フラグ、354 確定申告損失フラグ、355 確定申告還付フラグ、356 法定調書区分、357 所得控除の適用順序、358 総括表資料番号、359 提出区分、360 受付番号、361 給報受付日、362 給与支払報告書の個人明細件数、363 提出年月日、364 給与支払者の個人番号法人番号、365 受給者総人員、366 報告人員－特別徴収対象者、367 報告人員－普徴対象者－退職、368 報告人員－普徴対象者－退職除く、369 報告人員－報告人員の合計、370 納入書の送付、371 特別徴収税額通知の受取方法、372 徴収区分、373 課税区分、374 特定扶養、375 内同居老親、376 老人扶養、377 年少扶養、378 その他扶養、379 同居特別障害、380 特別障害、381 その他障害、382 非課税コード、383 所得割非課税措置フラグ、384 優先資料種別コード、385 更正事由コード、386 更正補足コード1、387 更+A3正補足コード2、388 更正事由強制メッセージ、389 異動戻り先履歴番号、390 減免理由コード、391 減免区分、392 減免割合、393 異動年月日、394 開始月期、395 済月期、396 事業所基本履歴番号、397 事業所課税履歴番号、398 特徴締めフラグ、399 普徴締めフラグ、400 所得割調整フラグ、401 平均課税適用フラグ、402 外国税額控除適用フラグ、403 同居特障控配フラグ、404 扶養関連者解除フラグ、405 事業所家屋敷課税区分、406 元老非該当フラグ、407 充当該当フラグ、408 年度間減額措置フラグ、409 年金特徴対象フラグ、410 申告書提出フラグ、411 移行不整合フラグ、412 移行前履歴番号、413 計算エラーメッセージID1、414 計算エラーメッセージID2、415 計算エラーメッセージID3、416 計算エラーメッセージID4、417 計算エラーメッセージID5、418 計算エラーメッセージID6、419 計算エラーメッセージID7、420 計算エラーメッセージID8、421 計算エラーメッセージID9、422 計算エラーメッセージID10、423 計算警告メッセージID1、424 計算警告メッセージID2、425 計算警告メッセージID3、426 計算警告メッセージID4、427 計算警告メッセージID5、428 計算警告メッセージID6、429 計算警告メッセージID7、430 計算警告メッセージID8、431 計算警告メッセージID9、432 計算警告メッセージID10、433 居住開始年月日、434 納期限変更フラグ、435 賦課特徴該当フラグ、436 賦課普徴該当フラグ、437 賦課年金特徴該当フラグ、438 賦課減免該当フラグ、439 月割額01、440 在籍指定番号01、441 在籍個人番号01、442 月割額02、443 在籍指定番号02、444 在籍個人番号02、445 月割額03、446 在籍指定番号03、447 在籍個人番号03、448 月割額04、449 在籍指定番号04、450 在籍個人番号04、451 月割額05、452 在籍指定番号05、453 在籍個人番号05、454 月割額06、455 在籍指定番号06、456 在籍個人番号06、457 月割額07、458 在籍指定番号07、459 在籍個人番号07、460 月割額08、461 在籍指定番号08、462 在籍個人番号08、463 月割額09、464 在籍指定番号09、465 在籍個人番号09、466 月割額10、467 在籍指定番号10、468 在籍個人番号10、469 月割額11、470 在籍指定番号11、471 在籍個人番号11、472 月割額12、473 在籍指定番号12、474 在籍個人番号12、475 調定年度、476 期割実績フラグ01、477 期割額01、478 期割実績フラグ02、479 期割額02、480 期割実績フラグ03、481 期割額03、482 期割実績フラグ04、483 期割額04、484 期割実績フラグ05、485 期割額05、486 期割実績フラグ06、487 期割額06、488 期割実績フラグ07、489 期割額07、490 期割実績フラグ08、491 期割額08、492 期割実績フラグ09、493 期割額09、494 期割実績フラグ10、495 期割額10、496 期割実績フラグ11、497 期割額11、498 期割実績フラグ12、499 期割額12、500 回数割実績フラグ01、501 回数割額01、502 回数割実績フラグ02、503 回数割額02、504 回数割実績フラグ03、505 回数割額03、506 回数割実績フラグ04、507 回数割額04、508 回数割実績フラグ05、509 回数割額05、510 回数割実績フラグ06、511 回数割額06、512 回数割実績フラグ07、513 回数割額07、514 回数割実績フラグ08、515 回数割額08、516 回数割実績フラグ09、517 回数割額09、518 回数割実績フラグ10、519 回数割額10、520 回数割実績フラグ11、521 回数割額11、522 回数割実績フラグ12、523 回数割額12、524 年金特徴中止区分、525 年金特徴済月、526 年金特徴管理更新フラグ、527 年金特徴管理異動事由、528 賦課履歴番号、529 特普区分、530 確定フラグ、531 期割充当額01、532 期割充当額02、533 期割充当額03、534 期割充当額04、535 期割充当額05、536 期割充当額06、537 期割充当額07、538 期割充当額08、539 期割充当額09、540 期割充当額10、541 期割充当額11、542 期割充当額12、543 連番、544 所得控除コード1、545 所得控除額1、546 所得控除コード2、547 所得控除額2、548 所得控除コード3、549 所得控除額3、550 所得控除コード4、551 所得控除額4、552 所得控除コード5、553 所得控除額5、554 所得控除コード6、555 所得控除額6、556 所得控除コード7、557 所得控除額7、558 所得控除コード8、559 所得控除額8、560 所得控除コード9、561 所得控除額9、562 所得控除コード10、563 所得控除額10、564 所得控除コード11、565 所得控除額11、566 所得控除コード12、567 所得控除額12、568 所得控除コード13、569 所得控除額13、570 所得控除コード14、571 所得控除額14、572 所得控除コード15、573 所得控除額15、574 所得控除コード16、575 所得控除額16、576 所得控除コード17、577 所得控除額17、578 所得控除コード18、579 所得控除額18、580 所得控除コード19、581 所得控除額19、582 所得控除コード20、583 所得控除額20、584 所得控除コード21、585 所得控除額21、586 所得控除コード22、587 所得控除額22、588 所得控除コード23、589 所得控除額23、590 所得控除コード24、591 所得控除額24、592 所得控除コード25、593 所得控除額25、594 所得控除コード26、595 所得控除額26、596 所得控除コード27、597 所得控除額27、598 所得控除コード28、599 所得控除額28、600 所得控除コード29、601 所得控除額29、602 所得控除コード30、603 所得控除額30、604 所得控除コード31、605 所得控除額31、606 所得控除コード32、607 所得控除額32、608 所得控除コード33、609 所得控除額33、610 所得控除コード34、611 所得控除額34、612 所得控除コード35、613 所得控除額35、614 所得控除コード36、615 所得控除額36、616 所得控除コード37、617 所得控除額37、618 所得控除コード38、

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

619 所得控除額38、620 所得控除コード39、621 所得控除額39、622 所得控除コード40、623 所得控除額40、624 所得控除コード41、625 所得控除額41、626 所得控除コード42、627 所得控除額42、628 所得控除コード43、629 所得控除額43、630 所得控除コード44、631 所得控除額44、632 所得控除コード45、633 所得控除額45、634 所得控除コード46、635 所得控除額46、636 所得控除コード47、637 所得控除額47、638 所得控除コード48、639 所得控除額48、640 所得控除コード49、641 所得控除額49、642 所得控除コード50、643 所得控除額50、644 異動メモ内容、645 通知書番号、646 証明年度、647 発行自治体コード、648 支所コード、649 証明書番号、650 証明書区分、651 使用目的区分、652 新年度用宛名番号、653 郵便番号、654 カナ住所、655 漢字住所、656 年金保険者用整理番号2、657 状態区分、658 対象者通知区分、659 対象者通知受入処理日、660 税額通知区分、661 特徴依頼処理日、662 特徴依頼処理結果区分、663 特徴依頼処理結果受入処理日、664 停止依頼区分、665 停止依頼月、666 停止依頼処理日、667 停止依頼処理結果区分、668 停止依頼結果受入処理日、669 回数割額1、670 回数割額2、671 回数割額3、672 回数割額4、673 回数割額5、674 回数割額6、675 特徴処理結果区分1、676 特徴処理結果区分2、677 特徴処理結果区分3、678 特徴処理結果区分4、679 特徴処理結果区分5、680 特徴処理結果区分6、681 異動事由、682 税額変更等依頼区分1、683 税額変更等依頼処理日1、684 税額変更等依頼処理結果区分1、685 税額変更等依頼結果受入処理日1、686 税額変更等依頼区分2、687 税額変更等依頼処理日2、688 税額変更等依頼処理結果区分2、689 税額変更等依頼結果受入処理日2、690 税額変更等依頼区分3、691 税額変更等依頼処理日3、692 税額変更等依頼処理結果区分3、693 税額変更等依頼結果受入処理日3、694 税額変更等依頼区分4、695 税額変更等依頼処理日4、696 税額変更等依頼処理結果区分4、697 税額変更等依頼結果受入処理日4、698 税額変更等依頼区分5、699 税額変更等依頼処理日5、700 税額変更等依頼処理結果区分5、701 税額変更等依頼結果受入処理日5、702 停止年月、703 年金額、704 宛先識別番号、705 資料履歴番号、706 送付通知書区分、707 個人送達履歴コード、708 異動区分、709 通知書番号等、710 出力履歴、711 通知日、712 返戻有無フラグ、713 事業所履歴番号、714 従業員宛名番号、715 事業所送達履歴コード、716 番号体系、717 統合宛名番号、718 基幹系登録区分、719 特定個人情報名コード、720 データセット識別項目コード、721 データセットレコードのキー、722 版番号、723 親データセットレコードのキー、724 確定時点、725 修正日時、726 公開開始日、727 公開終了日、728 情報提供者部署コード、729 情報提供者ユーザID、730 課税年度RON属性、731 総所得金額等、732 総所得金額等RON属性、733 合計所得金額、734 合計所得金額RON属性、735 総所得金額、736 総所得金額RON属性、737 給与所得額、738 給与所得額RON属性、739 給与収入額、740 給与収入額RON属性、741 給与専従者収入額、742 給与専従者収入額RON属性、743 特定支出の額、744 特定支出の額RON属性、745 所得金額調整控除額、746 所得金額調整控除額RON属性、747 雑所得額総合、748 雑所得額総合RON属性、749 公的年金等所得額、750 公的年金等所得額RON属性、751 公的年金等収入額、752 公的年金等収入額RON属性、753 公年以外総合課税、754 公年以外総合課税RON属性、755 事業所得額、756 事業所得額RON属性、757 営業等所得額、758 営業等所得額RON属性、759 農業所得額、760 農業所得額RON属性、761 特例肉用牛所得額、762 特例肉用牛所得額RON属性、763 不動産所得額、764 不動産所得額RON属性、765 利子所得額総合、766 利子所得額総合RON属性、767 配当所得額総合、768 配当所得額総合RON属性、769 譲渡所得額総合、770 譲渡所得額総合RON属性、771 総合長期譲渡特控前、772 総合長期譲渡特控前RON属性、773 総合長期譲渡特控額、774 総合長期譲渡特控額RON属性、775 総合短期譲渡特控前、776 総合短期譲渡特控前RON属性、777 総合短期譲渡特控額、778 総合短期譲渡特控額RON属性、779 一時所得額総合、780 一時所得額総合RON属性、781 山林所得額、782 山林所得額RON属性、783 退職所得額総合、784 退職所得額総合RON属性、785 譲渡所得額分離、786 譲渡所得額分離RON属性、787 分離長期譲渡特控前、788 分離長期譲渡特控前RON属性、789 分離長期譲渡特控額、790 分離長期譲渡特控額RON属性、791 分離長期一般特控前、792 分離長期一般特控前RON属性、793 分離長期一般特控額、794 分離長期一般特控額RON属性、795 分離長期特定所得額、796 分離長期特定所得額RON属性、797 分離長期軽課特控前、798 分離長期軽課特控前RON属性、799 分離長期軽課特控額、800 分離長期軽課特控額RON属性、801 分離短期譲渡特控前、802 分離短期譲渡特控前RON属性、803 分離短期譲渡特控額、804 分離短期譲渡特控額RON属性、805 分離短期一般特控前、806 分離短期一般特控前RON属性、807 分離短期一般特控額、808 分離短期一般特控額RON属性、809 分離短期軽減特控前、810 分離短期軽減特控前RON属性、811 分離短期軽減特控額、812 分離短期軽減特控額RON属性、813 株式等譲渡所得額分離、814 株式等譲渡所得額分離RON属性、815 未公開株式等譲渡所得、816 未公開株式等譲渡所得RON属性、817 上場株式等譲渡所得、818 上場株式等譲渡所得RON属性、819 上場株式等配当等分離、820 上場株式等配当等分離RON属性、821 先物取引雑所得分離、822 先物取引雑所得分離RON属性、823 条約適用利子等の額、824 条約適用利子等の額RON属性、825 条約適用配当等の額、826 条約適用配当等の額RON属性、827 特例適用利子等の額、828 特例適用利子等の額RON属性、829 特例適用配当等の額、830 特例適用配当等の額RON属性、831 繰越控除額、832 繰越控除額RON属性、833 純損失繰越控除額、834 純損失繰越控除額RON属性、835 居財譲渡損失繰控額、836 居財譲渡損失繰控額RON属性、837 特居財譲渡損失繰控額、838 特居財譲渡損失繰控額RON属性、839 上株等譲渡損失繰控額、840 上株等譲渡損失繰控額RON属性、841 特株等譲渡損失繰控額、842 特株等譲渡損失繰控額RON属性、843 先物決済損失繰越控除額、844 先物決済損失繰控額RON属性、845 雑損失繰越控除額、846 雑損失繰越控除額RON属性、847 雑損控除額、848 雑損控除額RON属性、849 医療費控除額、850 医療費控除額RON属性、851 小規模共済等掛金控除、852 小規模共済等掛金控除RON属性、853 社会保険料控除額、854 社会保険料控除額RON属性、855 生命保険料控除額、856 生命保険料控除額RON属性、857 地震保険料控除額、858 地震保険料控除額RON属性、859 配偶者特別控除額、860 配偶者特別控除額RON属性、861 配偶者控除等、862 配偶者控除等RON属性、863 扶養控除、864 扶養控除RON属性、865 一般、866 一般RON属性、867 特定、868 特定RON属性、869 老人、870 老人RON属性、871 同老、872 同老RON属性、873 16歳未満扶養者数、874 16歳未満扶養者数RON属性、875 障害者控除、876 障害者控除RON属性、877 普障、878 普障RON属性、

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

879 特障、880 特障RON属性、881 同特、882 同特RON属性、883 控除対象配偶者、884 控除対象配偶者RON属性、885 控除対象障害者、886 控除対象障害者RON属性、887 控除対象寡フ、888 控除対象寡フRON属性、889 控除対象勤労学生、890 控除対象勤労学生RON属性、891 扶養控除対象、892 扶養控除対象RON属性、893 16歳未満扶養親族、894 16歳未満扶養親族RON属性、895 専従者控除額、896 専従者控除額RON属性、897 所得控除合計額、898 所得控除合計額RON属性、899 課税所得額課税標準額、900 課税所得額課税標準額RON属性、901 市税額控除前所得割額、902 市税額控除前所得割額RON属性、903 市調整控除額、904 市調整控除額RON属性、905 市調整額、906 市調整額RON属性、907 市町村住借金等特控額、908 市町村住借金等特控額RON属性、909 市住借金特控額移譲前、910 市住借金特控額移譲前RON属性、911 市町村寄付金控除、912 市町村寄付金控除RON属性、913 市寄附金控除額移譲前、914 市寄附金控除額移譲前RON属性、915 市町村外国税控除額、916 市町村外国税控除額RON属性、917 市町村配当控除額、918 市町村配当控除額RON属性、919 市配当割譲渡割控除額、920 市配当割譲渡割控除額RON属性、921 市町村所得割額、922 市町村所得割額RON属性、923 市所得割額移譲前、924 市所得割額移譲前RON属性、925 市町村均等割額、926 市町村均等割額RON属性、927 都道府県所得割額、928 都道府県所得割額RON属性、929 都道府県均等割額、930 都道府県均等割額RON属性、931 居住用損失額、932 居住用損失額RON属性、933 市町村所得割額減免前、934 市町村所得割額減免前RON属性、935 市町村均等割額減免前、936 市町村均等割額減免前RON属性、937 減免税額、938 減免税額RON属性、939 所得税確申提出有無、940 所得税確申提出有無RON属性、941 住民税申告書提出有無、942 住民税申告書提出有無RON属性、943 住民登録外課税有無、944 住民登録外課税有無RON属性、945 住登外者課税地自治体、946 住登外者課税地自治体RON属性、947 連携対象区分、948 確認区分、949 変更区分、950 副本データ送信状態区分、951 登録年度、952 異動届課税年度、953 給与支払額、954 社会保険料額、955 退職金額、956 勤続年数、957 届出日、958 年度区分、959 現受給者番号、960 税額通知書宛名番号、961 徴収済額終了年月、962 異動の事由コード、963 異動の事由、964 異動後の未徴収税額の徴収方法、965 新しい勤務先の指定番号、966 新しい勤務先判別コード、967 納入開始月、968 納入月、969 普徴切替理由、970 新受給者番号、971 氏名フリガナ、972 特別徴収開始月、973 普通徴収納付済期、974 普通徴収納付済期区分、975 処理状態区分、976 更正事由、977 更正強制、978 異動前指定番号、979 異動後指定番号、980 異動後受給者番号、981 町丁コード、982 初回登録日、983 ジョブネットID、984 帳票ID、985 処理回数、986 処理状態、987 未賦課フラグ、988 保留区分、989 特徴通知日、990 普徴通知日、991 税目コード、992 調定履歴番号、993 納期限変更区分、994 変更後納期限01、995 変更後納期限02、996 変更後納期限03、997 変更後納期限04、998 変更後納期限05、999 変更後納期限06、1000 変更後納期限07、1001 変更後納期限08、1002 変更後納期限09、1003 変更後納期限10、1004 変更後納期限11、1005 変更後納期限12、1006 変更後納期限13、1007 変更後納期限14、1008 指定番号区分、1009 摘要欄内容01、1010 摘要欄内容02、1011 摘要欄内容03、1012 摘要欄内容04、1013 摘要欄内容05、1014 摘要欄内容06、1015 摘要欄内容07、1016 摘要欄内容08、1017 摘要欄内容09、1018 摘要欄内容10、1019 摘要欄内容11、1020 摘要欄内容12、1021 摘要欄内容13、1022 摘要欄内容14、1023 摘要欄内容15、1024 申告支援連携対象区分、1025 年度、1026 連携データ内容、1027 納税義務者情報、1028 物件情報管理、1029 市区町村コード、1030 被扶養者－宛名番号、1031 扶養者－宛名番号、1032 被扶養者履歴番号、1033 最新フラグ、1034 指定都市－行政区等コード、1035 扶養関係区分、1036 操作者ID、1037 操作年月日、1038 操作時刻、1039 個人住民税課税情報、1040 税額控除情報履歴番号、1041 税額控除コード、1042 税額控除金額

＜申請管理システム関係＞
署名検証年月日、署名検証結果、利用者用証明書シリアル番号、署名用証明書の氏名、署名用証明書の生年月日、署名用証明書の住所、署名用証明書の性別

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

【固定資産税】データ項目数：1924
1 更新年月日、2 更新時刻、3 更新職員番号、4 更新端末ID、5 更新アクセスコード、6 更新プログラムID、7 前回更新年月日、8 前回更新時刻、9 前回更新職員番号、10 前回更新端末ID、11 前回更新アクセスコード、12 前回更新プログラムID、13 自治体識別コード、14 閉鎖区分、15 課非区分、16 自治体コード、17 課税年度、18 土地物件番号、19 号番、20 室番、21 履歴番号、22 物件所在地町丁コード、23 物件所在地字コード、24 物件所在地本番、25 物件所在地枝番1、26 物件所在地枝番2、27 物件所在地枝番3、28 物件所在地枝番4、29 物件所在地分離、30 物件所在地編集コード、31 物件所在地漢字、32 複合利用用地合算区分、33 画地番号、34 画地番号区分、35 画地判定区分、36 分合筆元先区分、37 分合筆受付年月日、38 土地表示受付年月日、39 土地表示原因年月日、40 土地表示変更区分、41 土地表示の目的コード、42 土地表示原因コード、43 土地表示受付番号本番、44 土地表示受付番号枝番、45 土地表示作成年月日、46 土地表示発行番号、47 土地表示整理番号、48 登記地目コード、49 登記地積、50 登記敷地権区分、51 土地権利受付年月日、52 土地権利原因年月日、53 土地権利変更区分、54 土地権利の目的コード、55 土地権利原因コード、56 土地権利受付番号本番、57 土地権利受付番号枝番、58 土地権利作成年月日、59 土地権利発行番号、60 土地権利整理番号、61 地上権設定区分、62 義務者宛名番号、63 義務者持分番号、64 個人法人区分、65 名義人宛名番号、66 名義人持分番号、67 名義人氏名、68 名義人住所、69 所有者判定区分、70 国土調査実施年月日、71 国土調査地目コード、72 国土調査地積、73 農地区分、74 農地転用区分、75 農地転用目的コード、76 農地転用条項区分、77 農地転用年月日、78 農地転用期限、79 標準地番号、80 比準土地物件番号、81 比準地目コード、82 比準割合、83 一筆造成費コード、84 一筆造成費深さ、85 市街化区分、86 都市計画区分、87 市街化適用年度、88 生産緑地区分、89 生産緑地開始年度、90 土地調査年月日、91 未調査区分、92 異動年月日、93 評価区分、94 評価方法区分、95 課税地目コード、96 課税地積、97 現況地積、98 現況原因事由コード、99 敷地権判定区分、100 地図番号、101 仮換地番号、102 区画整理区分、103 農業用施設用地区分、104 宅地比準区分、105 類似土地物件番号、106 沿線地フラグ、107 土地非課税コード、108 土地非課税開始年度、109 土地非課税終了年度、110 土地非課税適用区分、111 土地非課税特殊計算区分、112 土地非課税地積、113 土地特例コード、114 土地特例開始年度、115 土地特例終了年度、116 土地特例率分子、117 土地特例率分母、118 土地特例適用区分、119 土地特例特殊計算区分、120 土地特例地積、121 土地特例コード2、122 土地特例開始年度2、123 土地特例終了年度2、124 土地特例率分子2、125 土地特例率分母2、126 土地特例適用区分2、127 土地特例特殊計算区分2、128 土地特例地積2、129 土地軽減コード、130 土地軽減開始年度、131 土地軽減終了年度、132 土地軽減率分子、133 土地軽減率分母、134 土地軽減適用区分、135 土地軽減特殊計算区分、136 土地軽減地積、137 土地軽減コード2、138 土地軽減開始年度2、139 土地軽減終了年度2、140 土地軽減率分子2、141 土地軽減率分母2、142 土地軽減適用区分2、143 土地軽減特殊計算区分2、144 土地軽減地積2、145 土地軽減コード3、146 土地軽減開始年度3、147 土地軽減終了年度3、148 土地軽減率分子3、149 土地軽減率分母3、150 土地軽減適用区分3、151 土地軽減特殊計算区分3、152 土地軽減地積3、153 土地減免コード1、154 土地減免開始年度1、155 土地減免開始期1、156 土地減免終了年度1、157 土地減免終了期1、158 土地減免率分子1、159 土地減免率分母1、160 土地減免適用区分1、161 土地減免特殊計算区分1、162 土地減免地積1、163 土地減免コード2、164 土地減免開始年度2、165 土地減免開始期2、166 土地減免終了年度2、167 土地減免終了期2、168 土地減免率分子2、169 土地減免率分母2、170 土地減免適用区分2、171 土地減免特殊計算区分2、172 土地減免地積2、173 土地減免コード3、174 土地減免開始年度3、175 土地減免開始期3、176 土地減免終了年度3、177 土地減免終了期3、178 土地減免率分子3、179 土地減免率分母3、180 土地減免適用区分3、181 土地減免特殊計算区分3、182 土地減免地積3、183 土地不均一コード、184 土地不均一開始年度、185 土地不均一終了年度、186 土地不均一率分子、187 土地不均一率分母、188 土地不均一適用区分、189 土地不均一特殊計算区分、190 土地不均一地積、191 一筆補正コード1、192 一筆補正コード枝番1、193 一筆補正開始年1、194 一筆補正終了年1、195 一筆補正率1、196 一筆補正コード2、197 一筆補正コード枝番2、198 一筆補正開始年2、199 一筆補正終了年2、200 一筆補正率2、201 一筆補正コード3、202 一筆補正コード枝番3、203 一筆補正開始年3、204 一筆補正終了年3、205 一筆補正率3、206 一筆補正コード4、207 一筆補正コード枝番4、208 一筆補正開始年4、209 一筆補正終了年4、210 一筆補正率4、211 一筆補正コード5、212 一筆補正コード枝番5、213 一筆補正開始年5、214 一筆補正終了年5、215 一筆補正率5、216 一筆補正コード6、217 一筆補正コード枝番6、218 一筆補正開始年6、219 一筆補正終了年6、220 一筆補正率6、221 一筆補正コード7、222 一筆補正コード枝番7、223 一筆補正開始年7、224 一筆補正終了年7、225 一筆補正率7、226 一筆補正コード8、227 一筆補正コード枝番8、228 一筆補正開始年8、229 一筆補正終了年8、230 一筆補正率8、231 一筆補正コード9、232 一筆補正コード枝番9、233 一筆補正開始年9、234 一筆補正終了年9、235 一筆補正率9、236 一筆補正コード10、237 一筆補正コード枝番10、238 一筆補正開始年10、239 一筆補正終了年10、240 一筆補正率10、241 追加一筆補正率有無フラグ、242 前年度一筆平米当り評点数、243 前年度評価額、244 一筆平米当り評点数、245 本年度評価額、246 S38農地単価、247 S63農地単価、248 価格単位区分、249 前年度価格、250 本年度価格、251 地積強制入力フラグ、252 小規模住宅用地割合、253 小規模地積、254 小規外住宅用地割合、255 小規外地積、256 非住宅割合、257 非住宅地積、258 課標強制入力フラグ、259 固定小規模課標額評価額前年度、260 固定小規模課標額評価額、261 固定小規模課標額本則、262 固定小規模課標額前年度、263 固定小規模前年度課標算出区分、264 固定小規模課標額負担水準、265 固定小規模課標額負担調整率、266 固定小規模課標額本年度、267 固定小規模負担調整区分、268 固定小規模本則区分、269 固定小規模課標額本年度特例前、270 固定小規模類似土地比準割合、271 固定小規外課標額評価額前年度、272 固定小規外課標額評価額、273 固定小規外課標額本則、274 固定小規外課標額前年度、275 固定小規外前年度課標算出区分、276 固定小規外課標額負担水準、277 固定小規外課標額負担調整率、278 固定小規外課標額本年度、279 固定小規外負担調整区分、280 固定小規外本則区分、281 固定小規外課標額本年度特例前、282 固定小規外類似土地比準割合、283 固定非住宅課標額評価額前年度、284 固定非住宅課標額評価額、285 固定非住宅課標額本則、286 固定非住宅課標額前年度、287 固定非住宅前年度課標算出区分、288 固定非住宅課標額負担水準、289 固定非住宅課標額負担調整率、290 固定非住宅課標額本年度、291 固定非住宅負担調整区分、292 固定非住宅本則区分、293 固定非住宅課標額本年度特例前、294 固定非住宅類似土地比準割合、295 固定非住宅課標額条例前年度、296 固定非住宅課標額条例本年度、297 固定非住宅課標額条例本年度特例、298 固定非住宅条例類似土地比準割合、

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

299 固定課税標準額合計評価額前年度、300 固定課税標準額合計評価額、301 固定課税標準額合計本則、302 固定課税標準額合計前年度、303 固定課税標準額合計本年度、304 固定課税標準額合計本年度特例前、305 固定農地並課税標準額、306 固定特例課標額、307 固定特例課標額2、308 固定軽減課標額、309 固定軽減課標額2、310 固定軽減課標額3、311 固定軽減税額、312 固定軽減税額2、313 固定軽減税額3、314 固定減免課標1、315 固定減免課標2、316 固定減免課標3、317 固定減免税額1、318 固定減免税額2、319 固定減免税額3、320 固定不均一対象課標、321 固定不均一税額、322 固定条例減税額、323 固定相当算出税額、324 都計小規模課標額評価額前年度、325 都計小規模課標額評価額、326 都計小規模課標額本則、327 都計小規模課標額前年度、328 都計小規模前年度課標算出区分、329 都計小規模課標額負担水準、330 都計小規模課標額負担調整率、331 都計小規模課標額本年度、332 都計小規模負担調整区分、333 都計小規模本則区分、334 都計小規模課標額本年度特例前、335 都計小規模類似土地比準割合、336 都計小規外課標額評価額前年度、337 都計小規外課標額評価額、338 都計小規外課標額本則、339 都計小規外課標額前年度、340 都計小規外前年度課標算出区分、341 都計小規外課標額負担水準、342 都計小規外課標額負担調整率、343 都計小規外課標額本年度、344 都計小規外負担調整区分、345 都計小規外本則区分、346 都計小規外課標額本年度特例前、347 都計小規外類似土地比準割合、348 都計非住宅課標額評価額前年度、349 都計非住宅課標額評価額、350 都計非住宅課標額本則、351 都計非住宅課標額前年度、352 都計非住宅前年度課標算出区分、353 都計非住宅課標額負担水準、354 都計非住宅課標額負担調整率、355 都計非住宅課標額本年度、356 都計非住宅負担調整区分、357 都計非住宅本則区分、358 都計非住宅課標額本年度特例前、359 都計非住宅類似土地比準割合、360 都計非住宅課標額条例前年度、361 都計非住宅課標額条例本年度、362 都計非住宅課標額条例本年度特例、363 都計非住宅条例類似土地比準割合、364 都計課税標準額合計評価額前年度、365 都計課税標準額合計評価額、366 都計課税標準額合計本則、367 都計課税標準額合計前年度、368 都計課税標準額合計本年度、369 都計課税標準額合計本年度特例前、370 都計農地並課+A3税標準額、371 都計特例課標額、372 都計特例課標額2、373 都計軽減課標額、374 都計軽減課標額2、375 都計軽減課標額3、376 都計軽減税額、377 都計軽減税額2、378 都計軽減税額3、379 都計減免課標1、380 都計減免課標2、381 都計減免課標3、382 都計減免税額1、383 都計減免税額2、384 都計減免税額3、385 都計不均一対象課標、386 都計不均一税額、387 都計条例減税額、388 都計相当算出税額、389 前年地目コード、390 標準地区分、391 土地更正年月日、392 土地更正事由コード、393 土地更正中フラグ、394 画地住非区分、395 画地住宅用地割合、396 画地住宅戸数、397 区分所有宛名番号、398 家屋物件番号、399 敷地権コード、400 区分所有持分分子、401 区分所有持分分母、402 専有床面積、403 区分所有減免コード、404 区分所有減免率分子、405 区分所有減免率分母、406 区分所有減免適用区分、407 区分所有減免特殊計算区分、408 区分所有減免対象床面積、409 区分所有特例コード、410 区分所有特例率分子、411 区分所有特例率分母、412 区分所有特例適用区分、413 区分所有特例特殊計算区分、414 区分所有特例対象床面積、415 区分所有軽減コード、416 区分所有軽減率分子、417 区分所有軽減率分母、418 区分所有軽減適用区分、419 区分所有軽減特殊計算区分、420 区分所有軽減対象床面積、421 区分所有不均一コード、422 区分所有不均一率分子、423 区分所有不均一率分母、424 区分所有不均一適用区分、425 区分所有不均一特殊計算区分、426 区分所有不均一対象床面積、427 区分所有免税点区分、428 区分所有固定共用税額、429 区分所有固定共用補正率、430 区分所有都計共用税額、431 区分所有都計共用補正率、432 計算結果不整合フラグ、433 家屋所在地町丁コード、434 家屋所在地字コード、435 家屋所在地本番、436 家屋所在地枝番1、437 家屋所在地枝番2、438 家屋所在地枝番3、439 家屋所在地枝番4、440 家屋所在地外筆、441 家屋所在地編集コード、442 家屋所在地漢字、443 調査番号、444 未登記区分、445 家屋番号町丁コード、446 家屋番号字コード、447 家屋番号本番、448 家屋番号枝番1、449 家屋番号枝番2、450 家屋番号枝番3、451 家屋番号枝番4、452 家屋番号編集コード、453 家屋番号漢字、454 棟番、455 建物名称、456 該当階、457 規約共用区分、458 共用区分、459 登記所在地町丁コード、460 登記所在地字コード、461 登記所在地本番、462 登記所在地枝番1、463 登記所在地枝番2、464 登記所在地枝番3、465 登記所在地枝番4、466 登記所在地外筆、467 登記所在地編集コード、468 登記所在地漢字、469 登記種類コード1、470 登記種類コード2、471 登記種類コード3、472 登記構造コード1、473 登記構造コード2、474 登記構造コード3、475 登記屋根コード1、476 登記屋根コード2、477 登記屋根コード3、478 登記階層地上、479 登記階層地下、480 登記床面積一階、481 登記床面積二階以上、482 登記床面積地下、483 登記延床面積、484 家屋表示変更区分、485 家屋表示の目的コード、486 家屋表示受付年月日、487 家屋表示原因コード、488 家屋表示原因年月日、489 家屋表示受付番号本番、490 家屋表示受付番号枝番、491 家屋表示作成年月日、492 家屋表示発行番号、493 家屋表示整理番号、494 家屋権利変更区分、495 家屋権利の目的コード、496 家屋権利受付年月日、497 家屋権利原因コード、498 家屋権利原因年月日、499 家屋権利受付番号本番、500 家屋権利受付番号枝番、501 家屋権利作成年月日、502 家屋権利発行番号、503 家屋権利整理番号、504 他市町村跨りフラグ、505 家屋一棟更正年月日、506 家屋一棟更正事由コード、507 家屋一棟更正中フラグ、508 共有者宛名番号、509 人数、510 構成員宛名番号、511 構成員持分番号、512 構成員名義人宛名番号、513 構成員名義人持分番号、514 構成員名義人氏名、515 構成員名義人住所、516 構成員所有者判定区分、517 住宅割合、518 敷地権持分分子、519 敷地権持分分母、520 区分所有非課税コード、521 区分所有非課税開始年度、522 区分所有非課税終了年度、523 区分所有非課税適用区分、524 区分所有非課税特殊計算区分、525 区分所有非課税該当床面積、526 区分所有特例開始年度、527 区分所有特例終了年度、528 区分所有特例該当床面積、529 区分所有軽減開始年度、530 区分所有軽減終了年度、531 区分所有軽減該当床面積、532 区分所有減免開始年度、533 区分所有減免開始期、534 区分所有減免終了年度、535 区分所有減免終了期、536 区分所有減免該当床面積、537 区分所有不均一開始年度、538 区分所有不均一終了年度、539 区分所有不均一該当床面積、540 区分所有更正事由コード、541 区分所有更正年月日、542 棟数、543 明細数、544 家屋更正年月日、545 家屋更正事由コード、546 家屋更正中フラグ、547 家屋一棟未登記区分、548 明細番号、549 主たる明細区分、550 木非区分、551 プレハブ区分、552 明細用途コード、553 明細構造コード、554 明細用途コード2、555 明細構造コード2、556 明細屋根コード1、557 明細屋根コード2、558 明細屋根コード3、559 明細種類コード1、560 明細種類コード2、561 明細種類コード3、562 明細階層地上、563 明細階層地下、564 明細床面積一階、565 明細床面積二階以上、566 明細床面積地下、567 明細延床面積、568 住宅部分床面積、569 非住宅部分床面積、570 共用部住宅床面積、571 共用部非住宅床面積、572 家屋非課税コード、573 家屋非課税開始年度、

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

574 家屋非課税終了年度、575 家屋非課税適用区分、576 家屋非課税特殊計算区分、577 家屋非課税床面積、578 家屋特例コード、579 家屋特例開始年度、580 家屋特例終了年度、581 家屋特例率分子、582 家屋特例率分母、583 家屋特例適用区分、584 家屋特例特殊計算区分、585 家屋特例床面積、586 家屋特例コード2、587 家屋特例開始年度2、588 家屋特例終了年度2、589 家屋特例率分子2、590 家屋特例率分母2、591 家屋特例適用区分2、592 家屋特例特殊計算区分2、593 家屋特例床面積2、594 家屋軽減切れフラグ、595 家屋軽減コード、596 家屋軽減開始年度、597 家屋軽減終了年度、598 家屋軽減率分子、599 家屋軽減率分母、600 家屋軽減適用区分、601 家屋軽減特殊計算区分、602 家屋軽減床面積、603 家屋軽減住宅戸数、604 家屋軽減コード2、605 家屋軽減開始年度2、606 家屋軽減終了年度2、607 家屋軽減率分子2、608 家屋軽減率分母2、609 家屋軽減適用区分2、610 家屋軽減特殊計算区分2、611 家屋軽減床面積2、612 家屋軽減住宅戸数2、613 家屋軽減コード3、614 家屋軽減開始年度3、615 家屋軽減終了年度3、616 家屋軽減率分子3、617 家屋軽減率分母3、618 家屋軽減適用区分3、619 家屋軽減特殊計算区分3、620 家屋軽減床面積3、621 家屋軽減住宅戸数3、622 家屋減免コード1、623 家屋減免開始年度1、624 家屋減免開始期1、625 家屋減免終了年度1、626 家屋減免終了期1、627 家屋減免率分子1、628 家屋減免率分母1、629 家屋減免適用区分1、630 家屋減免特殊計算区分1、631 家屋減免床面積1、632 家屋減免コード2、633 家屋減免開始年度2、634 家屋減免開始期2、635 家屋減免終了年度2、636 家屋減免終了期2、637 家屋減免率分子2、638 家屋減免率分母2、639 家屋減免適用区分2、640 家屋減免特殊計算区分2、641 家屋減免床面積2、642 家屋減免コード3、643 家屋減免開始年度3、644 家屋減免開始期3、645 家屋減免終了年度3、646 家屋減免終了期3、647 家屋減免率分子3、648 家屋減免率分母3、649 家屋減免適用区分3、650 家+A3屋減免特殊計算区分3、651 家屋減免床面積3、652 家屋不均一コード、653 家屋不均一開始年度、654 家屋不均一終了年度、655 家屋不均一率分子、656 家屋不均一率分母、657 家屋不均一適用区分、658 家屋不均一特殊計算区分、659 家屋不均一床面積、660 当初平米当再建築費評点数、661 前基準年平米当再建築費評点数、662 平米当再建築費評点数、663 前基準年再建築費評点数、664 再建築費評点数、665 前基準年評価額、666 評価額強制入力フラグ、667 評価額、668 補正後評価額、669 減価処置年度、670 前基準年理論評価額、671 理論評価額、672 前基準年上昇率、673 上昇率、674 経過年数、675 用途変更経過年数、676 前基準年経年減点補正率、677 経年減点補正率、678 一点単価、679 積雪補正率、680 損耗補正率、681 需給補正率、682 不均衡、683 その他の補正率、684 家屋明細未登記区分、685 未完成コード、686 評価戸数、687 分離課税区分、688 登記建築日、689 建築年次、690 建築年次2、691 用途変更年、692 建築事由コード、693 調査年月日、694 明細原因事由コード、695 明細原因年月日、696 明細都市計画区分、697 補正前固定課税標準額、698 補正前都計課税標準額、699 固定課税標準額、700 都計課税標準額、701 固定特例課税標準額、702 都計特例課税標準額、703 固定特例課税標準額2、704 都計特例課税標準額2、705 固定軽減課税標準額、706 都計軽減課税標準額、707 固定軽減課税標準額2、708 都計軽減課税標準額2、709 固定軽減課税標準額3、710 都計軽減課税標準額3、711 固定減免課税標準額1、712 都計減免課税標準額1、713 固定減免課税標準額2、714 都計減免課税標準額2、715 固定減免課税標準額3、716 都計減免課税標準額3、717 固定不均一対象課税標準額、718 都計不均一対象課税標準額、719 行政界跨りフラグ、720 家屋明細更正年月日、721 家屋明細更正事由コード、722 家屋明細更正中フラグ、723 按分元家屋物件番号、724 按分元号番、725 按分元室番、726 規約共用分専有床面積合計、727 規約共用分専有床面積、728 規約按分区分、729 更新前課税一棟集計情報、730 更新後課税一棟集計情報、731 宛名番号、732 償却更正事由コード、733 償却更正年月日、734 屋号、735 合算区分、736 償却グループ番号、737 業種種目コード、738 資本金、739 事業開始年月日、740 決算期、741 担当者氏名、742 担当者電話番号、743 税理士宛名番号、744 税理士コード、745 税理士変更年月日、746 税理士氏名、747 税理士電話番号、748 税理士住所、749 短縮年数資産有無フラグ、750 増加償却資産有無フラグ、751 非課税資産有無フラグ、752 課税特例資産有無フラグ、753 特別償却圧縮記帳有無フラグ、754 償却方法、755 青色申告有無フラグ、756 資産の所在地1市内市外区分、757 資産の所在地1市外住所コード、758 資産の所在地1住所自治体コード、759 資産の所在地1住所町名コード、760 資産の所在地1住所番地コード、761 資産の所在地1住所枝番コード、762 資産の所在地1住所小枝番コード、763 資産の所在地1住所枝番3コード、764 資産の所在地1住所番地編集区分、765 資産の所在地1漢字、766 事業所用家屋の所有区分1、767 資産の所在地2市内市外区分、768 資産の所在地2市外住所コード、769 資産の所在地2住所自治体コード、770 資産の所在地2住所町名コード、771 資産の所在地2住所番地コード、772 資産の所在地2住所枝番コード、773 資産の所在地2住所小枝番コード、774 資産の所在地2住所枝番3コード、775 資産の所在地2住所番地編集区分、776 資産の所在地2漢字、777 事業所用家屋の所有区分2、778 資産の所在地3市内市外区分、779 資産の所在地3市外住所コード、780 資産の所在地3住所自治体コード、781 資産の所在地3住所町名コード、782 資産の所在地3住所番地コード、783 資産の所在地3住所枝番コード、784 資産の所在地3住所小枝番コード、785 資産の所在地3住所枝番3コード、786 資産の所在地3住所番地編集区分、787 資産の所在地3漢字、788 事業所用家屋の所有区分3、789 借用資産有無フラグ、790 申告書発送番号、791 申告書発送年月日、792 申告書受付年月日、793 申告状況区分、794 申告区分、795 申告書発送区分、796 申告用はがき発送区分、797 催告状況、798 催告書発送日、799 減免資産有無フラグ、800 増減有無フラグ、801 家屋除外分区分、802 地区コード、803 削除フラグ、804 償却更正中フラグ、805 前年度帳簿価額1、806 前年度帳簿価額2、807 前年度帳簿価額3、808 前年度帳簿価額4、809 前年度帳簿価額5、810 前年度帳簿価額6、811 前年度帳簿価額7、812 前年度帳簿価額合計、813 前年度評価額1、814 前年度評価額2、815 前年度評価額3、816 前年度評価額4、817 前年度評価額5、818 前年度評価額6、819 前年度評価額7、820 前年度評価額合計、821 前年前取得価額1、822 前年前取得価額2、823 前年前取得価額3、824 前年前取得価額4、825 前年前取得価額5、826 前年前取得価額6、827 前年前取得価額7、828 前年前取得価額合計、829 前年中減少価額1、830 前年中減少価額2、831 前年中減少価額3、832 前年中減少価額4、833 前年中減少価額5、834 前年中減少価額6、835 前年中減少価額7、836 前年中減少価額合計、837 前年中取得価額1、838 前年中取得価額2、839 前年中取得価額3、840 前年中取得価額4、841 前年中取得価額5、842 前年中取得価額6、843 前年中取得価額7、844 前年中取得価額合計、845 取得価額1、846 取得価額2、847 取得価額3、848 取得価額4、849 取得価額5、850 取得価額6、851 取得価額7、852 取得価額合計、853 帳簿価額1、854 帳簿価額2、855 帳簿価額3、856 帳簿価額4、857 帳簿価額5、858 帳簿価額6、

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

859 帳簿価額7、860 知事帳簿価額1、861 知事帳簿価額2、862 知事帳簿価額3、863 知事帳簿価額4、864 知事帳簿価額5、865 知事帳簿価額6、866 大臣帳簿価額1、867 大臣帳簿価額2、868 大臣帳簿価額3、869 大臣帳簿価額4、870 大臣帳簿価額5、871 大臣帳簿価額6、872 帳簿価額合計、873 評価額1、874 評価額2、875 評価額3、876 評価額4、877 評価額5、878 評価額6、879 評価額7、880 知事評価額1、881 知事評価額2、882 知事評価額3、883 知事評価額4、884 知事評価額5、885 知事評価額6、886 大臣評価額1、887 大臣評価額2、888 大臣評価額3、889 大臣評価額4、890 大臣評価額5、891 大臣評価額6、892 評価額合計、893 決定価格区分、894 決定価格1、895 決定価格2、896 決定価格3、897 決定価格4、898 決定価格5、899 決定価格6、900 決定価格7、901 知事決定価格1、902 知事決定価格2、903 知事決定価格3、904 知事決定価格4、905 知事決定価格5、906 知事決定価格6、907 大臣決定価格1、908 大臣決定価格2、909 大臣決定価格3、910 大臣決定価格4、911 大臣決定価格5、912 大臣決定価格6、913 決定価格合計、914 課税標準額1、915 課税標準額2、916 課税標準額3、917 課税標準額4、918 課税標準額5、919 課税標準額6、920 課税標準額7、921 知事課税標準額1、922 知事課税標準額2、923 知事課税標準額3、924 知事課税標準額4、925 知事課税標準額5、926 知事課税標準額6、927 大臣課税標準額1、928 大臣課税標準額2、929 大臣課税標準額3、930 大臣課税標準額4、931 大臣課税標準額5、932 大臣課税標準額6、933 課税標準額合計、934 減免相当帳簿価額1、935 減免相当帳簿価額2、936 減免相当帳簿価額3、937 減免相当帳簿価額4、938 減免相当帳簿価額5、939 減免相当帳簿価額6、940 減免相当帳簿価額7、941 減免相当帳簿価額合計、942 減免相当評価額1、943 減免相当評価額2、944 減免相当評価額3、945 減免相当評価額4、946 減免相当評価額5、947 減免相当評価額6、948 減免相当評価額7、949 減免相当評価額合計、950 減免対象課標1、951 減免対象課標2、952 減免対象課標3、953 減免対象課標4、954 減免対象課標5、955 減免対象課標6、956 減免対象課標7、957 減免対象課標合計、958 減免税額帳簿1、959 減免税額帳簿2、960 減免税額帳簿3、961 減免税額帳簿4、962 減免税額帳簿5、963 減免税額帳簿6、964 減免税額帳簿7、965 減免税額帳簿合計、966 減免税額評価1、967 減免税額評価2、968 減免税額評価3、969 減免税額評価4、970 減免税額評価5、971 減免税額評価6、972 減免税額評価7、973 減免税額評価合計、974 減免税額1、975 減免税額2、976 減免税額3、977 減免税額4、978 減免税額5、979 減免税額6、980 減免税額7、981 減免税額合計、982 償却不均一コード、983 不均一相当帳簿価額1、984 不均一相当帳簿価額2、985 不均一相当帳簿価額3、986 不均一相当帳簿価額4、987 不均一相当帳簿価額5、988 不均一相当帳簿価額6、989 不均一相当帳簿価額7、990 不均一相当帳簿価額合計、991 不均一相当評価額1、992 不均一相当評価額2、993 不均一相当評価額3、994 不均一相当評価額4、995 不均一相当評価額5、996 不均一相当評価額6、997 不均一相当評価額7、998 不均一相当評価額合計、999 不均一対象課標1、1000 不均一対象課標2、1001 不均一対象課標3、1002 不均一対象課標4、1003 不均一対象課標5、1004 不均一対象課標6、1005 不均一対象課標7、1006 不均一対象課標合計、1007 不均一税額帳簿1、1008 不均一税額帳簿2、1009 不均一税額帳簿3、1010 不均一税額帳簿4、1011 不均一税額帳簿5、1012 不均一税額帳簿6、1013 不均一税額帳簿7、1014 不均一税額帳簿合計、1015 不均一税額評価1、1016 不均一税額評価2、1017 不均一税額評価3、1018 不均一税額評価4、1019 不均一税額評価5、1020 不均一税額評価6、1021 不均一税額評価7、1022 不均一税額評価合計、1023 不均一税額1、1024 不均一税額2、1025 不均一税額3、1026 不均一税額4、1027 不均一税額5、1028 不均一税額6、1029 不均一税額7、1030 不均一税額合計、1031 特例減少帳簿価額1、1032 特例減少帳簿価額2、1033 特例減少帳簿価額3、1034 特例減少帳簿価額4、1035 特例減少帳簿価額5、1036 特例減少帳簿価額6、1037 特例減少帳簿価額7、1038 知事特例減少帳簿価額1、1039 知事特例減少帳簿価額2、1040 知事特例減少帳簿価額3、1041 知事特例減少帳簿価額4、1042 知事特例減少帳簿価額5、1043 知事特例減少帳簿価額6、1044 大臣特例減少帳簿価額1、1045 大臣特例減少帳簿価額2、1046 大臣特例減少帳簿価額3、1047 大臣特例減少帳簿価額4、1048 大臣特例減少帳簿価額5、1049 大臣特例減少帳簿価額6、1050 特例減少帳簿価額合計、1051 特例減少評価額1、1052 特例減少評価額2、1053 特例減少評価額3、1054 特例減少評価額4、1055 特例減少評価額5、1056 特例減少評価額6、1057 特例減少評価額7、1058 知事特例減少評価額1、1059 知事特例減少評価額2、1060 知事特例減少評価額3、1061 知事特例減少評価額4、1062 知事特例減少評価額5、1063 知事特例減少評価額6、1064 大臣特例減少評価額1、1065 大臣特例減少評価額2、1066 大臣特例減少評価額3、1067 大臣特例減少評価額4、1068 大臣特例減少評価額5、1069 大臣特例減少評価額6、1070 特例減少評価額合計、1071 特例減少課標1、1072 特例減少課標2、1073 特例減少課標3、1074 特例減少課標4、1075 特例減少課標5、1076 特例減少課標6、1077 特例減少課標7、1078 知事特例減少課標1、1079 知事特例減少課標2、1080 知事特例減少課標3、1081 知事特例減少課標4、1082 知事特例減少課標5、1083 知事特例減少課標6、1084 大臣特例減少課標1、1085 大臣特例減少課標2、1086 大臣特例減少課標3、1087 大臣特例減少課標4、1088 大臣特例減少課標5、1089 大臣特例減少課標6、1090 特例減少課標合計、1091 免税点判定、1092 明細数1、1093 明細数2、1094 明細数3、1095 明細数4、1096 明細数5、1097 明細数6、1098 明細数7、1099 明細数合計、1100 種類区分、1101 資産コード、1102 資産名称、1103 数量、1104 増加事由コード、1105 取得年月、1106 取得特例日区分、1107 取得価額、1108 耐用年数、1109 耐用年数変更1年度、1110 耐用年数変更1耐年、1111 耐用年数変更2年度、1112 耐用年数変更2耐年、1113 申告年度、1114 償却特例コード、1115 償却特例率分子、1116 償却特例率分母、1117 償却特例開始年度、1118 償却特例終了年度、1119 償却特例コード2、1120 償却特例率分子2、1121 償却特例率分母2、1122 償却特例開始年度2、1123 償却特例終了年度2、1124 減少事由コード、1125 減少区分、1126 減少年月、1127 減少取得価額、1128 増加償却率1、1129 増加償却月1、1130 増加償却率2、1131 増加償却月2、1132 増加償却率3、1133 増加償却月3、1134 陳腐化年度、1135 陳腐化耐用年数、1136 前年度帳簿価額、1137 残存率帳簿、1138 残存率評価、1139 本年度帳簿価額、1140 控除帳簿価額、1141 控除評価額、1142 加算帳簿価額、1143 加算評価額、1144 特例減少帳簿価額、1145 特例減少評価額、1146 課税標準帳簿価額、1147 課税標準評価額、1148 帳簿価額限度額フラグ、

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

1149 評価額限度額フラグ、1150 償却非課税コード、1151 償却非課税開始年度、1152 償却非課税終了年度、1153 償却減免コード、1154 償却減免率分子、1155 償却減免率分母、1156 償却減免開始年度、1157 償却減免開始期、1158 償却減免終了年度、1159 償却減免終了期、1160 償却不均一率分子、1161 償却不均一率分母、1162 償却不均一開始年度、1163 償却不均一終了年度、1164 災害コード、1165 その他補正コード、1166 分離対象家屋物件番号、1167 分離対象号番、1168 分離対象室番、1169 特例減免対象区分、1170 償却強制修正区分、1171 課税保留区分、1172 減免相当帳簿価額、1173 減免相当評価額、1174 減免税額帳簿、1175 減免税額評価、1176 不均一相当帳簿価額、1177 不均一相当評価額、1178 不均一税額帳簿、1179 不均一税額評価、1180 調査年度、1181 償却調査年月日、1182 調査区分、1183 調査種類区分、1184 調査状況区分、1185 調査場所区分、1186 発見取得価格、1187 調査内容、1188 職員番号、1189 特記登録年月日、1190 特記区分、1191 特記情報、1192 申告受付日、1193 氏名漢字、1194 償却課標異動前、1195 償却課標異動後、1196 償却明細異動前、1197 償却明細異動後、1198 申告連番、1199 受付番号、1200 プレ申告作成年月日、1201 プレ申告送信有無フラグ、1202 未償却残高1、1203 未償却残高2、1204 未償却残高3、1205 未償却残高4、1206 未償却残高5、1207 未償却残高6、1208 未償却残高7、1209 未償却残高合計、1210 チェック処理日、1211 仮登録処理区分、1212 納税者ID、1213 利用者ID、1214 申告書様式ID、1215 電子申告申告区分、1216 電子申告受付番号、1217 電子申告申告受付日時、1218 税務事務所コード、1219 データ連番、1220 メッセージID1、1221 メッセージID2、1222 メッセージID3、1223 メッセージID4、1224 メッセージID5、1225 メッセージID6、1226 メッセージID7、1227 メッセージID8、1228 メッセージID9、1229 メッセージID10、1230 電子申告異動事由、1231 税目コード、1232 調定年度、1233 通知書番号、1234 納税組合番号、1235 口座振替有無フラグ、1236 調定区分、1237 更正年度、1238 賦課更正事由コード、1239 賦課修正理由コード、1240 更正決定年月日、1241 更正予定年月日、1242 通知年月日、1243 強制修正年月日、1244 分割課税有無フラグ、1245 土地物件数、1246 家屋物件数、1247 課税土地物件数、1248 課税家屋物件数、1249 土地合計地積、1250 家屋合計床面積、1251 償却資産有無フラグ、1252 土地免税点判定区分、1253 土地区分免税点判定区分、1254 家屋免税点判定区分、1255 償却免税点判定区分、1256 収納異動連番、1257 固定土地課税標準額、1258 固定家屋課税標準額、1259 償却資産課税標準額、1260 都計土地課税標準額、1261 都計家屋課税標準額、1262 固定合計課標、1263 都計合計課標、1264 固定土地按分課税標準額、1265 固定家屋按分課税標準額、1266 都計土地按分課税標準額、1267 都計家屋按分課税標準額、1268 固定区分土地課税標準額、1269 都計区分土地課税標準額、1270 固定土地軽減対象課標額、1271 固定土地軽減税額、1272 都計土地軽減対象課標額、1273 都計土地軽減税額、1274 固定土地按分軽減対象課標額、1275 固定土地按分軽減税額、1276 都計土地按分軽減対象課標額、1277 都計土地按分軽減税額、1278 固定区分土地軽減対象課標額、1279 固定区分土地軽減税額、1280 都計区分土地軽減対象課標額、1281 都計区分土地軽減税額、1282 固定家屋軽減対象課標額、1283 固定家屋軽減税額、1284 都計家屋軽減対象課標額、1285 都計家屋軽減税額、1286 固定家屋按分軽減対象課標額、1287 固定家屋按分軽減税額、1288 都計家屋按分軽減対象課標額、1289 都計家屋按分軽減税額、1290 固定土地免除税額、1291 都計土地免除税額、1292 固定土地減免対象課標額、1293 固定家屋減免対象課標額、1294 償却資産減免対象課標額、1295 都計土地減免対象課標額、1296 都計家屋減免対象課標額、1297 固定土地減免税額、1298 固定家屋減免税額、1299 償却資産減免税額、1300 都計土地減免税額、1301 都計家屋減免税額、1302 固定土地按分減免対象課標額、1303 固定家屋按分減免対象課標額、1304 都計土地按分減免対象課標額、1305 都計家屋按分減免対象課標額、1306 固定土地按分減免税額、1307 固定家屋按分減免税額、1308 都計土地按分減免税額、1309 都計家屋按分減免税額、1310 固定区分土地減免対象課標額、1311 都計区分土地減免対象課標額、1312 固定区分土地減免税額、1313 都計区分土地減免税額、1314 固定土地税額、1315 固定家屋税額、1316 償却資産税額、1317 都計土地税額、1318 都計家屋税額、1319 固定土地按分税額、1320 固定家屋按分税額、1321 都計土地按分税額、1322 都計家屋按分税額、1323 固定土地家屋税額、1324 固定区分土地税額、1325 都計区分土地税額、1326 固定資産税額、1327 都市計画税額、1328 固定算出税額、1329 都計算出税額、1330 固定減税額、1331 都計減税額、1332 年税額、1333 決定税額、1334 既課税額、1335 増減調定額、1336 年税額過年度合計、1337 期別1、1338 期別2、1339 期別3、1340 期別4、1341 期別5、1342 期別6、1343 期別7、1344 期別8、1345 期別9、1346 期別10、1347 期別11、1348 期別12、1349 期別税額1、1350 期別税額2、1351 期別税額3、1352 期別税額4、1353 期別税額5、1354 期別税額6、1355 期別税額7、1356 期別税額8、1357 期別税額9、1358 期別税額10、1359 期別税額11、1360 期別税額12、1361 納期限1、1362 納期限2、1363 納期限3、1364 納期限4、1365 納期限5、1366 納期限6、1367 納期限7、1368 納期限8、1369 納期限9、1370 納期限10、1371 納期限11、1372 納期限12、1373 月別1、1374 月別2、1375 月別3、1376 月別4、1377 月別5、1378 月別6、1379 月別7、1380 月別8、1381 月別9、1382 月別10、1383 月別11、1384 月別12、1385 過年度随時税額1、1386 過年度随時税額2、1387 過年度随時税額3、1388 過年度随時税額4、1389 過年度随時税額5、1390 過年度随時税額6、1391 過年度随時税額7、1392 過年度随時税額8、1393 過年度随時税額9、1394 過年度随時税額10、1395 過年度随時税額11、1396 過年度随時税額12、1397 過年度納期限1、1398 過年度納期限2、1399 過年度納期限3、1400 過年度納期限4、1401 過年度納期限5、1402 過年度納期限6、1403 過年度納期限7、1404 過年度納期限8、1405 過年度納期限9、1406 過年度納期限10、1407 過年度納期限11、1408 過年度納期限12、1409 賦課減免コード、1410 賦課減免率分子、1411 賦課減免率分母、1412 賦課減免開始期コード、1413 固定その他減免税額、1414 都計その他減免税額、1415 課税保留フラグ、1416 生活保護フラグ、1417 賦課減免判定フラグ、1418 固定賦課減免税額、1419 都計賦課減免税額、1420 更正期別コード、1421 通知書発行禁止フラグ、1422 証明発行禁止フラグ、1423 賦課オンライン決裁処理フラグ、1424 収納連携禁止フラグ、1425 新築軽減切れフラグ、1426 強制入力フラグ、1427 更新前賦課情報、1428 更新後賦課情報、1429 調定年月、1430 調定年月日、1431 調定内訳分類コード、1432 訂正書整理番号、1433 調定増減区分、1434 固定土地課標増減件数、1435 固定家屋課標増減件数、1436 償却資産課標増減件数、1437 固定合計課標増減件数、1438 都計土地課標増減件数、1439 都計家屋課標増減件数、1440 都計合計課標増減件数、1441 固定区分土地課標増減件数、1442 都計区分土地課標増減件数、1443 固定土地税額増減件数、1444 固定家屋税額増減件数、1445 償却資産税額増減件数、1446 固定資産税額増減件数、1447 都計土地税額増減件数、1448 都計家屋税額増減件数、

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

1449 都市計画税額増減件数、1450 固定区分土地税額増減件数、1451 都計区分土地税額増減件数、1452 固定土地軽減税額増減件数、1453 固定家屋軽減税額増減件数、1454 固定軽減税額増減件数、1455 都計土地軽減税額増減件数、1456 都計家屋軽減税額増減件数、1457 都計軽減税額増減件数、1458 固定区分土地軽減税額増減件数、1459 都計区分土地軽減税額増減件数、1460 固定土地減免税額増減件数、1461 固定家屋減免税額増減件数、1462 償却資産減免税額増減件数、1463 固定減免税額増減件数、1464 都計土地減免税額増減件数、1465 都計家屋減免税額増減件数、1466 都計減免税額増減件数、1467 固定区分土地減免税額増減件数、1468 都計区分土地減免税額増減件数、1469 按分固定土地課標増減件数、1470 按分固定家屋課標増減件数、1471 按分固定合計課標増減件数、1472 按分都計土地課標増減件数、1473 按分都計家屋課標増減件数、1474 按分都計合計課標増減件数、1475 按分固定土地税額増減件数、1476 按分固定家屋税額増減件数、1477 按分固定資産税額増減件数、1478 按分都計土地税額増減件数、1479 按分都計家屋税額増減件数、1480 按分都市計画税額増減件数、1481 按分固定土地軽減税額増減件数、1482 按分固定家屋軽減税額増減件数、1483 按分固定軽減税額増減件数、1484 按分都計土地軽減税額増減件数、1485 按分都計家屋軽減税額増減件数、1486 按分都計軽減税額増減件数、1487 按分固定土地減免税額増減件数、1488 按分固定家屋減免税額増減件数、1489 按分固定減免税額増減件数、1490 按分都計土地減免税額増減件数、1491 按分都計家屋減免税額増減件数、1492 按分都計減免税額増減件数、1493 固定その他減免税額増減件数、1494 都計その他減免税額増減件数、1495 固定賦課減免税額増減件数、1496 都計賦課減免税額増減件数、1497 固定不均一税額増減件数、1498 都計不均一税額増減件数、1499 固定土地確定税額増減件数、1500 固定家屋確定税額増減件数、1501 償却資産確定税額増減件数、1502 固定確定税額増減件数、1503 都計土地確定税額増減件数、1504 都計家屋確定税額増減件数、1505 都計確定税額増減件数、1506 固定土地年税額増減件数、1507 固定家屋年税額増減件数、1508 償却資産年税額増減件数、1509 固定年税額増減件数、1510 都計土地年税額増減件数、1511 都計家屋年税額増減件数、1512 都計年税額増減件数、1513 年税額増減件数、1514 期別税額1増減件数、1515 期別税額2増減件数、1516 期別税額3増減件数、1517 期別税額4増減件数、1518 期別税額5増減件数、1519 期別税額6増減件数、1520 期別税額7増減件数、1521 期別税額8増減件数、1522 期別税額9増減件数、1523 期別税額10増減件数、1524 期別税額11増減件数、1525 期別税額12増減件数、1526 過年度随時税額1増減件数、1527 過年度随時税額2増減件数、1528 過年度随時税額3増減件数、1529 過年度随時税額4増減件数、1530 過年度随時税額5増減件数、1531 過年度随時税額6増減件数、1532 過年度随時税額7増減件数、1533 過年度随時税額8増減件数、1534 過年度随時税額9増減件数、1535 過年度随時税額10増減件数、1536 過年度随時税額11増減件数、1537 過年度随時税額12増減件数、1538 固定土地課税標準額差額、1539 固定家屋課税標準額差額、1540 償却資産課税標準額差額、1541 固定合計課税標準額差額、1542 都計土地課税標準額差額、1543 都計家屋課税標準額差額、1544 都計合計課税標準額差額、1545 固定区分土地課税標準額差額、1546 都計区分土地課税標準額差額、1547 固定土地税額差額、1548 固定家屋税額差額、1549 償却資産税額差額、1550 固定資産税額差額、1551 都計土地税額差額、1552 都計家屋税額差額、1553 都市計画税額差額、1554 固定区分土地税額差額、1555 都計区分土地税額差額、1556 固定土地軽減税額差額、1557 固定家屋軽減税額差額、1558 固定軽減税額差額、1559 都計土地軽減税額差額、1560 都計家屋軽減税額差額、1561 都計軽減税額差額、1562 固定区分土地軽減税額差額、1563 都計区分土地軽減税額差額、1564 固定土地減免税額差額、1565 固定家屋減免税額差額、1566 償却資産減免税額差額、1567 固定減免税額差額、1568 都計土地減免税額差額、1569 都計家屋減免税額差額、1570 都計減免税額差額、1571 固定区分土地減免税額差額、1572 都計区分土地減免税額差額、1573 按分固定土地課税標準額差額、1574 按分固定家屋課税標準額差額、1575 按分固定合計課税標準額差額、1576 按分都計土地課税標準額差額、1577 按分都計家屋課税標準額差額、1578 按分都計合計課税標準額差額、1579 按分固定土地税額差額、1580 按分固定家屋税額差額、1581 按分固定資産税額差額、1582 按分都計土地税額差額、1583 按分都計家屋税額差額、1584 按分都市計画税額差額、1585 按分固定土地軽減税額差額、1586 按分固定家屋軽減税額差額、1587 按分固定軽減税額差額、1588 按分都計土地軽減税額差額、1589 按分都計家屋軽減税額差額、1590 按分都計軽減税額差額、1591 按分固定土地減免税額差額、1592 按分固定家屋減免税額差額、1593 按分固定減免税額差額、1594 按分都計土地減免税額差額、1595 按分都計家屋減免税額差額、1596 按分都計減免税額差額、1597 固定その他減免税額差額、1598 都計その他減免税額差額、1599 固定賦課減免税額差額、1600 都計賦課減免税額差額、1601 固定不均一税額差額、1602 都計不均一税額差額、1603 固定土地確定税額差額、1604 固定家屋確定税額差額、1605 償却資産確定税額差額、1606 固定確定税額差額、1607 都計土地確定税額差額、1608 都計家屋確定税額差額、1609 都計確定税額差額、1610 固定土地年税額差額、1611 固定家屋年税額差額、1612 償却資産年税額差額、1613 固定年税額差額、1614 都計土地年税額差額、1615 都計家屋年税額差額、1616 都計年税額差額、1617 年税額差額、1618 納付済年税額差額、1619 期別税額1差額、1620 期別税額2差額、1621 期別税額3差額、1622 期別税額4差額、1623 期別税額5差額、1624 期別税額6差額、1625 期別税額7差額、1626 期別税額8差額、1627 期別税額9差額、1628 期別税額10差額、1629 期別税額11差額、1630 期別税額12差額、1631 過年度随時税額1差額、1632 過年度随時税額2差額、1633 過年度随時税額3差額、1634 過年度随時税額4差額、1635 過年度随時税額5差額、1636 過年度随時税額6差額、1637 過年度随時税額7差額、1638 過年度随時税額8差額、1639 過年度随時税額9差額、1640 過年度随時税額10差額、1641 過年度随時税額11差額、1642 過年度随時税額12差額、1643 土地家屋区分、1644 物件番号、1645 更正事由コード、1646 更正年月日、1647 元先義務者宛名番号、1648 更正前物件所在地町丁コード、1649 更正前物件所在地字コード、1650 更正前物件所在地本番、1651 更正前物件所在地枝番1、1652 更正前物件所在地枝番2、1653 更正前物件所在地枝番3、1654 更正前物件所在地枝番4、1655 更正前物件所在地分離、1656 更正前物件所在地外筆、1657 更正前物件所在地編集コード、1658 更正前物件所在地漢字、1659 更正前家屋番号町丁コード、1660 更正前家屋番号字コード、1661 更正前家屋番号本番、1662 更正前家屋番号枝番1、1663 更正前家屋番号枝番2、1664 更正前家屋番号枝番3、1665 更正前家屋番号枝番4、1666 更正前家屋番号編集コード、1667 更正前家屋番号漢字、1668 更正前棟番、1669 更正前調査番号、1670 更正前登記地目コード、1671 更正前課税地目コード、1672 更正前登記種類コード1、1673 更正前登記種類コード2、

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

1673 更正前登記種類コード2、1674 更正前登記種類コード3、1675 更正前登記構造コード1、1676 更正前登記構造コード2、1677 更正前登記構造コード3、1678 更正前登記屋根コード1、1679 更正前登記屋根コード2、1680 更正前登記屋根コード3、1681 更正前登記階層地上、1682 更正前登記階層地下、1683 更正前号番、1684 更正前室番、1685 更正前登記地積又は床面積、1686 更正前課税地積又は床面積、1687 更正前市街化区分、1688 更正前都市計画区分、1689 更正前明細用途コード、1690 更正前明細構造コード、1691 更正前明細屋根コード1、1692 更正前明細屋根コード2、1693 更正前明細屋根コード3、1694 更正前明細種類コード1、1695 更正前明細種類コード2、1696 更正前明細種類コード3、1697 更正前明細階層地上、1698 更正前明細階層地下、1699 更正前評価額、1700 更正前固定課税標準額、1701 更正前都計課税標準額、1702 更正前固定相当算出税額、1703 更正前都計相当算出税額、1704 更正前減免コード1、1705 更正前減免コード2、1706 更正前減免コード3、1707 更正前固定減免課標額1、1708 更正前固定減免課標額2、1709 更正前固定減免課標額3、1710 更正前固定減免税額1、1711 更正前固定減免税額2、1712 更正前固定減免税額3、1713 更正前都計減免課標額1、1714 更正前都計減免課標額2、1715 更正前都計減免課標額3、1716 更正前都計減免税額1、1717 更正前都計減免税額2、1718 更正前都計減免税額3、1719 更正前減免地積1、1720 更正前減免地積2、1721 更正前減免地積3、1722 更正前軽減コード、1723 更正前軽減コード2、1724 更正前軽減コード3、1725 更正前固定軽減税額、1726 更正前固定軽減税額2、1727 更正前固定軽減税額3、1728 更正前都計軽減税額、1729 更正前都計軽減税額2、1730 更正前都計軽減税額3、1731 更正前不均一コード、1732 更正前固定不均一対象課標額、1733 更正前都計不均一対象課標額、1734 更正前固定不均一税額、1735 更正前都計不均一税額、1736 更正前不均一地積、1737 更正前区分所有持分分子、1738 更正前区分所有持分分母、1739 更正前免税点判定区分、1740 更正後物件所在地町丁コード、1741 更正後物件所在地字コード、1742 更正後物件所在地本番、1743 更正後物件所在地枝番1、1744 更正後物件所在地枝番2、1745 更正後物件所在地枝番3、1746 更正後物件所在地枝番4、1747 更正後物件所在地分離、1748 更正後物件所在地外筆、1749 更正後物件所在地編集コード、1750 更正後物件所在地漢字、1751 更正後家屋番号町丁コード、1752 更正後家屋番号字コード、1753 更正後家屋番号本番、1754 更正後家屋番号枝番1、1755 更正後家屋番号枝番2、1756 更正後家屋番号枝番3、1757 更正後家屋番号枝番4、1758 更正後家屋番号編集コード、1759 更正後家屋番号漢字、1760 更正後棟番、1761 更正後調査番号、1762 更正後登記地目コード、1763 更正後課税地目コード、1764 更正後登記種類コード1、1765 更正後登記種類コード2、1766 更正後登記種類コード3、1767 更正後登記構造コード1、1768 更正後登記構造コード2、1769 更正後登記構造コード3、1770 更正後登記屋根コード1、1771 更正後登記屋根コード2、1772 更正後登記屋根コード3、1773 更正後登記階層地上、1774 更正後登記階層地下、1775 更正後号番、1776 更正後室番、1777 更正後登記地積又は床面積、1778 更正後課税地積又は床面積、1779 更正後市街化区分、1780 更正後都市計画区分、1781 更正後明細用途コード、1782 更正後明細構造コード、1783 更正後明細屋根コード1、1784 更正後明細屋根コード2、1785 更正後明細屋根コード3、1786 更正後明細種類コード1、1787 更正後明細種類コード2、1788 更正後明細種類コード3、1789 更正後明細階層地上、1790 更正後明細階層地下、1791 更正後評価額、1792 更正後固定課税標準額、1793 更正後都計課税標準額、1794 更正後固定相当算出税額、1795 更正後都計相当算出税額、1796 更正後減免コード1、1797 更正後減免コード2、1798 更正後減免コード3、1799 更正後固定減免課標額1、1800 更正後固定減免課標額2、1801 更正後固定減免課標額3、1802 更正後固定減免税額1、1803 更正後固定減免税額2、1804 更正後固定減免税額3、1805 更正後都計減免課標額1、1806 更正後都計減免課標額2、1807 更正後都計減免課標額3、1808 更正後都計減免税額1、1809 更正後都計減免税額2、1810 更正後都計減免税額3、1811 更正後減免地積1、1812 更正後減免地積2、1813 更正後減免地積3、1814 更正後軽減コード、1815 更正後軽減コード2、1816 更正後軽減コード3、1817 更正後固定軽減税額、1818 更正後固定軽減税額2、1819 更正後固定軽減税額3、1820 更正後都計軽減税額、1821 更正後都計軽減税額2、1822 更正後都計軽減税額3、1823 更正後不均一コード、1824 更正後固定不均一対象課標額、1825 更正後都計不均一対象課標額、1826 更正後固定不均一税額、1827 更正後都計不均一税額、1828 更正後不均一地積、1829 更正後区分所有持分分子、1830 更正後区分所有持分分母、1831 更正後免税点判定区分、1832 更正前決定価格1、1833 更正前決定価格2、1834 更正前決定価格3、1835 更正前決定価格4、1836 更正前決定価格5、1837 更正前決定価格6、1838 更正前決定価格7、1839 更正前決定価格合計、1840 更正前課税標準額1、1841 更正前課税標準額2、1842 更正前課税標準額3、1843 更正前課税標準額4、1844 更正前課税標準額5、1845 更正前課税標準額6、1846 更正前課税標準額7、1847 更正前課税標準額合計、1848 更正前減免対象課標、1849 更正前特例減少課標、1850 更正前不均一対象課標、1851 更正前不均一税額、1852 更正前償却資産税額、1853 更正後決定価格1、1854 更正後決定価格2、1855 更正後決定価格3、1856 更正後決定価格4、1857 更正後決定価格5、1858 更正後決定価格6、1859 更正後決定価格7、1860 更正後決定価格合計、1861 更正後課税標準額1、1862 更正後課税標準額2、1863 更正後課税標準額3、1864 更正後課税標準額4、1865 更正後課税標準額5、1866 更正後課税標準額6、1867 更正後課税標準額7、1868 更正後課税標準額合計、1869 更正後減免対象課標、1870 更正後特例減少課標、1871 更正後不均一対象課標、1872 更正後不均一税額、1873 更正後償却資産税額、1874 明細SEQ番号、1875 物件所在地外筆、1876 課非区分　　、1877 登記地積又は床面積、1878 課税地積又は床面積、1879 住非区分、1880 住宅戸数、1881 筆数、1882 固定減免課標額1、1883 固定減免課標額2、1884 固定減免課標額3、1885 都計減免課標額1、1886 都計減免課標額2、1887 都計減免課標額3、1888 固定不均一対象課標額、1889 都計不均一対象課標額、1890 固定課税標準額前年度、1891 固定課税標準額本年度、1892 都計課税標準額前年度、1893 都計課税標準額本年度、1894 軽減切れフラグ、1895 軽減コード、1896 軽減コード2、1897 軽減コード3、1898 減免コード1、1899 減免コード2、1900 減免コード3、1901 非課税コード、1902 特例コード、1903 特例コード2、1904 不均一コード、1905 更正事由コード 、1906 共有者持分番号、1907 共有区分、1908 共有理由コード、1909 共有人数、1910 分割課税開始年度、1911 個人分持分合計分子、1912 個人分持分合計分母、1913 法人分持分合計分子、1914 法人分持分合計分母、1915 共有者告知区分、1916 共有構成員宛名番号、1917 共有構成員氏名、1918 共有構成員住所、1919 共有構成員連番、1920 共有代表者区分、1921 共有持分分子、1922 共有持分分母、1923 構成員告知区分、1924 排他フラグ

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

【軽自動車税】データ項目数：157
1 更新年月日、2 更新時刻、3 更新職員番号、4 更新端末ID、5 更新アクセスコード、6 更新プログラムID、7 前回更新年月日、8 前回更新時刻、9 前回更新職員番号、10 前回更新端末ID、11 前回更新アクセスコード、12 前回更新プログラムID、13 排他フラグ、14 自治体識別コード、15 車両コード、16 車両履歴番号、17 レコード区分、18 標識コード、19 標識記号、20 標識番号、21 車種コード、22 義務者宛名番号、23 所有者宛名番号、24 使用者宛名番号、25 車名コード、26 その他車名、27 車両の通称名、28 車台番号、29 型式、30 年式、31 初度検査年月、32 原動機型式、33 排気量、34 定格出力、35 認定番号、36 課非区分、37 税率区分、38 所有形態コード、39 登録理由コード、40 登録年月日、41 登録申告年月日、42 登録処理年月日、43 登録入力拠点コード、44 登録受付拠点コード、45 廃車理由コード、46 廃車年月日、47 廃車申告年月日、48 廃車処理年月日、49 廃車入力拠点コード、50 廃車受付拠点コード、51 保留減免有無フラグ、52 自治体コード、53 課税年度、54 賦課履歴番号、55 調定年度、56 通知書番号、57 調定履歴番号、58 課税状況コード、59 賦課異動理由コード、60 賦課異動年月日、61 賦課異動処理年月日、62 税率、63 減免額、64 年税額、65 通知税額、66 納期限区分、67 納期限、68 通知年月日、69 通知書作成年月日、70 納税通知書種別、71 納税組合番号、72 調定年月日、73 予定決定区分、74 非保減免履歴番号、75 格納種別、76 申請年月日、77 開始理由コード、78 開始年月日、79 開始処理年月日、80 開始入力拠点コード、81 開始受付拠点コード、82 障害者宛名番号、83 解除理由コード、84 解除年月日、85 解除処理年月日、86 解除入力拠点コード、87 解除受付拠点コード、88 取込年月日、89 申告書連番、90 異動理由コード、91 異動年月日、92 申告年月日、93 納税義務者区分、94 所有者氏名、95 所有者住所、96 所有者郵便番号、97 所有者生年月日、98 使用者氏名、99 使用者住所、100 使用者郵便番号、101 使用者生年月日、102 用途コード、103 自家用事業用の別コード、104 燃料の種類コード、105 車体の形状コード、106 定置場区分、107 定置場自治体コード、108 定置場町名コード、109 定置場番地コード、110 定置場枝番コード、111 定置場小枝番コード、112 定置場枝番3コード、113 定置場番地編集区分、114 旧標識コード、115 旧標識記号、116 旧標識番号、117 処理済年月日、118 重課判定情報、119 軽課判定情報、120 判定不能区分、121 申告書区分、122 物件異動番号、123 異動事由コード、124 旧自治体コード、125 旧納税義務者氏名、126 旧納税義務者住所、127 旧地方団体名、128 旧地方団体送付年月日、129 旧車種コード、130 旧編集済標識、131 旧車名コード、132 旧その他車名、133 旧車台番号、134 旧型式、135 旧原動機型式、136 旧認定番号、137 旧排気量、138 旧定格出力、139 廃車申告交付年月日、140 課税物件異動通知書送付年月日、141 最新義務者宛名番号、142 納付状況コード、143 有効年月日、144 抹消フラグ、145 連携年月日、146 連携済フラグ、147 強制修正フラグ、148 軽JNKSデータ区分、149 削除年度、150 車両修正履歴番号、151 標識交付年月日、152 標識返納年月日、153 標識回収区分、154 原付標識区分、155 非保減免修正履歴番号、156 異動回復年度、157 異動回復連番

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

【事業所税】データ項目数：322
1 更新年月日、2 更新時刻、3 更新職員番号、4 更新端末ID、5 更新アクセスコード、6 更新プログラムID、7 前回更新年月日、8 前回更新時刻、9 前回更新職員番号、10 前回更新端末ID、11 前回更新アクセスコード、12 前回更新プログラムID、13 排他フラグ、14 自治体識別コード、15 宛名番号、16 レコード区分、17 作成年月日、18 登録年月日、19 消滅年月日、20 決算月1、21 決算日1、22 決算月2、23 決算日2、24 自治体コード、25 漢字税理士名、26 税理士電話番号、27 別表－1号、28 別表－2号、29 別表－3号、30 別表－4号、31 減免申請書、32 資産割免税点判定区分、33 従業者割免税点判定区分、34 発送区分、35 管理番号、36 特殊関係人番号、37 特殊関係人名称、38 宛名番号1、39 床面積1、40 従業者数1、41 情報日1、42 情報元区分1、43 宛名番号2、44 床面積2、45 従業者数2、46 情報日2、47 情報元区分2、48 宛名番号3、49 床面積3、50 従業者数3、51 情報日3、52 情報元区分3、53 宛名番号4、54 床面積4、55 従業者数4、56 情報日4、57 情報元区分4、58 宛名番号5、59 床面積5、60 従業者数5、61 情報日5、62 情報元区分5、63 宛名番号6、64 床面積6、65 従業者数6、66 情報日6、67 情報元区分6、68 宛名番号7、69 床面積7、70 従業者数7、71 情報日7、72 情報元区分7、73 宛名番号8、74 床面積8、75 従業者数8、76 情報日8、77 情報元区分8、78 宛名番号9、79 床面積9、80 従業者数9、81 情報日9、82 情報元区分9、83 宛名番号10、84 床面積10、85 従業者数10、86 情報日10、87 情報元区分10、88 宛名番号11、89 床面積11、90 従業者数11、91 情報日11、92 情報元区分11、93 宛名番号12、94 床面積12、95 従業者数12、96 情報日12、97 情報元区分12、98 宛名番号13、99 床面積13、100 従業者数13、101 情報日13、102 情報元区分13、103 宛名番号14、104 床面積14、105 従業者数14、106 情報日14、107 情報元区分14、108 宛名番号15、109 床面積15、110 従業者数15、111 情報日15、112 情報元区分15、113 特記情報、114 課税年度、115 申告番号、116 申告連番、117 収納申告連番、118 事業年度開始年月日、119 事業年度終了年月日、120 事業年度算定期間、121 申告区分、122 収納異動連番、123 処理年月日、124 受付年月日、125 調定年度、126 調定年月、127 事業所床面積1、128 事業所床面積2、129 非課税事業所床面積3、130 非課税事業所床面積4、131 控除事業所床面積5、132 控除事業所床面積6、133 課税標準事業所床面積7、134 課税標準事業所床面積8、135 課税標準事業所床面積9、136 資産割額10、137 納付の確定した資産割額11、138 従業者数、139 非課税従業者数、140 課税対象従業者数、141 従業者給与総額12、142 非課税従業者給与総額13、143 控除従業者給与総額14、144 課税標準従業者給与総額15、145 従業者割額16、146 納付の確定した従業者割額17、147 資産割額従業者割額合計額18、148 納付の確定した事業所税額19、149 事業所税額20、150 減免される資産割額、151 減免される従業者割額、152 減免される事業所税額、153 既確定した減免事業所税額、154 申告により減免事業所税額、155 減免後事業所税額、156 非課税給与額1、157 非課税給与人数1、158 非課税給与コード1、159 非課税給与額2、160 非課税給与人数2、161 非課税給与コード2、162 非課税給与額3、163 非課税給与人数3、164 非課税給与コード3、165 特例給与額1、166 特例給与人数1、167 特例給与コード1、168 特例給与額2、169 特例給与人数2、170 特例給与コード2、171 特例給与額3、172 特例給与人数3、173 特例給与コード3、174 法定納期限、175 指定納期限、176 更正請求日、177 更正決議日、178 更正通知日、179 減免決議日、180 減免通知日、181 更正事由コード、182 加算金区分、183 加算金額、184 利用者ID、185 更新有無フラグ、186 強制修正フラグ、187 収納受渡調定額、188 通知書更正事由、189 減免申請年月日、190 強修資産割減免区分、191 強修月割減免対象床面積、192 強修従業者割減免区分、193 強修減免対象給与総額、194 歳入歳出還付判定フラグ、195 歳入還付税額、196 歳出還付税額、197 物件判定区分、198 物件番号、199 号番、200 室番、201 明細番号、202 利用開始年月日、203 利用終了年月日、204 物件算定月数、205 家屋所在地町丁コード、206 家屋所在地字コード、207 家屋所在地本番、208 家屋所在地枝番1、209 家屋所在地枝番2、210 家屋所在地枝番3、211 家屋所在地枝番4、212 家屋所在地外筆、213 家屋所在地編集コード、214 家屋所在地漢字、215 家屋番号町丁コード、216 家屋番号字コード、217 家屋番号本番、218 家屋番号枝番1、219 家屋番号枝番2、220 家屋番号枝番3、221 家屋番号枝番4、222 家屋番号編集コード、223 家屋番号漢字、224 棟番、225 家屋の名称、226 明細種類コード1、227 明細種類コード2、228 明細種類コード3、229 建築年月日、230 建築年次、231 固定資産延床面積、232 専用床面積、233 共用床面積、234 事業所税床面積、235 非課税対象床面積1、236 非課税区分1、237 非課税対象床面積2、238 非課税区分2、239 非課税対象床面積3、240 非課税区分3、241 非課税床面積、242 特例対象床面積1、243 特例区分1、244 特例控除される床面積1、245 特例対象床面積2、246 特例区分2、247 特例控除される床面積2、248 特例控除床面積、249 課税標準面積、250 月割後課税される面積、251 借受物件判定コード、252 所有者宛名番号、253 所有者氏名漢字、254 借受専用床面積、255 借受共用床面積、256 調査年月日、257 減免区分1、258 減免対象給与総額1、259 減免される給与総額1、260 減免区分2、261 減免対象給与総額2、262 減免される給与総額2、263 減免区分3、264 減免対象給与総額3、265 減免される給与総額3、266 減免区分4、267 減免対象給与総額4、268 減免される給与総額4、269 減免される資産割合計1、270 減免される資産割合計2、271 減免される資産割合計3、272 減免される資産割、273 減免される給与総額、274 減免明細連番、275 減免区分、276 減免対象床面積、277 月割後減免対象床面積、278 更新年月、279 防火対象物区分、280 明細構造コード、281 明細階層地上、282 明細階層地下、283 固定延床面積、284 家屋の延床面積、285 事業所専用床面積、286 居住専用床面積、287 非課税共用床面積、288 課税共用床面積、289 合計共用床面積、290 消防用非課税、291 防火施設全部、292 防火施設半分、293 4項以外非課税、294 屋内駐車場床面積、295 収容台数、296 貸付者利用者ID、297 貸付者宛名番号、298 申告年月日、299 貸付情報区分、300 貸付応答者、301 貸付者電話番号、302 貸付者特記情報、303 借受者宛名番号、304 借受者宛名番号連番、305 合計面積、306 階数、307 使用開始年月日、308 変更年月日、309 退出年月日、310 借受情報区分、311 申告情報年月日、312 再借受者宛名番号、313 物件特記情報、314 発行連番、315 発行帳票区分、316 帳票作成処理日、317 帳票発送日、318 発送有無フラグ、319 特記連番、320 入力年月日、321 入力者、322 タイトル

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

【諸税】データ項目数：120
1 更新年月日、2 更新時刻、3 更新職員番号、4 更新端末ID、5 更新アクセスコード、6 更新プログラムID、7 前回更新年月日、8 前回更新時刻、9 前回更新職員番号、10 前回更新端末ID、11 前回更新アクセスコード、12 前回更新プログラムID、13 排他フラグ、14 宛名番号、15 レコード区分、16 登録年月日、17 変更年月日、18 義務者区分、19 所持場宛名番号、20 特記情報、21 管理番号、22 税務署ID、23 課税区分、24 申告番号、25 申告連番、26 申告区分、27 売渡年月、28 課税年度、29 処理年月日、30 申告年月日、31 調定年月、32 調定年度、33 本則課税標準数量、34 軽減課税標準数量、35 本則税額、36 軽減税額、37 税額合計、38 本則課税免除本数、39 軽減課税免除本数、40 本則課税免除税額、41 軽減課税免除税額、42 課税免除税額合計、43 本則返還控除数量、44 軽減返還控除数量、45 旧税率本則返還控除数量、46 旧税率軽減返還控除数量、47 本則返還控除金額、48 軽減返還控除金額、49 返還控除金額合計、50 差引税額、51 手持品本則分本数、52 手持品軽減分本数、53 手持品本則分税額、54 手持品軽減分税額、55 手持品合計税額、56 既納付又還付税額、57 納付すべき税額、58 通知日、59 本来法定納期限、60 法定納期限、61 法定納期修正フラグ、62 申告提出期限、63 延長納期限、64 指定納期限、65 更正事由コード、66 加算金区分、67 加算金額、68 自治体コード、69 収納申告連番、70 収納異動連番、71 収納受渡調定額、72 歳入還付額、73 歳出還付額、74 特記事項、75 最終調定年月、76 JT宛名番号、77 軽減宛名番号1、78 軽減宛名番号2、79 軽減宛名番号3、80 軽減宛名番号4、81 軽減宛名番号5、82 たばこ保有年数、83 手持品保有年数、84 廃止年月日、85 休止開始年月日、86 休止終了年月日、87 施設所在地宛名番号、88 施設面積、89 標準利用料金、90 部屋数、91 浴槽数、92 宿泊定員、93 入湯定員、94 課税年月、95 宿泊課税標準人数、96 日帰り課税標準人数、97 その他課税標準人数1、98 その他課税標準人数2、99 その他課税標準人数3、100 課税標準人数合計、101 12歳未満課税免除人数、102 65歳以上課税免除人数、103 修学旅行課税免除人数、104 その他課税免除人数1、105 その他課税免除人数2、106 その他課税免除人数3、107 課税免除区分1、108 課税免除区分2、109 課税免除区分3、110 課税免除区分4、111 課税免除区分5、112 課税免除区分6、113 課税免除人数合計、114 課税対象人数合計、115 宿泊入湯税額、116 日帰り入湯税額、117 その他入湯税額1、118 その他入湯税額2、119 その他入湯税額3、120 既に納付した金額

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

【収納管理】データ項目数：738

1 更新年月日、2 更新時刻、3 更新職員番号、4 更新端末ID、5 更新アクセスコード、6 更新プログラムID、7 前回更新年月日、8 前回更新時刻、9 前回更新職員番号、10 前回更新端末ID、11 前回更新アクセスコード、12 前回更新プログラムID、13 税保コード、14 税目コード、15 調定年度、16 課税年度、17 通知書番号、18 事業年度開始日、19 申告区分、20 申告連番、21 申告履歴番号、22 宛名番号、23 自治体コード、24 収納異動連番、25 口振不能回数、26 年調定額、27 前納報奨金、28 支払済報奨金、29 個人基本種別コード、30 汎用連携番号、31 都市計画税区分、32 法定納期限、33 更正決定通知日、34 所得税更正通知日、35 特土徴収区分、36 事業年度終了日、37 申告期限、38 申告基準日、39 申告年月日、40 確定申告日、41 更正請求日、42 指定納期限、43 低率終了日、44 除算期間開始日、45 除算期間終了日、46 申告基礎区分、47 申告基礎年月日、48 延長申告期限、49 調定履歴有無フラグ、50 法人番号、51 指定番号、52 強制作成フラグ、53 期別、54 月別、55 調定履歴番号、56 納期限、57 課税状況コード、58 車両コード、59 車両履歴番号、60 車検有無フラグ、61 更正事由コード、62 調定年月、63 更正日、64 完納日、65 最終領収日、66 最終収入日、67 本税調定額、68 本税収入額、69 本税仮消込額、70 本税未納額、71 本税過誤納額、72 本税過誤納処理中額、73 督促手数料調定額、74 督促手数料収入額、75 督促手数料仮消込額、76 督促手数料未納額、77 督促手数料過誤納額、78 督促手数料過誤納処理中額、79 延滞金調定額、80 延滞金収入額、81 延滞金仮消込額、82 延滞金未納額、83 延滞金過誤納額、84 延滞金過誤納処理中額、85 申告加算金種類、86 申告加算金調定額、87 申告加算金収入額、88 申告加算金仮消込額、89 申告加算金未納額、90 申告加算金過誤納額、91 申告加算金過誤納処理中額、92 退職納入申告日、93 退職人員数、94 退職通知書発付日、95 退職市区町村民税差額、96 退職都道府県民税差額、97 督促納付番号、98 督促確認番号、99 督促停止管理番号、100 督促停止区分、101 督促状停止理由コード、102 督促状発行日、103 本税督促状発行日、104 延滞金督促状発行日、105 督促公示日、106 督促納期、107 督促取消日、108 時効予定日、109 時効予定日延滞金、110 時効予定日督促手数料、111 不納欠損処理日、112 不納欠損区分、113 不納欠損事由コード、114 不納欠損処理日延滞金、115 不納欠損区分延滞金、116 不納欠損事由コード延滞金、117 不納欠損処理日督促手数料、118 不納欠損区分督促手数料、119 不納欠損事由コード督促手数料、120 不納欠損処理日申告加算金、121 不納欠損区分申告加算金、122 不納欠損事由コード申告加算金、123 退職調定入力フラグ、124 延滞金減免区分、125 延滞金執行日、126 口座振替区分、127 振替金額、128 口振不能理由コード、129 口座振替日、130 変更納期限、131 法定納期限等、132 催告書発行日、133 催告納期、134 授命年月日、135 納期特例区分、136 延滞金補正区分、137 共有宛名番号、138 内訳調定額1、139 内訳調定額2、140 内訳調定額3、141 内訳調定額4、142 内訳調定額5、143 内訳調定額6、144 国保徴収区分、145 賦課時年金保険者コード、146 納付時年金保険者コード、147 消込子番、148 調書番号、149 分納回数、150 領収日、151 収入日、152 延滞金計算日、153 納付区分、154 収納種別、155 納付書種類、156 納付チャネル区分、157 納付番号、158 確認番号、159 消込金額、160 消込本税額、161 消込督促手数料、162 消込延滞金、163 消込申告加算金、164 消込報奨金、165 消込法人税割額、166 消込法人均等割額、167 機械処理日、168 括束番号、169 括束連番、170 確認前領収日、171 収納更正日、172 収納更正元子番、173 振替処理日、174 振替理由コード、175 振替税目コード、176 振替調定年度、177 振替課税年度、178 振替通知書番号、179 振替事業年度開始日、180 振替申告区分、181 振替申告連番、182 振替期別、183 振替消込子番、184 振替宛名番号、185 歳入歳出区分、186 取消区分、187 異動額合計、188 異動本税額、189 異動督促手数料、190 異動延滞金、191 異動申告加算金、192 削除フラグ、193 排他フラグ、194 仮消込子番、195 担当区コード、196 仮消込納付区分、197 データ識別コード、198 備考、199 開始期、200 終了期、201 登録日、202 登録時刻、203 削除日、204 削除時刻、205 データ部、206 更正元調定年度、207 更正元課税年度、208 更正元通知書番号、209 更正元事業年度開始日、210 更正元申告区分、211 更正元申告連番、212 更正元収納異動連番、213 更正元申告年月日、214 税額異動レコード区分、215 税額異動エラー事由、216 税額異動抽出区分、217 税額異動作成区分、218 繰越年度、219 滞繰調定本税、220 滞繰調定督促手数料、221 滞繰調定延滞金、222 滞繰調定加算金、223 最終更正日、224 最終調定本税、225 最終調定督促手数料、226 最終調定延滞金、227 最終調定加算金、228 収入総本税、229 収入総督促手数料、230 収入総延滞金、231 収入総加算金、232 不納欠損本税、233 不納欠損督促手数料、234 不納欠損延滞金、235 不納欠損加算金、236 滞繰調定本税内訳1、237 滞繰調定本税内訳2、238 滞繰調定本税内訳3、239 滞繰調定本税内訳4、240 滞繰調定本税内訳5、241 滞繰調定本税内訳6、242 滞繰調定督促手数料内訳1、243 滞繰調定督促手数料内訳2、244 滞繰調定督促手数料内訳3、245 滞繰調定督促手数料内訳4、246 滞繰調定督促手数料内訳5、247 滞繰調定督促手数料内訳6、248 滞繰調定延滞金内訳1、249 滞繰調定延滞金内訳2、250 滞繰調定延滞金内訳3、251 滞繰調定延滞金内訳4、252 滞繰調定延滞金内訳5、253 滞繰調定延滞金内訳6、254 滞繰調定加算金内訳1、255 滞繰調定加算金内訳2、256 滞繰調定加算金内訳3、257 滞繰調定加算金内訳4、258 滞繰調定加算金内訳5、259 滞繰調定加算金内訳6、260 最終調定本税内訳1、261 最終調定本税内訳2、262 最終調定本税内訳3、263 最終調定本税内訳4、264 最終調定本税内訳5、265 最終調定本税内訳6、266 最終調定督促手数料内訳1、267 最終調定督促手数料内訳2、268 最終調定督促手数料内訳3、269 最終調定督促手数料内訳4、270 最終調定督促手数料内訳5、271 最終調定督促手数料内訳6、272 最終調定延滞金内訳1、273 最終調定延滞金内訳2、274 最終調定延滞金内訳3、275 最終調定延滞金内訳4、276 最終調定延滞金内訳5、277 最終調定延滞金内訳6、278 最終調定加算金内訳1、279 最終調定加算金内訳2、280 最終調定加算金内訳3、281 最終調定加算金内訳4、282 最終調定加算金内訳5、283 最終調定加算金内訳6、284 収入総本税内訳1、285 収入総本税内訳2、286 収入総本税内訳3、287 収入総本税内訳4、288 収入総本税内訳5、289 収入総本税内訳6、290 収入総督促手数料内訳1、291 収入総督促手数料内訳2、292 収入総督促手数料内訳3、293 収入総督促手数料内訳4、294 収入総督促手数料内訳5、295 収入総督促手数料内訳6、296 収入総延滞金内訳1、297 収入総延滞金内訳2、298 収入総延滞金内訳3、299 収入総延滞金内訳4、300 収入総延滞金内訳5、301 収入総延滞金内訳6、302 収入総加算金内訳1、303 収入総加算金内訳2、304 収入総加算金内訳3、305 収入総加算金内訳4、306 収入総加算金内訳5、307 収入総加算金内訳6、308 不納欠損本税内訳1、309 不納欠損本税内訳2、310 不納欠損本税内訳3、311 不納欠損本税内訳4、312 不納欠損本税内訳5、313 不納欠損本税内訳6、314 不納欠損督促手数料内訳1、315 不納欠損督促手数料内訳2、316 不納欠損督促手数料内訳3、317 不納欠損督促手数料内訳4、318 不納欠損督促手数料内訳5、319 不納欠損督促手数料内訳6、320 不納欠損延滞金内訳1、321 不納欠損延滞金内訳2、322 不納欠損延滞金内訳3、323 不納欠損延滞金内訳4、324 不納欠損延滞金内訳5、325 不納欠損延滞金内訳6、

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

326 不納欠損加算金内訳1、327 不納欠損加算金内訳2、328 不納欠損加算金内訳3、329 不納欠損加算金内訳4、330 不納欠損加算金内訳5、331 不納欠損加算金内訳6、332 調定子番、333 更正後本税調定額、334 更正後延滞金調定額、335 更正後督促手数料調定額、336 更正後申告加算金調定額、337 更正後調定年月、338 更正前滞繰本税調定額、339 更正後滞繰本税調定額、340 月計終了年月、341 更正後内訳調定額1、342 更正後内訳調定額2、343 更正後内訳調定額3、344 更正後内訳調定額4、345 更正後内訳調定額5、346 更正後内訳調定額6、347 振分子番、348 発行システム区分、349 発行回数、350 発行連番、351 宛先識別番号、352 通知書作成日、353 通知書発行日、354 本税納付額、355 督促手数料納付額、356 延滞金納付額、357 加算金納付額、358 回数、359 前納分納付番号、360 前納分確認番号、361 識別番号、362 差替前納付番号、363 差替前確認番号、364 OCR情報1、365 OCR情報2、366 コンビニバーコード、367 納付情報摘要フラグ、368 延滞金自動計算有無フラグ、369 状態区分、370 MPN連動無フラグ、371 状態更新日、372 取扱期限、373 抽出年月日、374 データ番号、375 期月、376 子番、377 消込退職税額、378 仮消込有無フラグ、379 修正区分、380 入金データ種別、381 会計年度、382 年金保険者コード、383 修正前税目コード、384 修正前調定年度、385 修正前課税年度、386 修正前通知書番号、387 修正前事業年度開始日、388 修正前申告区分、389 修正前申告連番、390 修正前期月、391 修正前子番、392 修正前納付番号、393 修正前確認番号、394 修正前宛名番号、395 修正前自治体コード、396 修正前領収日、397 修正前収入日、398 修正前納付区分、399 修正前収納種別、400 修正前納付書種類、401 修正前納付チャネル区分、402 修正前消込金額、403 修正前消込本税額、404 修正前消込督促手数料、405 修正前消込延滞金、406 修正前消込申告加算金、407 修正前消込報奨金、408 修正前消込退職税額、409 修正前括束番号、410 修正前括束連番、411 修正前調書番号、412 修正前回数、413 修正前年金保険者コード、414 税目コードフラグ、415 調定年度フラグ、416 課税年度フラグ、417 通知書番号フラグ、418 期月フラグ、419 事業年度開始日フラグ、420 申告区分フラグ、421 申告連番フラグ、422 納付書番号フラグ、423 領収日フラグ、424 収入日フラグ、425 納付区分フラグ、426 収納種別フラグ、427 納付書種類フラグ、428 納付チャネル区分フラグ、429 消込金額フラグ、430 消込本税額フラグ、431 消込督促手数料フラグ、432 消込延滞金フラグ、433 消込申告加算金フラグ、434 消込報奨金フラグ、435 消込消込退職税額フラグ、436 消込括束番号フラグ、437 消込括束連番フラグ、438 消込調書番号フラグ、439 消込回数フラグ、440 年金保険者コードフラグ、441 決算処理待区分、442 消込エラーコード、443 振替予定日、444 履歴連番、445 納付額、446 金融機関コード、447 店舗コード、448 カナ金融機関名、449 カナ支店名、450 金融機関名、451 支店名、452 口座種別、453 口座番号、454 口座名義人カナ、455 口座名義人漢字、456 文書種類、457 文書確定フラグ、458 媒体作成区分、459 振替不能通知書作成済区分、460 分納有無フラグ、461 納付額1、462 納付額2、463 納付額3、464 納付額4、465 納付額5、466 納付額6、467 納付額7、468 納付額8、469 納付額9、470 納付額10、471 納付額11、472 納付額12、473 過誤納番号、474 履歴番号、475 過誤納状態区分、476 過誤納区分、477 還付理由自由入力、478 過納誤納区分、479 過誤納発生日、480 過誤納金額、481 過誤納本税分、482 過誤納督促手数料分、483 過誤納延滞金分、484 過誤納申告加算金分、485 過誤納還付加算金分、486 未処理金額、487 未処理本税分、488 未処理督促手数料分、489 未処理延滞金分、490 未処理申告加算金分、491 未処理還付加算金分、492 特徴事業所宛名番号、493 配当割株式等譲渡所得割控除額、494 還付加算金計算区分、495 確定申告期限、496 免除認定日、497 減免日、498 消失認定日、499 農地変更日、500 決裁書番号、501 決裁書発行日、502 決裁日、503 充当処理日、504 充当執行日、505 還付先宛名番号、506 還付充当通知書発行日、507 還付充当通知書再発行日、508 通知時還付方法、509 加算金通知書発行日、510 還付本税加算金、511 還付延滞金加算金、512 還付金額、513 還付加算金、514 変更締切日、515 還付方法、516 還付請求日、517 還付振込通知書発行日、518 還付支払予定日、519 還付支払日、520 還付支払自治体コード、521 支店コード、522 公金口座区分、523 還付時効日、524 還付充当停止区分、525 送付先郵便番号、526 送付先住所、527 送付先方書、528 送付先氏名、529 取消日、530 歳入還付支払日、531 歳出還付支払日、532 過誤納期別、533 過誤納子番、534 管理子番、535 充当子番、536 充当金額、537 充当元税目コード、538 充当元調定年度、539 充当元課税年度、540 充当元通知書番号、541 充当元事業年度開始日、542 充当元申告区分、543 充当元申告連番、544 充当元期別、A3545 充当元消込子番、546 充当元月別、547 充当元宛名番号、548 充当元本税分、549 充当元督促手数料分、550 充当元延滞金分、551 充当元申告加算金分、552 充当先税目コード、553 充当先調定年度、554 充当先課税年度、555 充当先通知書番号、556 充当先事業年度開始日、557 充当先申告区分、558 充当先申告連番、559 充当先期別、560 充当先消込子番、561 充当先月別、562 充当先宛名番号、563 充当先未納本税分、564 充当先未納督促手数料分、565 充当先未納延滞金分、566 充当先未納申告加算金分、567 充当先本税分、568 充当先督促手数料分、569 充当先延滞金分、570 充当先申告加算金分、571 充当先納期限、572 加算金計算始期、573 加算金計算終期、574 加算金除算始期、575 加算金除算終期、576 加算金計算日数、577 加算金除算日数、578 充当加算金、579 充当本税加算金、580 充当延滞金加算金、581 自動処理フラグ、582 充当適状日、583 還付元税目コード、584 還付元調定年度、585 還付元課税年度、586 還付元通知書番号、587 還付元事業年度開始日、588 還付元申告区分、589 還付元申告連番、590 還付元期別、591 還付元消込子番、592 還付元月別、593 還付元宛名番号、594 還付元本税分、595 還付元督促手数料分、596 還付元延滞金分、597 還付元申告加算金分、598 取戻子番、599 発生元過誤納状態区分、600 取戻状態区分、601 控除不足発生事由コード、602 更正前控除不足額、603 更正後控除不足額、604 取戻額、605 確定申告受付日、606 賦課決定日、607 決裁書発付日、608 納税通知書発付日、609 取戻発生日、610 返還金管理番号、611 標識、612 返還確定日、613 返還指定額、614 利息相当額、615 利息相当額強制フラグ、616 通知書種類、617 文書作成日、618 文書発行日、619 返戻年月日、620 返戻理由コード、621 調査票出力年月日、622 公示フラグ、623 公示日、624 公示入力日、625 記事番号、626 調査記事通番、627 調査記事、628 調査年月日、629 構成員宛名番号、630 口座停止税目コード01、631 口座停止税目コード02、632 口座停止税目コード03、633 口座停止税目コード04、634 口座停止税目コード05、635 口座停止税目コード06、636 口座停止税目コード07、637 口座停止税目コード08、638 口座停止税目コード09、639 口座停止税目コード10、640 現年催告書停止区分、641 ジョブID、642 一連番号、643 加算金調定額、644 加算金収入額、645 加算金仮消込額、646 本税通知額、647 督促手数料通知額、648 延滞金通知額、649 加算金通知額、650 調定異動予定有無、651 死亡有無、652 除外不納欠損、653 除外時効完成、654 除外繰上徴収、655 除外納付委託、656 除外納付誓約、657 除外分割納付、658 除外徴収猶予、659 除外延滞金減免、660 除外差押、661 除外参加差押、662 除外交付要求、663 除外換価猶予、664 除外執行停止、665 除外時効中断、666 除外納通返戻、667 除外納通公示、668 除外督促返戻

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

669 除外督促公示、670 延滞金督促催告有無、671 記事宛名番号、672 記事連番、673 記事作成日、674 更新前催告書発行日、675 更新前催告納期、676 督促取消フラグ、677 引抜済フラグ、678 引抜理由コード、679 集配局区分、680 自治体識別コード、681 旧税目コード、682 旧調定年度、683 旧課税年度、684 旧通知書番号、685 旧事業年度開始日、686 旧事業年度終了日、687 旧申告区分、688 旧申告連番、689 旧期別、690 移管年月日、691 共通納税－地方公共団体コード、692 共通納税－納税者ID、693 共通納税－収納団体番号、694 共通納税－納付番号、695 共通納税－納付区分、696 共通納税－確認番号、697 共通納税－履歴番号、698 共通納税状態区分、699 調定特定区分、700 暫定調定作成フラグ、701 管理ファイル取込日、702 納付ファイル取込日、703 入金ファイル取込日、704 共通納税－申告区分、705 共通納税－税目区分、706 共通納税－期別－自、707 共通納税－期別－至、708 共通納税－申告受付番号、709 共通納税－申告受付日、710 共通納税－利用者ID、711 共通納税－納付者名フリガナ、712 共通納税－納付者名、713 共通納税－本税等合計額、714 共通納税－延滞金合計額、715 共通納税－支払可能期限、716 共通納税－特定キー1、717 共通納税－特定キー2、718 共通納税－納期限、719 共通納税－延滞金計算開始年月日、720 共通納税－入金年月日、721 共通納税－納付年月日、722 登録区分、723 納税者ID、724 納付可否区分、725 納付書情報登録依頼連番、726 処分コード、727 状態コード、728 処分内容、729 最大公売連番、730 処分連番、731 期別順番、732 標識番号、733 本税処分額、734 督手処分額、735 延滞金処分額、736 加算金処分額、737 取消年月日、738 取消事由コード

Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7．リスク1⑨を除く。）

1．特定個人情報ファイル名	
税情報ファイル	
2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：　目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・窓口や郵送における申告・申請の際、内容や本人確認措置を厳格に行う。 ・申告書や申請書の内容をシステムへ入力後、入力内容の照合を行い、確認を行う。 ＜審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）における措置＞ ・地方税ポータルセンタ（eLTAX）では、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けないようにシステムで制御している。eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要がある。申告等の手続きの際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすまし（第三者が利用者のふりをして申請すること）の確認・検証ができる。 また、利用届出や申告データ等に設定された提出先情報により、審査システム（eLTAX）が地方税ポータルセンタ（eLTAX）から取得できる情報に制限がされている。 ・地方税ポータルセンタ（eLTAX）では、公的年金等支払者から電子的に提出された情報を格納しており、記録された提出先情報により、審査システム（eLTAX）が地方税ポータルセンタ（eLTAX）から取得できる情報に制限がされている。 ・国税連携システム（eLTAX）は接続先が固定されており、国税庁及び他市区町村としか繋がっておらず、国税庁及び他市区町村から送信される情報以外を入手することはできない。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・申請データの確認や審査に際しては、内容や本人確認書類等の確認を厳格に実施する。 ・申請データを業務システムに登録後、業務システムに登録された内容と申請データを照合し、申請データの内容が正しく反映されているかを確認する。 ＜地方税外部連携システム（eLTAX）における措置＞ ・地方税外部連携システムにおいて振り分けられ、当団体宛ての団体間回送ファイル等のみ受信可能。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・市税の賦課徴収事務の遂行に必要な情報以外は入力できないよう、システム上担保されている。 ・本人又は代理人が記載する申告書等については、法令等に定める記載事項となっており、必要な情報以外は入手できないようにしている。 ＜審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）における措置＞ eLTAXは、利用者から法令等により定められた様式で受領することから、必要な情報以外を入手することを防止している。また、国税連携システムについても、国税庁から、法令等により定められた様式で送信されることから、必要な情報以外を入手することを防止している。 なお、国税連携システム（eLTAX）は、国税庁から法令等により定められた様式で他市区町村に送信された情報のうち、本市に課税権がある情報のみ、本市を送付先として指定されて送信されることから、必要な情報以外を入手することを防止している。 ＜個人住民税申告ポータルにおける措置＞ ・住民が個人住民税申告ポータルの画面の誘導に従い申請フォームに必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・評価対象の事務の遂行に必要な情報以外は登録できないよう、システム上担保されている。 ＜eLTAX（通知ポータル）における措置＞ ・納税者がeLTAX（通知ポータル）の画面の誘導に従い申請フォームに必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ＜地方税外部連携システム（eLTAX）における措置＞ ・地方税外部連携システムにおいて団体間回送ファイル等のレイアウトが定められており、必要な情報以外を受信することはない。
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	［　　十分である　　］　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・利用目的及び記載内容を説明した上で、本人から書面による記載を求めている。 ・調査、照会等により情報を入手する場合は、照会先に調査目的、根拠法令等を提示し、回答を求めている。 ・アクセスログを取得している。 ・あらかじめ許可されたシステム・職員以外の情報入手を抑止している。 ＜審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）における措置＞ ・利用者が、eLTAXで地方税法等の規定に基づき、個人番号付きの申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、各種申請・届出のデータを送信する際には、法令等において手続きに必要な事項を規定した様式を示していることから、利用者本人は個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を送信することとなる。 ＜個人住民税申告ポータルにおける措置＞ ・住民が個人住民税申告ポータルから個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・個人住民税申告ポータルの画面の誘導において住民に理解してもらいながら操作をしていただくことで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・申請データの入手は、サービス検索・電子申請機能を利用し、それ以外の方法での入手はできない。 ・システムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって入手可能な情報に制限をかける。 ＜eLTAX（通知ポータル）における措置＞ ・納税者がeLTAX（通知ポータル）から申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・eLTAX（通知ポータル）の画面の誘導において納税者に理解してもらいながら操作をしていただくことで、納税者に過剰な負担をかけることなく申請を実施いただけるよう措置を講じている。 ＜地方税外部連携システム（eLTAX）における措置＞ ・担当者のみが知り得るID・パスワードで地方税外部連携システムにアクセスし、当団体宛ての団体間回送ファイル等を受信する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・本人が申告書等を提出する際、職員等が直接、本人確認書類の提示を受ける。 ・本人の代理人が申告書等を提出する際、職員等が直接、本人からの委任状等の確認を行い、代理権の確認書類の提示を受ける。 ＜審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）＞ ・本人又は本人の代理人 番号法施行規則第3条（電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置）第2号ハに掲げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることなどにより確認する。 ・給与支払者、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。）、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等）、国税庁 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。 ・他市区町村 国税連携システム（eLTAX）で他市区町村から入手する所得税申告書等データは、他市区町村が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない（提供を行う者自身の本人確認は「〇本人又は本人の代理人」と同様である。） ＜個人住民税申告ポータルにおける措置＞ ・住民が個人住民税申告ポータルからサービス検索・電子申請機能へ個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。 ＜eLTAX（通知ポータル）における措置＞

	・納税者がeLTAX（通知ポータル）から申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の申請データを受領した地方団体は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。 ＜地方税外部連携システム（eLTAX）における措置＞ ・本市宛てに照会回答を行う地方団体が対象者の正確性を確認した上で送信している情報であり、本市が対象者の正確性を検証することはできないが、受け取った情報については正確性を確認する。

個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号カード、通知カード等の提示を受け、個人番号の真正性の確認を行う。 ・住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、真正性の確認を行う。 ＜審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）における措置＞ ・本人又は本人の代理人 市税システムは、中間サーバーと連携した統合宛名システムと連携して個人番号を保有しており、申告データ等を審査システム（eLTAX）から税務システムに登録する際に、真正性確認をする。 ・給与支払者、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。）、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等）、国税庁 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。 ・他市区町村 国税連携システム（eLTAX）で他市区町村から入手する所得税申告書等データは、他市区町村が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、整合性を確保するため、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等の確認作業をしている。 ・入力、削除及び訂正作業に用いた申告書や申請書は、本市情報セキュリティ対策基準等に基づいて管理し、保管している。 ・誤りの訂正を行う場合は、責任者の決裁を受けており、訂正した内容はシステム上記録され、法令等により定められた期間保管する。 ・入力した原本（申告書等）とデータファイルの照合を行い、入力チェックをしている。 ＜審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）における措置＞ ・本人又は本人の代理人、給与支払者、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。） eLTAXは、申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて受付を行い、審査システム（eLTAX）が、地方税ポータルセンタ（eLTAX）から当該情報を取得して原本として保存するシステムであるため、受付した情報をそのまま保管する必要がある。 審査システム（eLTAX）で保管している情報は、市税システムに連携し、地方税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査等に活用しており、納税者の申告内容を帳簿等で確認し、申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行っている。 ・公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等） eLTAXは、公的年金等支払報告書等について、書面に代えて電子的な方法で受付を行い、審査システム（eLTAX）が、地方税ポータルセンタ（eLTAX）から当該情報を取得して原本として保存するシステムであるため、受付した情報をそのまま保管する必要がある。 また、審査システム（eLTAX）で保管している情報は、税務システムに連携し、地方税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査等に活用しており、納税者の申告内容を帳簿等で確認し、申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行っている。 ・国税庁 正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。 ・他市区町村 国税連携システム（eLTAX）で他市区町村から入手する所得税申告書等データは、他市区町村が国税庁から入手した情報であるため、正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。 ＜個人住民税申告ポータルにおける措置＞ ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ＜eLTAX（通知ポータル）における措置＞ ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を自動転記することにより、不正確な個人番号の入力を抑止している。
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・窓口の場合は、職員等が直接書面を受けることとし、郵送の場合は、市税事務所又は市税分室を明記して、当該住所宛てに返送するようにする。 ・申告書や申請書については、施錠付きの部屋・書庫に保管している。 ・業務間の連携システムでは、接続する回線を専用回線（庁内）とし、接続された特定端末のみと連携していることで、連携システム外への漏えい・紛失に備えている。 ＜審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）における措置＞ ・本人又は本人の代理人、給与支払者、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。） 審査システム（eLTAX）において給与支払報告書等を入手するに当たっては、利用者から地方税ポータルセンタ（eLTAX）まではインターネット回線が利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ（eLTAX）では、不正アクセスチェックを実施している。地方税ポータルセンタ（eLTAX）からは、接続先が固定された閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされている。 ・公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等） 公的年金等支払者から、地方税共同機構までは、暗号化された情報を受領している。地方税ポータルセンタ（eLTAX）から審査システム（eLTAX）までは、閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信を行っている。 ・国税庁、他市区町村 国税連携システム（eLTAX）において所得税申告書データ等を入手するに当たっては、国税庁から地方税ポータルセンタ（eLTAX）までは専用回線（LGWAN）が利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ（eLTAX）では、不正アクセスチェックを実施している。地方税ポータルセンタ（eLTAX）からは、接続先が固定されたLGWANが利用され、暗号化通信がされている。 ＜サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムにおける措置＞ ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 ＜地方税外部連携システム（eLTAX）における措置＞ ・地方税外部連携システム（eLTAX）と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
－	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容		システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、不適切な端末操作や情報照会などを抑止し、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保する。また、システム連携基盤では、各利用システムごとにIDとパスワードによる認証及びアクセス制御を実施しており、必要のない情報との紐付け等が行われるリスクを防止している。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容		市税の賦課徴収事務に使用するシステムは、法令等に基づく必要な情報のみを保持しており、必要のない情報との紐付け等が行われることはない。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・申請管理システムは、法令等に基づく必要な情報のみを保持しており、必要のない情報との紐付け等が行われることはない。 ・利用する職員ごとに手続き単位で利用者制限を設定することで、アクセスできる情報を制限する。
その他の措置の内容		－
リスクへの対策は十分か	［　　十分である　　］	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	［　行っている　］	＜選択肢＞ 1）行っている　　2）行っていない
具体的な管理方法		業務上システムを使用する者について、所管課からの申請に基づきユーザID、パスワードを発行している。なお、パスワードは定期的に当該職員により変更しなければならないように設定している。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・申請管理システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。
アクセス権限の発効・失効の管理	［　行っている　］	＜選択肢＞ 1）行っている　　2）行っていない
具体的な管理方法		アクセス権限の発行・失効の管理は、所管課による異動届け及び人事データとの突合により実施している。また、その記録については管理簿によって管理している。 ＜サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムにおける措置＞ ・サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムのアクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行う。 ① 発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要となる情報にアクセスできるユーザIDを発効する。 ・ユーザID管理者が各事務に必要となるアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ② 失効の管理 ・定期的又は異動、退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動、退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。
アクセス権限の管理	［　行っている　］	＜選択肢＞ 1）行っている　　2）行っていない
具体的な管理方法		定期的にアクセス権限を確認し、不要となったアクセス権限を削除する等の見直しを実施している。 ＜サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムにおける措置＞ ・定期的にユーザID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザID管理者が行う。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。

特定個人情報の使用の記録		[　　記録を残している　　] ＜選択肢＞ 1）記録を残している　　2）記録を残していない
	具体的な方法	操作ログを記録し、一定期間サーバー上に保持し、不正な操作等を適宜確認している。 記録項目は以下のとおり。 ・記録項目 端末ID、職員ID、処理開始時刻、対象住民ID、プログラムID、画面ID　等 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・システムの操作ログを記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作ログにより適宜確認する。 ・バックアップされた操作ログについて、定められた期間保管する。
その他の措置の内容		離席時等の措置として、一定時間操作がない場合はコンピュータのロック等により、パソコン等の端末のディスプレイに情報が表示されない状態にすることで第三者による不正な操作を防止している。
リスクへの対策は十分か		[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
リスク3：従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容		操作ログを記録し、誰がいつ、どの端末から、どの情報を参照したかを把握している。 現場（市税事務所）の職員への研修等において、事務外利用の禁止等について指導する。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・システムの操作ログを記録する。 ・事務外利用の禁止等についてルールを定め、システム利用職員に対し、ルールに従って業務を行うよう指導する。
リスクへの対策は十分か		[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容		EUCデータについて、職員に対して適切な権限を設定することで、端末上に特定個人情報を含むファイルを自由に作成できないようにするとともに、ユーザ所属部署によりアクセス権限を管理し、アクセスできる情報を制限している。また、システム上、クライアントからのデータファイルのダウンロードができない仕組みとしている。 バックアップファイルの取得は入退室管理をしている場所での作業に限定している。 サーバー上での情報の複製は、システム管理者以外実施できないほか、システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとしている。また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に指導する。 ＜サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムにおける措置＞ ・サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムから取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ・アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN接続端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるようシステム的に制御する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。
リスクへの対策は十分か		[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
－		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認		1　機密性の高い情報を大量に取扱うことに精通している者を最優先に選定する。 2　業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティに関する遵守事項を説明する。 ・「川崎市情報セキュリティ対策基準」等の遵守 ・機密保持 ・再委託の禁止又は制限 ・指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止 ・情報の複写及び複製の禁止 ・情報の帰属 ・情報資産の授受、搬送、保管、廃棄等 ・本市の情報システムの使用やその設置場所への入退室 ・事故発生時における報告義務 ・事故時等の公表 ・情報セキュリティの確保に必要な管理事項 3　委託する業務で取扱う情報の機密性を考慮し、委託先の責任者や実施者から必要に応じ、機密保持等に関する誓約書を提出させる。 ＜審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）における措置＞ 国税連携システム（eLTAX）の運営に関する業務は、地方税共同機構が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者に委託している。 当該事業者は、ISMS認証（又はプライバシーマーク）を取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」（平成25年総務省告示第206号）の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者である。また、毎年度、地方税共同機構が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査結果についての報告を受けている。 審査システム（eLTAX）の運営に関する業務についても、上記に準じた確認を行っている。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限		[　　制限している　　]　＜選択肢＞ 1）制限している　　2）制限していない
	具体的な制限方法	委託契約書に以下の規程を設ける。 ・委託作業を行う作業員数を必要最小限に限定すること。 ・委託作業場所について、監視やパスワード施錠など情報セキュリティを強化すること。 ・委託作業内容や場所について、現地視察の受入れや報告を行うこと。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を事前に提出させる。 ・閲覧・更新権限を持つ者を必要最小限にする。 ・閲覧・更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム的に操作を制限する。 ・操作ログを記録し、不正な使用がないことを確認する。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録		[　　記録を残している　　]　＜選択肢＞ 1）記録を残している　　2）記録を残していない
	具体的な方法	委託先において、特定個人情報の利用履歴について、当該委託業務契約期間まで記録する。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。
特定個人情報の提供ルール		[　　定めている　　]　＜選択肢＞ 1）定めている　　2）定めていない
	委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書上明記する。 ・必要があれば、本市職員が現地調査を行うことも可能とする。
	委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先に提供する際、日付などを記録した受渡しの確認印を押印してもらい、本市税務当局が確認する。 記録は5年保管する。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・委託先に提供する際は、日付及び件数等を記録した受渡簿により管理する。

特定個人情報の消去ルール		[　　定めている　　] ＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託契約上、以下の措置をとる旨を規定し、必要に応じて委託先への現地調査を実施し、再委託先については、委託先を通じて管理状況及び実施状況を確認する。 ・情報の複写及び複製を行なわないこと。 ・業務終了後は速やかに本市税務当局に情報を返却しなければならないこと。 ・返却の際、受渡票等の書類により行う。 ＜申請管理システムにおける措置＞ 委託契約上、以下の措置をとる旨を規定している。また、必要に応じて本市職員が現地調査を行う。 ・情報の複写及び複製を行っていないこと。 ・業務終了後は速やかに本市税務当局に情報を返却しなければならないこと。 ・返却の際、受渡票等の書類により行う。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[　　定めている　　] ＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
	規定の内容	業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティに関する遵守事項を説明する。 ・「川崎市情報セキュリティ対策基準」等の遵守 ・機密保持 ・再委託の禁止又は制限 ・指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止 ・情報の複写及び複製の禁止 ・情報の帰属 ・情報資産の授受、搬送、保管、廃棄等 ・本市の情報システムの使用やその設置場所への入退室 ・事故発生時における報告義務 ・事故時等の公表 ・情報セキュリティの確保に必要な管理事項
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない　4）再委託していない
	具体的な方法	書面による許諾の無い再委託を禁止するとともに、再委託先においては委託先と同等のリスク対策を実施することとしている。また、特定個人情報ファイルの適切な取扱いが確保されていることを検証及び確認するため、監査又は検査を行っている。
その他の措置の内容		特定個人情報ファイルの適切な取扱いが確保されていることを検証及び確認するため、委託先及び再委託先（再々委託以降を行う場合の当該再々委託先等についても同じ。）に対して、監査又は検査を行う。 なお、川崎市市税口座振替事務センターにおける市税システム端末の利用にあたっては、特定個人情報が画面及び出力物に表示されないよう機能制限を行う。
リスクへの対策は十分か		[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録		[　　記録を残している　　] ＜選択肢＞ 1）記録を残している　　2）記録を残していない
	具体的な方法	閲覧、データ提供等については、許可書、依頼書等で記録・管理している。また、システム連携基盤では、特定個人情報の提供・移転日時及び提供・移転先について記録を残している。 ＜審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）における措置＞ ・本人又は本人の代理人 審査システム（eLTAX）を利用して本人又は本人の代理人へ提供する特定個人情報については、送信日や送信状況等の当該提供記録をシステム上で管理をしている。 ・給与支払者 審査システム（eLTAX）を利用して給与支払者へ提供する特定個人情報については、送信日や送信状況等の当該提供記録をシステム上で管理をしている。 ・公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等） 審査システム（eLTAX）を利用して公的年金支払者へ提供する特定個人情報については、送信日や送信状況等の当該提供記録をシステム上で管理をしている。 ・国税庁、他市区町村 ・国税連携システム（eLTAX）を利用して国税庁及び他市区町村へ提供する特定個人情報については、データ登録を行った職員や送信日、送信状況等の当該提供記録をシステム上で管理をしている。（記録の保存期間は最大730日）
特定個人情報の提供・移転に関するルール		[　　定めている　　] ＜選択肢＞ 1）定めている　　2）定めていない
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法第9条第2項及び番号法第19条第11号に基づく条例に規定される事項に限り提供又は移転する。また、システム連携基盤では、各利用システムごとにIDとパスワードによる認証及びアクセス制御を実施しており、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止している。 ＜審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）における措置＞ ・本人又は本人の代理人、給与支払者、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等） 審査システム（eLTAX）を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ（eLTAX）への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。 ・国税庁、他市区町村 国税連携システム（eLTAX）を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ（eLTAX）への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。 また、国税連携システム（eLTAX）では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か		[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・ユーザ所属部署によりアクセス権限を管理し、アクセスできる情報を制限している。 ・操作ログを記録し、誰がいつ、どの端末から、どの情報を参照したかを把握している。 ・閲覧、データ提供等については、許可書、依頼書等で記録・管理している。また、システム連携基盤において、あらかじめ設定された提供・移転先のみが連携可能となっており、また、すべての情報を連携することはできない仕組みとなっている。 ＜審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）における措置＞ ・本人又は本人の代理人、給与支払者 審査システム（eLTAX）において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことはできない。提供処理の際にシステムに格納するデータには納税者IDがあり、それにより提供先が設定される。なお、地方税ポータルセンタ（eLTAX）への送信には接続先が固定されたLGWANを用いており、また、利用者が提供されたデータの確認等をする場合にはインターネット回線を用いているが、eLTAX対応ソフトウェアを使用して地方税ポータルセンタ（eLTAX）にログインをして確認している。これらのデータは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 ・公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等） 審査システム（eLTAX）において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことはできない。提供処理の際にシステムに格納するデータには納税者IDがあり、それにより提供先が設定される。なお、地方税ポータルセンタ（eLTAX）への送信には接続先が固定されたLGWANを用いており、データは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）から公的年金支払者による提供の場合には、地方税共同機構と公的年金支払者の間で交わされている覚書により、提供方法が定められている。 ・国税庁、他市区町村 国税連携システム（eLTAX）において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができず、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。 また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）と市区町村間は接続先が固定されたLGWAN、地方税ポータルセンタ（eLTAX）と国税庁間は専用回線（KWAN）を用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 なお、国税連携システム（eLTAX）では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	税務職員への特定個人情報保護についての周知徹底や提供・移転の際、別職員との二重チェック等を行う。 閲覧、データ提供等については、許可書、依頼書等で管理している。庁内連携システム等によるデータ提供は、システム上、許可された提供先のみに提供されるよう制限している。 ＜審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）における措置＞ ・本人又は本人の代理人、給与支払者 審査システム（eLTAX）において、特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができないため、決められた情報のみ提供する。また、提供処理の際にシステムに格納するデータには利用者IDがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止している。 ・公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等） 審査システム（eLTAX）において、特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができないため、決められた情報のみ提供する。また、提供処理の際にシステムに格納するデータには特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止している。 ・国税庁、他市区町村 国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。 本市と国税庁との間の情報連携については、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。本市から地方税ポータルセンタ（eLTAX）までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ（eLTAX）から国税庁までは、専用回線（KWAN）が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するようにシステム的に担保している。 なお、他市区町村との間の情報連携については、地方税ポータルセンタ（eLTAX）から他市区町村までは、接続先が固定されたLGWAN回線が利用されているほかは、同様である。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
－	
6．情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　] 接続しない（入手）　[　　] 接続しない（提供）**
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜システム連携基盤における措置＞ システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとなっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （※2）番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ 中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜システム連携基盤における措置＞ システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の入手のみを実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜システム連携基盤における措置＞ システム連携基盤は、照会対象者に付番された個人番号に基づき、団体内統合宛名番号を付番してインタフェースシステムより処理通番等を入手した上で、情報提供用個人識別符号の取得依頼ができるよう設計されるため、照会対象者の個人番号に基づき正確に情報提供用個人識別符号の紐付けが行われることから、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	＜システム連携基盤における措置＞ ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果などについては、一定期間経過後に当該結果を自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい、紛失するリスクを軽減している。 ・システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※）。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みとしている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとなっている。 （※）中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みとなっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい･紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい･紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー･プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ 中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
リスク5： 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜システム連携基盤における措置＞ ・慎重な対応が求められる情報（DV被害者など）については中間サーバーにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人（団体内統合宛名番号など）または特定個人情報を管理し、中間サーバーの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとなっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ 中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜システム連携基盤における措置＞ ・システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の提供のみを実施するよう設計されるため、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報提供などを抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・セキュリティ管理機能（※）により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みとなっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとなっている。 （※）暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ 中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている

リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	＜システム連携基盤における措置＞ システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の提供のみを実施するよう設計されるため、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能（※）により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 （※）特定個人情報を副本として保存・管理する機能。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜システム連携基盤における措置＞ ・システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 ・システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されるため、安全性が担保されている。 ・システム連携基盤と自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとなっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ 中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。	

7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①NISC政府機関統一基準群		[政府機関ではない]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて遵守している　2）十分に遵守している 3）十分に遵守していない　4）政府機関ではない
②安全管理体制		[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて整備している　2）十分に整備している 3）十分に整備していない
③安全管理規程		[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて整備している　2）十分に整備している 3）十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知		[十分に周知している]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて周知している　2）十分に周知している 3）十分に周知していない
⑤物理的対策		[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
	具体的な対策の内容	＜市税システムにおける措置＞ ・市税システム接続用の端末はシンクライアント型を採用し、全てシステム上で動作させることにより、データ漏えい・毀損のリスクを軽減している。 ・データを定期的に保存し、DR環境に反映させることで、災害等発生時のデータ復旧に備えている。 ＜システム連携基盤における措置＞ ・セキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋（サーバー室）に設置したサーバー内に保管する。 ・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ・監視設備として監視カメラ等を設置している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	

⑥技術的対策		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
	具体的な対策の内容	＜市税システムにおける措置＞ ・市税システムは外部と遮断された専用回線（庁内）のみに接続することで、情報漏洩対策を行っている。 ・ウイルス対策ソフトを使用し、ウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ・クライアントへのソフトウェアのインストールは不可とし、接続できる機器を限定している。 ・情報はガバメントクラウドにおいて一元管理しており、その操作はシステム管理者のみ可能とすることで、滅失、毀損等のリスク対策を行っている。 ＜システム連携基盤における措置＞ ・システム連携基盤では、F／Wや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。 ・システム連携基盤では、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について」（デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
⑦バックアップ		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生あり　] ＜選択肢＞ 1）発生あり　2）発生なし
	その内容	別紙（個人情報に関する重大事故について）を参照
	再発防止策の内容	別紙（個人情報に関する重大事故について）を参照
⑩死者の個人番号		[　　保管している　　] ＜選択肢＞ 1）保管している　2）保管していない
	具体的な保管方法	生存者と同じ方法で、法令に定める期間保管する。

その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	税情報は課税年度単位で管理されており、また、その情報は随時更新される。 基本5情報等の宛名情報については、既存住基システムとの連携により毎日更新される。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	＜選択肢＞ 1）定めている 2）定めていない
手順の内容	・保管期間を過ぎたデータについては、あらかじめ削除対象データを確認の上、システム処理において削除処理を実行し、結果を職員が確認している。 ・データ保管媒体は要領・手順書等に基づき、授受、保管、廃棄を行い、管理台帳にて管理する。廃棄時は内容の消去、破壊等を行う。 ・帳票は要領・手順書等に基づき、授受、保管及び廃棄を実施し、適時その運用について点検を実施し、記録を残す。廃棄時は裁断、焼却、融解等を行う。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・保管期間を過ぎた申請データについては、あらかじめ削除対象データを確認の上、システムのバッチ処理において、削除処理を実行し、結果を職員が確認する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

Ⅳ　その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的なチェック方法	・1年に1回、チェックシート等により自己点検を行うこととしている。 ・国税連携システム（eLTAX）にあっては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準（平成25年総務省告示第206号）」の達成状況について、自己評価を実施している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監査		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な内容	＜外部監査＞ ・情報統括監理者（CISO）の責任において情報セキュリティ監査人（専門的技術を持った法人）に委託することにより実施している情報セキュリティ監査の中で、特定個人情報ファイルの取扱いの適正性についても併せて監査を行うこととしている。 ・監査の結果については、事務を所管する局の長（情報セキュリティ責任者）に通知し、改善のための措置を検討・実施している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な方法	現場（市税事務所）の職員に対して、特定個人情報を取扱う初年度においては、番号制度全体の知識習得と合わせて特定個人情報に特化した研修を行う。また、次年度以降については、毎年度行っている研修に特定個人情報の安全管理の内容を盛り込み、継続して安全かつ適正な運営を行う。 また、担当者を、地方税共同機構が実施しているセキュリティ研修会に参加させている。 本市で発生した特定個人情報に関する重大事故の再発防止の観点から、保護責任者に対して、特定個人情報の安全管理措置（特に、人的及び組織的安全管理措置）に関する研修を実施する。また、研修未受講の事務担当者に対し保護責任者から受講を促す。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
3. その他のリスク対策		
＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

Ⅴ　開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	・財政局税務部税制課 住　　所：〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2192 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課（情報公開担当） 住　　所：〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2108
②請求方法	個人情報の保護に関する法律及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づく開示・訂正等の請求を受け付ける。
特記事項	－
③手数料等	［　　無料　　］　＜選択肢＞ 1）有料　2）無料 （手数料額、納付方法：　　）
④個人情報ファイル簿の公表	［　　行っている　　］　＜選択肢＞ 1）行っている　2）行っていない
個人情報ファイル名	宛名管理業務ファイル、市民税データファイル、電子申告利用申請ファイル、その他諸税ファイル、固定資産税データファイル、電子申告償却資産データファイル、土地ファイル、家屋ファイル、償却資産ファイル、市税口座振替業務ファイル、市税収納業務ファイル、市税滞納整理業務ファイル、市税滞納処分業務ファイル、収納管理データファイル、軽自動車税データファイル、滞納処分決裁書
公表場所	川崎市ホームページ （https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000152460.html）
⑤法令による特別の手続	－
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	－
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	財政局税務部税制課 住　　所：〒210-8577　川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2192
②対応方法	－

Ⅵ　評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8年5月26日
②しきい値判断結果	[　　基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる　　] ＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる（任意に全項目評価を実施） 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に全項目評価を実施） 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に全項目評価を実施）
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	かわさき情報プラザ、公文書館、各区役所市政資料コーナー、川崎市ホームページ及び財政局税務部税制課において全項目評価書を公開し、ファクス、郵送、持参、専用フォームにて意見を受付。
②実施日・期間	令和8年6月4日から令和8年7月3日の30日間
③期間を短縮する特段の理由	期間短縮なし
④主な意見の内容	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策に関すること
⑤評価書への反映	なし
3. 第三者点検	
①実施日	令和8年7月28日
②方法	川崎市情報公開運営審議会（特定個人情報保護評価点検委員会）において第三者点検を実施した。
③結果	川崎市情報公開運営審議会（特定個人情報保護評価点検委員会）から、次のとおり結果通知あり。 地方税法等による地方税若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律等による森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務に係る特定個人情報保護評価に関し、提出を受けた特定個人情報保護評価書を適合性及び妥当性の観点から点検したところ、特定個人情報保護評価指針及び川崎市情報セキュリティ対策基準にのっとり、特定個人情報ファイルの適正な取扱い及び必要な保護措置がとられているものと考えます。
4. 個人情報保護委員会の承認 【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

別　紙

個人情報に関する重大事故について

事案１　国民健康保険高額療養費支給申請書の紛失

１ 事案の内容

（１） 発生（発覚）時期

令和６年４月８日

（２） 事案の概要

宮前区役所区民サービス部保険年金課において、令和６年３月支給分の国民健康保険高額療養費支給申請書を紛失した。

（３） 原因

事務担当者が足元に個人情報が記載された書類を数日にわたって放置していたことから、個人情報の適正な管理が行われていなかった。

（４） 影響

４０４件（２９５世帯分）の個人情報を紛失した。紛失した書類に含まれる情報は次のとおり。なお、現時点で個人情報の漏洩は確認されていない。

- 世帯主氏名、住所、電話番号
- 個人番号（マイナンバー）※本人の記載があった場合
- 被保険者証記号及び番号、振込先金融機関の情報
- 病院等へ支払った一部負担金の合計額、高額療養費額、支給申請額
- 診療を受けた被保険者の氏名、生年月日、医療機関、実日数、一部負担金の額

（５） 事故発覚後の対応

令和６年４月８日	事務担当者により申請書が所在不明であることが判明
令和６年４月８日～４月２２日	事務担当者による捜索を継続
令和６年５月１日	報道発表
令和６年６月３日	個人情報保護委員会より文書指導

２　再発防止策

（１）国民健康保険事務における再発防止策

・該当事務について、事務手続きのフローを再度、課内で確認するとともに、全職員において、個人情報の厳格な管理を徹底する。

・該当事務以外の事務についても、事務フローの確認と個人情報の取扱いについて、改めてチェックを行う。

・書類の紛失等、事務事故が疑われる場合には、即時に上司に報告することを全職員に対し周知徹

底する。

（２） 評価実施機関（川崎市）における再発防止策

・保護責任者に対して、特定個人情報の安全管理措置（特に、人的及び組織的安全管理措置）に関する研修を実施することとする。また、研修未受講の事務担当者に対し保護責任者から受講を促す。

・全ての特定個人情報保護評価書のⅣ_２．「従業者に対する教育・啓発」項目に、上記の研修についての記載を追加する。

（別添3）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月12日	（省略） ※直近の変更箇所以外は評価実施機関で管理する。	（省略）	（省略）	事後	
平成29年7月31日	（省略） ※直近の変更箇所以外は評価実施機関で管理する。	（省略）	（省略）	事後	
令和2年3月30日	（省略） ※直近の変更箇所以外は評価実施機関で管理する。	（省略）	（省略）	事後	
令和2年3月30日	（省略） ※直近の変更箇所以外は評価実施機関で管理する。	（省略）	（省略）	事前	
令和3年3月31日	（省略） ※直近の変更箇所以外は評価実施機関で管理する。	（省略）	（省略）	事前	
令和3年3月31日	（省略） ※直近の変更箇所以外は評価実施機関で管理する。	（省略）	（省略）	事後	
令和3年9月10日	（省略） ※直近の変更箇所以外は評価実施機関で管理する。	（省略）	（省略）	事後	
令和4年9月16日	（省略） ※直近の変更箇所以外は評価実施機関で管理する。	（省略）	（省略）	事後	
令和5年1月27日	（省略） ※直近の変更箇所以外は評価実施機関で管理する。	（省略）	（省略）	事後	
令和6年3月26日	（省略） ※直近の変更箇所以外は評価実施機関で管理する。	（省略）	（省略）	事後	
令和7年1月14日	（省略） ※直近の変更箇所以外は評価実施機関で管理する。	（省略）	（省略）	事後	
令和7年7月31日	（省略） ※直近の変更箇所以外は評価実施機関で管理する。	（省略）	（省略）	事前	
令和7年7月31日	（省略） ※直近の変更箇所以外は評価実施機関で管理する。	（省略）	（省略）	事前	
令和8年8月31日	（省略） ※直近の変更箇所以外は評価実施機関で管理する。	（省略）	（省略）	事前	
令和8年10月30日	表紙　公表日	令和8年8月31日	令和8年10月30日	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年10月30日	Ⅰ　基本情報　2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム10　①システムの名称	（新規）	地方税外部連携システム（eLTAX）	事前	重要な変更に該当しない項目の変更
令和8年10月30日	Ⅰ　基本情報　2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム10　②システムの機能	（新規）	地方公共団体及び国税庁との間で、電子的に照会・回答及び回送を行う機能。	事前	重要な変更に該当しない項目の変更
令和8年10月30日	Ⅰ　基本情報　2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム10　③他のシステムとの接続	（新規）	[〇] その他（地方税ポータルセンタ（eLTAX））	事前	重要な変更に該当しない項目の変更
令和8年10月30日	Ⅰ　基本情報　4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	（略） 2　現在は添付書類などの紙媒体での照会により確認している地方税関係情報等について、番号制度の導入により、情報提供ネットワークシステムを通じて照会することが可能となるため、事務負担の削減やより適正かつ公平な賦課徴収事務や調査ができる。 （略）	（略） 2　現在は添付書類などの紙媒体での照会により確認している地方税関係情報等について、番号制度の導入により、情報提供ネットワークシステム等を通じて照会することが可能となるため、事務負担の削減やより適正かつ公平な賦課徴収事務や調査ができる。 （略）	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年10月30日	Ⅰ　基本情報　（別添1）事務の内容	（図表のため略）	（図表のため略）	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではない変更であり、重要な変更に当たらない
令和8年10月30日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　3. 特定個人情報の入手・使用　①入手元　※	[〇] 行政機関・独立行政法人等（国税庁、運輸支局、神奈川県検査協会、地方公共団体情報システム機構、デジタル庁） [〇] 地方公共団体・地方独立行政法人（他市区町村）	[〇] 行政機関・独立行政法人等（国税庁、神奈川県軽自動車協会、運輸支局、神奈川県検査協会、地方公共団体情報システム機構、デジタル庁） [〇] 地方公共団体・地方独立行政法人（都道府県、他市区町村）	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではない変更であり、重要な変更に当たらないため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月30日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　6. 特定個人情報の保管・消去　①保管場所　※	1　市税システム（税務システム）における措置 ・市税システムに関するデータについては、ガバメントクラウド上に保管する。 ・紙媒体や電子媒体による申告書情報は、関係者以外立ち入りのできない執務室での取扱いに限られており、利用時以外は施錠された書庫・キャビネットで保管する。 2　審査システム（eLTAX）のサーバ及び国税連携システム（eLTAX）のサーバにおける措置 ・有人による監視や入退館装置による管理をしている建物の中で、さらに生体認証による入退室管理を行っている部屋（サーバ室）に設置した施錠したラック内に保管する。 ・また、サーバ室の入退室については、システム管理者が許可した者に限定しており、サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 3　システム連携基盤における措置 ・システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋（サーバ室）に設置したサーバ内に保管する。 4　中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 5　サービス検索・電子申請機能における措置 ・システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 ・外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。 6　ガバメントクラウドにおける措置 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	1　市税システム（税務システム）における措置 ・市税システムに関するデータについては、ガバメントクラウド上に保管する。 ・紙媒体や電子媒体による申告書情報は、関係者以外立ち入りのできない執務室での取扱いに限られており、利用時以外は施錠された書庫・キャビネットで保管する。 2　審査システム（eLTAX）のサーバ及び国税連携システム（eLTAX）のサーバにおける措置 ・有人による監視や入退館装置による管理をしている建物の中で、さらに生体認証による入退室管理を行っている部屋（サーバー室）に設置した施錠したラック内に保管する。 ・また、サーバー室の入退室については、システム管理者が許可した者に限定しており、サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 3　システム連携基盤における措置 ・システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋（サーバー室）に設置したサーバー内に保管する。 4　中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 5　サービス検索・電子申請機能における措置 ・システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 ・外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。 6　ガバメントクラウドにおける措置 ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に当たらないため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年10月30日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7. リスク1⑨を除く。） 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）　リスク1：目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	（略） （新規）	（略） ＜地方税外部連携システム（eLTAX）における措置＞ ・地方税外部連携システムにおいて振り分けられ、当団体宛ての団体間回送ファイル等のみ受信可能。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではない変更であり、重要な変更に当たらない
令和8年10月30日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7. リスク1⑨を除く。） 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）　リスク1：目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	（略） （新規）	（略） ＜地方税外部連携システム（eLTAX）における措置＞ ・地方税外部連携システムにおいて団体間回送ファイル等のレイアウトが定められており、必要な情報以外を受信することはない。	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではない変更であり、重要な変更に当たらない
令和8年10月30日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7. リスク1⑨を除く。） 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）　リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク　リスクに対する措置の内容	（略） （新規）	（略） ＜地方税外部連携システム（eLTAX）における措置＞ ・担当者のみが知り得るID・パスワードで地方税外部連携システムにアクセスし、当団体宛ての団体間回送ファイル等を受信する。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではない変更であり、重要な変更に当たらないため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年10月30日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7. リスク1⑨を除く。） 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）　リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク　入手の際の本人確認の措置の内容	（略） （新規）	（略） ＜地方税外部連携システム（eLTAX）における措置＞ ・当団体宛てに照会回答を行う地方団体が対象者の正確性を確認した上で送信している情報であり、当団体が対象者の正確性を検証することはできないが、受け取った情報については正確性を確認する。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではない変更であり、重要な変更に当たらないため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月30日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）　リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク　特定個人情報の正確性確保の措置の内容	(略) ・入力、削除及び訂正作業に用いた申告書や申請書は、本市情報セキュリティ基準等に基づいて管理し、保管している。 (略)	(略) ・入力、削除及び訂正作業に用いた申告書や申請書は、本市情報セキュリティ対策基準等に基づいて管理し、保管している。 (略)	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に当たらないため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年10月30日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）　リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク　リスクに対する措置の内容	(略) (新規)	(略) ＜地方税外部連携システム（eLTAX）における措置＞ ・地方税外部連携システム（eLTAX）と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではない変更であり、重要な変更に当たらないため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年10月30日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 3. 特定個人情報の使用　リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク　特定個人情報の使用の記録　具体的な方法	操作ログを記録し、一定期間サーバ上に保持し、不正な操作等を適宜確認している。 記録項目は以下のとおり。	操作ログを記録し、一定期間サーバー上に保持し、不正な操作等を適宜確認している。 記録項目は以下のとおり。 (略)	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に当たらないため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年10月30日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 3. 特定個人情報の使用　リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク　リスクに対する措置の内容	(略) サーバ上での情報の複製は、システム管理者以外実施できないほか、システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとしている。また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に指導する。 (略)	(略) サーバー上での情報の複製は、システム管理者以外実施できないほか、システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとしている。また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に指導する。 (略)	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に当たらないため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年10月30日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク　委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク　委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク　委託契約終了後の不正な使用等のリスク　再委託に関するリスク　情報保護管理体制の確認	(略) ・「川崎市情報セキュリティ基準」等の遵守 (略)	(略) ・「川崎市情報セキュリティ対策基準」等の遵守 (略)	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に当たらないため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年10月30日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク　委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク　委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク　委託契約終了後の不正な使用等のリスク　再委託に関するリスク　委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定　規定の内容	(略) ・「川崎市情報セキュリティ基準」等の遵守 (略)	(略) ・「川崎市情報セキュリティ対策基準」等の遵守 (略)	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に当たらないため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年10月30日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 7. 特定個人情報の保管・消去　リスク1：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク　⑤物理的対策　具体的な対策の内容	＜市税システムにおける措置＞ ・市税システム接続用の端末はシンクライアント型を採用し、全てシステム上で動作させることにより、データ漏えい・毀損のリスクを軽減している。 ・データを定期的に保存し、DR環境に反映させることで、災害等発生時のデータ復旧に備えている。 ＜システム連携基盤における措置＞ ・セキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋（サーバ室）に設置したサーバ内に保管する。 (略)	＜市税システムにおける措置＞ ・市税システム接続用の端末はシンクライアント型を採用し、全てシステム上で動作させることにより、データ漏えい・毀損のリスクを軽減している。 ・データを定期的に保存し、DR環境に反映させることで、災害等発生時のデータ復旧に備えている。 ＜システム連携基盤における措置＞ ・セキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋（サーバー室）に設置したサーバー内に保管する。 (略)	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に当たらないため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月30日	Ⅳ　その他のリスク対策 ※ ②監査　具体的な内容	＜外部監査＞ ・情報統括監理者（CIO）の責任において情報セキュリティ監査人（専門的技術を持った法人）に委託することにより実施している情報セキュリティ監査の中で、特定個人情報ファイルの取扱いの適正性についても併せて監査を行うこととしている。 （略）	＜外部監査＞ ・情報統括監理者（CISO）の責任において情報セキュリティ監査人（専門的技術を持った法人）に委託することにより実施している情報セキュリティ監査の中で、特定個人情報ファイルの取扱いの適正性についても併せて監査を行うこととしている。 （略）	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更に当たらないため、事前の提出・公表が義務付けられない